

平成30年 第4回定例会

# 青木村議会会議録

平成30年12月12日 開会

平成30年12月18日 閉会

青木村議会

## 平成30年第4回青木村議会定例会会議録目次

### 第 1 号 (12月12日)

○議事日程	1
○出席議員	1
○欠席議員	2
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	2
○事務局職員出席者	2
○開会の宣告	3
○議事録署名議員の指名	3
○会期決定	3
○村長挨拶	4
○議案第1号の上程、説明	9
○議案第2号の上程、説明	10
○議案第3号の上程、説明	11
○議案第4号の上程、説明	12
○議案第5号の上程、説明	13
○議案第6号の上程、説明	14
○議案第7号の上程、説明	15
○議案第8号の上程、説明	16
○議案第9号の上程、説明	19
○議案第10号の上程、説明	20
○議案第11号の上程、説明	21
○請願第1号の上程、説明	22
○陳情第1号の上程、説明	24
○平成30年度青木村社会福祉協議会会計補正予算(第1号)の報告	26
○議案第8号の質疑、討論、採決	27
○日程の追加	31
○議案第12号の上程、説明	32
○散会の宣告	41

第 2 号 (12月14日)

○議事日程	4 3
○出席議員	4 3
○欠席議員	4 3
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4 3
○事務局職員出席者	4 4
○開議の宣告	4 5
○議事日程の報告	4 5
○一般質問	4 6
堀内富治君	4 6
松澤正登君	6 0
居鶴貞美君	7 2
坂井弘君	9 0
山本悟君	1 1 5
金井とも子君	1 2 3
宮入隆通君	1 3 5
○会議時間の延長	1 5 2
○散会の宣告	1 5 3

第 3 号 (12月18日)

○議事日程	1 5 5
○出席議員	1 5 5
○欠席議員	1 5 5
○地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1 5 6
○事務局職員出席者	1 5 6
○開議の宣告	1 5 7
○議事日程の報告	1 5 7
○視察研修報告	1 5 7
○議案第1号の質疑、討論、採決	1 6 1

○議案第 2 号の質疑、討論、採決	1 6 2
○議案第 3 号の質疑、討論、採決	1 6 2
○議案第 4 号の質疑、討論、採決	1 6 3
○議案第 5 号の質疑、討論、採決	1 6 4
○議案第 6 号の質疑、討論、採決	1 6 7
○議案第 7 号の質疑、討論、採決	1 6 9
○議案第 9 号の質疑、討論、採決	1 7 1
○議案第 1 0 号の質疑、討論、採決	1 7 4
○議案第 1 1 号の質疑、討論、採決	1 7 6
○議案第 1 2 号の質疑、討論、採決	1 7 7
○請願第 1 号の質疑、採決、委員会付託	1 9 2
○陳情第 1 号の質疑、討論、採決	1 9 3
○閉会の宣告	1 9 6
○署名議員	1 9 7

平成30年12月12日（水曜日）

（第1号）

## 平成30年第4回青木村議会定例会会議録

### 議事日程(第1号)

平成30年12月12日(水曜日)午前9時開会

- 日程第 1 議事録署名議員指名
- 日程第 2 会期決定
- 日程第 3 議案第 1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 3号 青木村個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 4号 青木村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 5号 寄附採納について
- 日程第 8 議案第 6号 青木村奨学基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 9 議案第 7号 債権の放棄について
- 日程第10 議案第 8号 平成30年度青木村一般会計補正予算について
- 日程第11 議案第 9号 平成30年度青木村国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第12 議案第10号 平成30年度青木村簡易水道特別会計補正予算について
- 日程第13 議案第11号 平成30年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第14 請願第 1号 長野県の子ども・障がい者等の医療費窓口完全無料化を求める請願について
- 日程第15 陳情第 1号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情について
- 日程第16 一般質問
- 追加日程第1 議案第12号 平成30年度青木村一般会計補正予算について

---

### 出席議員(10名)

1番	宮入隆通君	2番	坂井弘君
3番	松澤正登君	4番	金井とも子君

5番 宮下 壽章 君

6番 沓掛 計三 君

7番 居鶴 貞美 君

8番 小林 和雄 君

9番 堀内 富治 君

10番 山本 悟 君

欠席議員（なし）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	北村 政夫 君	教 育 長	沓掛 英明 君
総務企画課長 兼事業推進 兼室長	片田 幸男 君	参事兼 建設農林課長 兼農振興 兼係長	花見 陽一 君
住民福祉課長 兼保健衛生 兼係長	小宮山 俊樹 君	教育次長兼 公民館長	横田 孝 君
保 育 園 長	若林 喜信 君	会計管理者兼 税務会計課長	多田 治由 君
建設農林課長 兼補佐兼 建設係長	宮下 剛男 君	商工観光移住 課長	新津 俊二 君
建設農林課長 兼上下水道係	横沢 幸哉 君	住民福祉課 兼補佐兼 地域包括支援 センター長	宮澤 章子 君
住民福祉課長 兼住民福祉係	上原 博信 君	総務企画課 兼補佐兼 総務係長	稲垣 和美 君
税務会計課長 兼住民税係	早乙女 敦 君	総務企画課 兼企画財政係 課長	小林 利行 君
税務会計課長 兼資産税係	奈良本 安秀 君	総務企画課 兼事業推進 兼室長	塩澤 和宏 君
建設農林課長 兼国土調査係	小林 義昌 君	総務企画課 兼庶務係 課長	小林 宏記 君
商工観光課長 兼移住観光 兼係長	上原 信子 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長	片田 幸男	事 務 局 員	稲垣 和美
---------	-------	---------	-------

開会 午前 9時00分

### ◎開会の宣告

○議長（沓掛計三君） 皆さん、おはようございます。

会議に先立ちまして、本日、上田ケーブルビジョンさんが撮影に入っておりますので、御承知おきください。

定刻になりましたので、ただいまから平成30年第4回青木村議会定例会を開催します。

---

### ◎議事録署名議員の指名

○議長（沓掛計三君） 日程第1、議事録署名議員の指名を行います。

会議規則第115条の規定により、3番、松澤正登議員、9番、堀内富治議員を指名いたします。

---

### ◎会期決定

○議長（沓掛計三君） 日程第2、会期の決定についてお諮りします。

去る12月6日、議会運営委員会において、本定例会の会期は、本日12日から19日までの8日間と決定されましたが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 異議なしと認めます。

よって、会期は12月19日までの8日間と決定しました。

それでは、日程について、事務局より、別紙のとおりお配りします。

日程について申し上げます。

本日12日開会、議案説明のみで散会といたします。ただし、日程第14の議案第8号については、さきの議会運営委員会において判断・決定により、工期的に緊急性があるとの理由から、本日審議・採決を行います。13日木曜日は議案審査のため休会、14日金曜日は一般質問、15日と16日は休日のため休会、17日月曜日は議案審査のため休会、18日火曜日は審

議・採決、議員視察研修についての委員長報告、19日水曜日は審議・採決といたします。

---

### ◎村長挨拶

○議長（沓掛計三君） ここで、村長より挨拶があります。

北村村長。

○村長（北村政夫君） おはようございます。

本日、平成30年第4回青木村議会12月定例会を招集いたしましたところ、全議員の皆さんに御出席をいただきましてありがとうございます。

日ごろより皆様方には、村政の運営に御理解と御協力をいただき、感謝を申し上げたいと存じます。

ことは全国的に自然災害の多い年でした。6月に発生いたしました大阪府北部地震、西日本を中心とした7月の豪雨災害、9月に発生いたしました北海道胆振東部地震並びに相次いで上陸した台風など、各地で甚大な被害が発生いたしました。犠牲になられました方々の御冥福をお祈り申し上げますとともに、被災されました皆様に心よりお見舞いを申し上げます。

おかげさまで当村では大きな被害はありませんでしたが、8月の降ひょうによりますリンゴやソバの被害、落雷による五島慶太翁生家の焼失がございました。

また、ことしの夏は災害レベルの大変な猛暑が続きまして、全国では熱中症の疑いによる救急搬送の人員は過去最多となりました。小・中学校の全教室へのエアコンの整備の必要性が高まり、前回9月定例会では、早急な整備への御意見を伺いました。おかげさまで国の補助もいただきまして、今議会で補正予算を計上させていただくことができました。

11月28日、東京で開催されました全国町村長大会の席上、東京大学名誉教授、大森彌先生の特別講演がございました。これは9月の村定例議会の冒頭の挨拶の中でも申し上げました2040年問題と同様の問題提起でございます。まず、平成の強力な合併推進や、ただいま棚上げとなっております道州制推進基本法案、あるいは増田レポートと呼ばれます小規模町村の消滅論の経過、こういった流れがございまして、そして、「標準化」と「効率化」をキーワードとして、自治体行政のOSを書きかえる必要性を強調する自治体戦略2040構想について述べられておられます。

この動きは、大森先生も危惧しているとおおり、私たちには国が強力に推進してきた平成の合併とダブって見えてまいります。私たちのふるさと青木村を自主・自立の村として次世代へ託していく努力をしっかりとしなければならぬと考えているところでございます。

さて、12月も中旬となりまして、心せわしい時期となりました。ことしの村の主な出来事を振り返ってみたいと思います。

2月に、平成25年度より整備してまいりました市之沢浄水場・水道管工事が終了いたしました。これによりまして、村全体の供給能力が1.4倍に高まり、安定的においしい水を供給できる体制が整いました。

4月より、小川原秀太郎先生によります青木診療所の午後診療が開始されました。高性能の超音波、レントゲンなどの医療機器も整備されました。

4月4日、長和町と青木村が共同で建設し、し尿・浄化槽汚泥処理施設、長和町汚泥再生処理センターが完成いたしました。汚泥を堆肥化できるなど、すぐれた施設となりました。

4月28日、重点道の駅に選ばれたのを機に、平成27年度より順次整備を進めてまいりました道の駅あおきの竣工式が太田昭宏前国土交通大臣、阿部守一知事をお迎えして盛大に開催されました。タチアカネ蕎麦や秋のマツタケが年間の売り上げに大きく寄与いたしました。

8月、殿戸区出身で、東急グループの創設者であり、五島育英会の創立者でもある五島慶太翁の功績を次代に広く紹介するため、ふるさと寄附金の募集を開始いたしました。残念ながら8月24日の雷雨によりまして、現存していた生家が消滅しましたが、顕彰運動を引き続き行ってまいります。

9月、青木村オリジナルブランド「タチアカネ蕎麦」のおいしさを多くの皆さんへPRすべく、キッチンカー「タチアカネGO!!」を整備いたしました。災害時の移動式炊き出し車としての活用も期待されます。

9月中旬から10月中旬ぐらいにかけてまして、夏の気温と雨量が適していたのか、ことしはマツタケが大豊作となりまして、道の駅あおきは朝から大行列ができるほどの盛況でございました。

11月16日、野生化した竹の竹林の有効利用を目指す竹チップ活用プロジェクトでは、このたび、竹チップ化する粉碎機を導入いたしました。竹による荒廃農地化の歯どめや生ごみの堆肥化による減量等、さまざまな活用が想定されます。

国道143号青木峠新トンネルについてですが、5月22日、長野県からルート帯が発表されました。8月9日には、地元の入田沢区で住民説明会が開催され、10月から坑口の測量も開

始されるなど、事業化へ向け着実に進捗しております。

また、教育委員会では、平成30年度、この予算で青木中学校に生徒用のタブレットを36台配置いたしました。秋の文化祭では、各学年がコンピュータを駆使したCMをつくるなど、ICT教育の充実が図られました。

上田薬剤師会が内閣府の認定を受けて採択を受けました電子版健康ポイント事業のプレ実証実験を青木村で行うことになりました。来年1月から3月にかけて、約30名の村民の方に健康づくりを実践していただき、成果と課題等を整理した上で、来年度以降、上小地域全域で拡大していく計画でございます。

さて、平成30年11月22日付の内閣府発表の月例経済報告では、先行きについては雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復が続くことが期待される。ただし、通商問題の動向が世界経済に与える影響や海外経済の不確実性、金融資本市場の変動の影響等に留意する必要があるとしております。

村では、この12月下旬から次年度の当初予算の編成作業に入ります。

まず、国の平成31年度予算の概算要求に当たっての基本的な方針についてであります。平成31年度予算は、経済・財政再生計画の枠組みのもと、引き続き手を緩めることなく、本格的な歳出改革に取り組む。歳出全般にわたり、施策の優先順位を洗い直し、無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化する。また、骨子の中で、地方交付税交付金については、新経済・財政再生計画との整合性に留意しつつ要求するとしております。

次に、県の平成31年度当初予算編成方針についてであります。県の財政状況は、今年度については、県税収入は当初予算額をおおむね確保できる見通しであるものの、当初予算において、財政調整のために基金を92億円を取り崩していることから、予算の執行段階における工夫等により、基金取り崩しの抑制に努める。

来年度については、国際醸成のリスクを背景に、法人2税を中心に、これまでのような県税収入の増加が期待できないこと、高齢化等による社会保障関係予算の関係費の増加などによる義務的経費が裁量的経費を圧迫する硬直的な構造が続くこと、来年10月に予定されている消費税率の引き上げ、幼児教育の無料化を初めとする国の予算、制度の見直しの影響や地方財政対策の動向を見きわめる必要があることから、財政状況は不透明さを抱えながら、厳しさを増すものと見込まれる。

なお、一定の仮定のもとで資産すると、104億円の財源不足が生じる見込みとなっていることから、歳入歳出の両面にわたり財源確保に取り組み、財源不足額の圧縮に努めるとして

おります。

次に、村の予算編成に当たりましての基本方針について申し上げます。

国全体では、超少子化、高齢化によります人口減少や経済の見通しなど、全体が不透明な中ではありますが、村では、平成31年度は第5次長期振興計画後期基本計画の3年目となり、日本一住みたい村づくり計画の実現に全力で取り組んでまいります。

本年度は、道の駅あおきのリニューアル工事、市之沢浄水場・水道管工事などの大型の事業が一区切りとなりましたが、引き続き村の財政力が県下の市町村の中の約6割程度の実力しかないことなどの認識のもと、村が真に担うべき事業を集中と選択し、限られた財源を有効かつ合理的に活用いたしまして、より質の高いサービスが提供できる村政の実現を目指してまいります。創意と工夫で最大の効果が得られるよう、住民の皆さんの参加をいただきながら、職員の英知を結集して、元気で豊かな村づくり、日本一住みたい村づくりに取り組んでまいります。

国の動きに敏感に対応できる体制をしいていまして、この中で村の活性化や課題解決に積極的に取り組んでまいります。あわせて、国・県からの財源確保が確実な事業を優先させてまいります。

いずれにいたしましても、青木村はもとより厳しい財政状況の中、村民の皆さんの将来に夢を持てる先々を見通した施策を、スピード感をもちまして、年々ふえる社会保障への対応を図りながら、住民の皆さんの声をよく反映いたしまして、将来を見据えた予算編成をしてまいります。

さて、さきの9月定例会以降本日までの主な行政等の報告をさせていただきます。

9月17日から敬老者の祝賀事業によります訪問を行いました。米寿53名、白寿2名、100歳3名、102歳2名、103歳1名、105歳2名の方々に御長寿のお祝いの日を迎えられました。

10月、村営住宅への入居需要が高まる中、多額の費用を要する村営住宅の新設や老朽化した施設の改修によらず、民間と協働して設置した賃貸住宅を移住・定住促進住宅として活用し、家賃の一定額を補助する新たな村営住宅制度を創設いたしました。

10月13日、内閣官房参与の浜田宏一氏、飯島勲氏の両氏が来村されまして、最新の経済情勢や政局について講演をいただきました。信州・青木村の地におきまして、世界を見据えた最新の政治経済の動向について学ぶ貴重な機会となりました。

10月20日、上田市の富士山の信州上小森林組合を会場といたしまして、県内各地からたくさんの方が参加いただきまして、阿部知事との県政タウンミーティングが行われまし

た。松くい虫対策に関して、県でも積極的に取り組んでいただいていることを確認できました。最後に知事から、空中散布についてさまざまな意見が出され、問題の共有ができた殿まための発言がありました。松くい虫の被害を放置したら、その後どうなるのか、こういった踏み込んだ議論が欲しかったと思ったところでございます。

11月2日から4日の3日間、2年ぶりの青木村総合文化祭が盛大に開催されました。例年にたがわず多くの皆さんの絵画、書道、陶芸など、多彩な作品が並びました。4日の公民館活動・歴史ある地区の神楽発表では、日ごろの活動・練習の成果を存分に発揮した熱演が続きまして、多くの村民の皆さんを楽しませていただきました。

11月17日から18日、青木村産業祭2018が「発見・体験・交流」をテーマに開催されました。天候にも恵まれまして、各ブースでは特産品を買い求めるお客さんでにぎわいました。回を重ねるごとに、ふるさと公園あおきのイベント広場としての使い方もなれてまいりまして、村民の皆さんの出店も多くなり、毎年子供たちに大人気の商工会青年部によるビンゴ大会でフィナーレを飾っていただきました。同時開催のタチアカネ新そばまつりも合計1,000人以上の皆さんに新そばを堪能していただき、好評のうちに終了することができました。

11月19日から26日まで、今年度も各地区で来年度予算に向けての要望について、現地を回りながら、確認しながらお受けいたしました。道路、河川、水路等合計235カ所に関する要望をいただきました。緊急性のある箇所もありますので、計画的に予算を確保し実施してまいります。

12月5日、信州発のすぐれたブランドを選定、表彰する信州ブランドアワード2018におきまして、「タチアカネ蕎麦」が入選いたしました。これは、地元のすぐれたブランドを選考・周知して、地域の魅力を高め、信州全体のブランド価値を底上げしようという事業でございまして、関係された皆さんの日ごろの努力が実を結び入選を果たすことができました。

ちょっと原稿にはないんですが、今議会、議案といたしまして条例5、補正予算4、寄附採納1、権利放棄1、そして請願1、陳情1の各議案等をお願いしてございます。

補正予算の主なものを申し上げます。

平成30年度一般会計補正予算につきまして、一般会計補正予算第3号は、歳入歳出それぞれ7,880万8,000円を追加いたしまして、総額28億7,627万9,000円とするものでございます。ことしの夏の災害とも言われる猛暑は今後も予想されますので、学校現場から健康被害の不安が寄せられており、子供たちの安全と健康を守るため、速やかな整備を実施することとし、小・中学校施設の空調設備の整備に係る費用を計上いたしました。

総事業費7,880万8,000円で、その財源といたしましては、国庫補助学校施設環境改善交付金1,458万3,000円、後に6割の交付税措置があります学校教育施設等整備事業債2,910万円を借り入れいたしまして、一般財源といたしまして、3,512万5,000円を計上したところでございます。

以上、提案いたしました議案のうち主な内容を申し上げましたけれども、詳細につきましては、教育長並びに担当課長から説明をいたしますので、御審議の上、御議決いただきますようお願い申し上げます。冒頭の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 村長の挨拶が終わりました。

---

#### ◎議案第1号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第3、議案第1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） それでは、お願いします。

議案第1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例（案）。

平成30年12月12日提出、青木村長、北村政夫。

裏面をお願いいたします。

これは、特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例（昭和38年青木村条例第7号）の一部を改正するものであります。

別表1、第1条関係中、統計調査員、事務嘱託員、嘱託医の下に、新たに部活指導員を加えるものです。

附則として、この条例は平成30年9月1日から適用し、公布の日から施行するとしました。

この条例改正は、青木中学校の部活動の指導を部活指導員に委嘱し報酬を支払うことができるようにするものであります。現在、部活動指導員は青木中学校の剣道部の指導をしてくださる3名の方に委嘱しております。その3名は、長野県教育委員会が実施した研修会にも参加していただきまして、指導者としての研修を済ませております。今後は、中学校の先

生方と相談しながら、部活動の指導だけではなくて引率や部活動の運営等の職務を行えるものとしております。現在、中学校の先生、それから生徒、保護者の方からの信頼も厚く、よい関係で運営がされております。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

---

### ◎議案第2号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第4、議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） それでは、議案第2号につきまして御説明申し上げます。

議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（案）。

平成30年12月12日提出、青木村長、北村政夫。

次のページをお願いいたします。

一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例。

第1条 一般職の職員の給与に関する条例（昭和35年青木村条例9号）の一部を次のように改正する。

第30条第1項第1号中「100分の90」を「100分の95」に改め、同項第2号中「100分の42.5」を「100分の47.5」に改める。

別表1を次のように改めるということで、以下は行政職の給料表となっております。

最後のページに、条例の一部改正概要を添付してございますので、ごらんください。

ことしの給与改正は、国の人事院勧告及び県人事委員会勧告に基づき、国・県が平成30年4月にさかのぼって実施する給与制度の見直しを踏まえて、村におきましても実施するものでございます。

給料表は平成30年4月1日よりさかのぼって県の給料表を適用し、平均で0.5%の引き上げとなります。また、期末手当につきましては、総支給月数は変わりませんが、平成31年度から6月分と12月分の支給月について同月数に改正するものでございます。勤勉手当については、支給月数を0.05月分引き上げるものでございまして、平成31年度からは総支給月数

は変わりませんが、6月分と12月分の支給月について、同月数に改正するものでございます。

扶養手当については、平成29年の国の人事院勧告及び県人事委員会勧告に基づき、県が他の都道府県の見直し動向や税制及び社会保障制度の見直し動向を踏まえ、国家公務員制度に準じて見直すこととされたのを受け、当村においても、平成31年度以降分の扶養手当額について以下のとおり改正し、平成31年4月1日から実施するものでございます。

以下、ごらんのとおり、期末勤勉手当につきましては、総支給月数は本年度と変わりませんが、6月、12月の支給月数が同月数になってございます。

扶養手当につきましては、配偶者が1万円から6,500円に、子が8,000円から1万円に、父母等は6,500円というふうになってございます。

以上、議案第2号について御説明申し上げました。御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

---

### ◎議案第3号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第5、議案第3号 青木村個人情報保護条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 議案第3号 青木村個人情報保護条例の一部を改正する条例（案）。

平成30年12月12日提出、青木村長、北村政夫。

次のページをお願いいたします。

青木村個人情報保護条例の一部を改正する条例。

青木村個人情報保護条例（平成12年青木村条例第4号）の一部を次のように改正する。

ということで、最後のページに条例の一部改正概要を添付してありますので、ごらんいただければと存じます。

個人情報保護法等改正法及び行政機関個人情報保護等改正法が施行されたことを踏まえ、当村においても、以下のとおり所要の改正を行うものでございます。

まず、個人情報の定義の明確化ということで、大きく分けて2点になります。

1点目は、情報通信技術の発展により、制定当時には想定されなかったパーソナルデータ

の利活用が可能になったことを受け、利活用に資するグレーゾーン解消のため、個人情報の定義に身体的特徴等が対象となることを明確化し、その情報を単体でも個人情報に該当することとした個人識別符号の定義を設けました。個人識別符号は以下のいずれかに該当するものです。

ということで、身体の一部の特徴を電子計算機のため変換した符号として以下のようなもの、また、サービス利用や書類において、対象者ごとに割り振られる符号として以下のようなものが対象となります。

2点目は、これまで個人情報保護法においてはセンシティブ情報（人種、思想・信条、社会的身分等に関する情報）につきましても、典型的に定義することは困難が伴う等の理由から、センシティブ情報の取り扱いについては特に明確ではありませんでした。しかしながら、諸外国の主な国々では一般的となっていておきまして、日本でも各省庁の策定するガイドラインや地方公共団体の条例で一定の機微な情報の取り扱いを定めることが一般的になりつつあることを受け、以下のいずれかに該当する情報を要配慮個人情報と定義するものでございます。

ということで、人種、信条、社会的身分、病歴、前科、犯罪被害者情報が挙げられ、その他本人に対する不当な差別、偏見が生じないよう特に配慮を要するものとして、以下の内容が該当となるものでございます。

以上、議案第3号について御説明申し上げました。御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願い申し上げます。

---

#### ◎議案第4号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第6、議案第4号 青木村介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（小宮山俊樹君） それでは、議案第4号について御説明申し上げます。

青木村介護保険条例の一部を改正する条例（案）。

平成30年12月12日提出、青木村長、北村政夫。

裏面をお願いいたします。

青木村介護保険条例の一部を改正する条例。

青木村介護保険条例（平成12年青木村条例第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第1号中「2万1,600円」を「2万5,200円」に改め、同条に次の1項を加える。

6 第1項第1号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成30年度から32年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず2万1,600円とする。

附則。この条例は公布の日から施行し、改正後の第2条の規定は、平成30年4月1日から適用するというごさいます。

青木村では特別な基準による保険料率を採用しているわけですが、本来の額と減額賦課されたこの額との差額分につきましては、国が2分の1、県が4分の1を負担していただくことになっております。今回の改正で、条例上、本来の保険料率を条例上に明示しておかなければ、その差額を明確にするようにということで、その指摘がございましたので、改正するものでございます。

被保険者にとって特段制度や納付額等が変わるものではないことを申し添えておきます。

以上のとおり御説明申し上げました。よろしく御審議いただき、御決定賜りますようお願いいたします。

---

#### ◎議案第5号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第7、議案第5号 寄附採納についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） それでは、議案第5号 寄附採納について説明申し上げます。

寄附採納について。

次のとおり寄附の申し出があったので、採納することについて議会の議決を求める。

記といたしまして、1、寄附者、青木村大字村松1721番地の2、岩下勇雄氏、寄附金額100万円、青木村奨学資金として。2、寄附者、青木村大字村松1082番地、元青木村清流会

会計、沓掛貞人氏、寄附金額18万111円、青木村奨学基金として。3、寄附者、上田市大字上丸子781番地3、森泉徹雄氏、寄附金額10万円、青木村奨学基金として。4、寄附者、青木村大字田沢3737番地、岡崎宏嗣氏、寄附金額10万円、一般寄附金としてということですが、診療所の改修に役立ててほしいというふうに伺っております。5、寄附者、青木村大字田沢3737番地、岡崎華那子氏、寄附金額10万円、一般寄附金として、こちらは学校のエアコン整備に役立ててほしいということで伺っております。6、寄附者、青木村大字沓掛428番地3、沓掛都子氏、寄附物件、小森邦夫作、彫刻（腰かけた婦）ほか1点、青木村郷土美術館ほか備品として。7、寄附者、上田市中心2丁目16番26号、米津福祐氏、寄附物件、油彩「誕生（歓喜）」（150号）ほか4点、青木村郷土美術館備品として。

平成30年12月12日提出、青木村長、北村政夫。

以上、議案第5号について御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願い申し上げます。

---

#### ◎議案第6号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第8、議案第6号 青木村奨学基金条例の一部を改正する条例についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 議案第6号をお願いいたします。

議案第6号 青木村奨学基金条例の一部を改正する条例（案）。

平成30年12月12日提出、青木村長、北村政夫。

裏面をお願いします。

青木村奨学基金条例の一部を改正する条例。

青木村奨学基金条例（平成19年青木村条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条中「及びふるさと応援寄附金等」を「、岩下勇雄様奨学金及びふるさと応援寄附金等」に改める。

附則。この条例は公布の日から施行する。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

---

◎議案第7号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第9、議案第7号 債権の放棄についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（小宮山俊樹君） それでは、議案第7号について御説明申し上げます。

債権の放棄について。

次のとおり債権を放棄する。債権額は257万6,751円でございます。

放棄の理由といたしましては、債務者の破産宣告に伴う精算手続が終了し、青木村で立てかえ払いした危険家屋解体費立てかえ金の回収できない額が確定したことからこれを放棄するため、地方自治法第96条第1項第10号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

平成30年12月12日提出、青木村長、北村政夫。

若干本件の経過を御説明申し上げます。

平成27年2月、債務者所有の家屋の一部が崩壊いたしました。残った部分が次に崩壊すると、隣家それから通行者等に危険が及ぶ状況でございましたので、本人に解体の資力がございませんでしたので、親類縁者からの援助もまた見込めないということから、本人にかわり村で解体を行ったところでございます。本人から解体の同意書を得、土地に抵当権を設定を行い、解体にかかる費用については本人が月々5,000円ずつ返済していくことで契約を結びました。

当初の債権は、家屋の解体費が259万2,000円、抵当権登記費用として9万9,751円、合計269万1,751円でございます。平成27年6月より債権が発生いたしまして、当初は村税等の滞納にも充てておりましたので、解体費用の返済につきましては、28年度に5万5,000円、29年度は10月分までで4万円でございます。同日に債務整理の依頼が弁護士のほうにあり、以降の返済はとまっております。29年11月、破産手続が開始され、この10月に手続が終了いたしました。債務者が所有していた財産、青木村大字田沢字宮ノ窪の宅地144.33平米は売却され、債権者等に分配されたところでございます。分配の内訳は、別除権受け戻しといたしまして、根抵当権者に137万9,650円、次に、2番抵当権者、当村でございます。

が、2万円、次に、抵当権抹消登記費用といたしまして2万5,350円、財団2組で7万5,000円、合計150万円でした。

当初債権269万1,751円から返済合計9万5,000円及び別除権受け戻し2万円を引いた残りが回収不能となったもので、同額の放棄を議会にお願いするものでございます。

御審議いただき御議決くださいますようよろしくお願いいたします。

---

### ◎議案第8号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第10、議案第8号 平成30年度青木村一般会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

歳入については総務企画課長より説明をいただき、歳出については教育長よりお願いします。

片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） それでは、議案第8号について御説明申し上げます。

平成30年度青木村一般会計補正予算（第3号）。

平成30年度青木村一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,880万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億7,627万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

平成30年12月12日提出、青木村長、北村政夫。

3 ページをお願いいたします。

第2表 地方債補正でございます。

起債の目的につきましては、学校教育施設等整備事業債。限度額、補正後2,910万円。起債の方法、証書借り入れまたは証券発行。利率、年3%以内、ただし、利率見直し方式で借

り入れる政府資金等について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率。償還の方法、政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものとする。ただし、財政の都合により繰上償還または償還年限の短縮もしくは借りかえができるものとするということでございます。

続いて、7、8ページをごらんください。

歳入につきましては、私のほうから御説明を申し上げます。

款13国庫支出金、項2国庫補助金、目5教育費国庫補助金は1,458万3,000円を追加し、1,472万7,000円とするものでございまして、節1教育費補助金でブロック塀、冷房設備対応臨時特例交付金ということで、小・中学校に設置しますエアコンの工事に係る補助金でございます。国庫基礎額ということで、平米当たり2万3,700円で算出された額の3分の1が補助金として交付されるものでございます。

続きまして、款18項1目1繰越金ですが、3,512万5,000円を追加し、2億3,946万1,000円とするもので、節1前年度繰越金が見込みより増でございます。

続きまして、款20項1村債、目12学校教育施設等整備事業債ですが、今回新たに2,910万円を追加するものでございまして、小・中学校のエアコン工事にかかわる国庫基礎額内の補助残に充てるものでございます。充当率は100%、交付税措置率は60%となっております。

歳出につきましては、教育長より御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 私のほうから、少し細かく説明をさせていただきます。

小・中学校へのクーラーの設置の件につきまして、今回取り出して御説明を申し上げます。この件は、本日の議会において御決定をいただきたいと考えております。御決定をいただいた後には、早急に入札を行いまして、業者を決定し、来年度の夏には確実に間に合うように工事を進めたいと考えているからであります。

学校へのクーラー設置につきましては、現在、全国の多くの自治体が検討に入っております。関係者からの情報では、機材等の準備はまずは可能であるということでしたが、発注が遅くなればなるほど、作業員の確保や機材の準備に不安が出てくるであろうと考えております。周辺の市町村でも、12月議会に審議を行っておりますので、本日、取り出して御審議をお願いし、年度内の竣工を視野に工事を行っていきたいと考えているところであります。

それでは、予算要求書により御説明を申し上げます。

歳出の部について、一括で御説明を申し上げます。

9ページをお開きください。

款9教育費、項3中学校費、目3学校建設費ですが、7,880万8,000円を増額いたしました。設置箇所は小学校16教室、中学校9教室でございます。かつて中学校校舎の建設に伴い、目3として学校建設費の項が予算書に作成してありましたので、小学校分もこの目でまとめて説明するものであります。

内訳を申し上げます。節13委託料として180万4,000円、節15の工事費として7,700万4,000円を計上してございます。学校別では、小学校が3,749万円、中学校が3,951万4,000円でございます。少し細かくお話しします。まず、設置する教室ですが、小学校は1階から3階までの全ての普通教室、計12教室、さらに特別支援学級2学級、それに音楽室と理科室で合計16教室になります。台数は音楽室と理科室には2台設置するため、合計18台になります。

次に、中学校ですが、こちらも全ての普通教室6教室、さらに特別支援学級が2教室、それに加えて生徒集会やPTA総会などに使う多目的ホールに設置し、合計で9教室になります。台数は合計15台を設置いたします。両校を合計しますと25教室に33台のエアコンを設置することになります。

工事ですが、本日、お認めをいただいた後は、この12月中に入札を行い業者を決定し、発注をしていきたいと考えております。業者が決定したところで、学校を交えて工事の計画をつくってまいります。音の出る工事は子供たちがいない休みの日に行うなど、通常の授業に支障がないようにしてまいります。

工期につきましては、できれば新学期には間に合わせたいと考えておりますが、遅くとも必ず夏までには間に合わせたいと考えております。

大変な大きな工事でございますが、ことしの夏の暑さを考えますと、これだけクーラーを設置しておけば、子供たちはしっかりと授業に集中できるものと考えております。また、ことしはこれだけの国からの支援がありますので、この好機を逃すことなく施工を行ってまいりたいと考えているところであります。

説明は以上でございます。よろしく御審議いただき、御決定いただきますようお願い申し上げます。

◎議案第9号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第11、議案第9号 平成30年度青木村国民健康保険特別会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（小宮山俊樹君） それでは、お願いいたします。

議案第9号 平成30年度青木村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）。

平成30年度青木村国民健康保険特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ96万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億1,881万9,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月12日提出、青木村長、北村政夫。

7、8ページをお願いいたします。

2 歳入。

款6 県支出金、項1 県負担金及び補助金、目6 保険給付費交付金96万1,000円を追加し、3億6,679万4,000円とするもので、節2 保険給付費交付金（特別交付金）は、新たに創設されました保険者努力支援制度に基づくものでございます。

9、10ページをお願いいたします。

3 歳出。

歳出の補正につきましては、歳入における保険者努力支援制度に基づく交付金をもとに、現時点で不足もしくは新たに必要となったものを同額分まで補正させていただいたものでございます。

款1 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費32万4,000円を追加し、371万1,000円とするもので、電算システム委託料でございます。

款2 保険給付費、項1 療養給付費、目3 一般被保険者療養費28万9,000円を追加し、282万5,000円とするもので、療養給付費が見込みより増でございます。

款3 国民健康保険事業給付金、項1 医療給付費分、目2 退職被保険者等医療給付費分24万9,000円を追加し、25万円とするもの。

それから、項2後期高齢者支援金等分、目2退職被保険者等後期高齢者支援金等分9万9,000円を追加し10万円とするもの、いずれも国保連への納付金が見込みより増となったものでございます。

款5保健事業費、項2目1特定健康審査等事業費、財源内訳で保険者努力支援制度に基づく交付金を見込んだものでございます。

以上、青木村国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について御説明申し上げました。審議の上、御決定くださいますようお願いいたします。

---

### ◎議案第10号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第12、議案第10号 平成30年度青木村簡易水道特別会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興係長（花見陽一君） それでは、よろしく申し上げます。

議案第10号 平成30年度青木村簡易水道特別会計補正予算（第3号）。

平成30年度青木村簡易水道特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ814万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億8,972万7,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月12日提出、青木村長、北村政夫。

7ページをお願いいたします。

2 歳入。

款3繰入金、項1一般会計繰入金、目1一般会計繰入金、補正額814万1,000円を追加し、5,993万円とするものでございます。一般会計繰入金でございますが、見込みより増とするものでございます。

9ページ、次のページをお願いします。

3 歳出。

款1 運営管理費、項1 総務費、目1 一般管理費436万1,000円を追加し、2,762万8,000円とするものでございます。

節2 給料から節4 共済費までにつきましては、職員1人増の人事異動及人勧に伴うものでございます。

項2 施設管理費、目1 維持管理費378万円を追加し、9,386万6,000円とするものでございます。

節11 需用費につきましては、修繕料として計上してございます。配水池、配水流量計、また配水池の水位計の修繕が主なものでございます。

以降、給料明細等につきましては、省略をさせていただきます。

以上、御審議いただき、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

---

#### ◎議案第11号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第13、議案第11号 平成30年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興係長（花見陽一君） 議案第11号 平成30年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）。

平成30年度青木村特定環境保全公共下水道特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ45万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億7,733万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月12日提出、青木村長、北村政夫。

7ページをお願いいたします。

2 歳入。

款5 繰越金、項1 繰越金、目1 繰越金45万2,000円を追加し、445万2,000円とするものでございます。前年度繰越金見込みの増とするものでございます。

次のページ、9ページをお願いします。

3 歳出。

款1下水道費、項2公共下水道管理費、目1公共下水道管理費、補正額45万2,000円を追加し、5,339万円とするものでございます。

節2給料から節4共済費につきましては、人事異動等に伴い減額となっております。

節11需用費の修繕料101万6,000円につきましては、浄化センターの脱臭装置の活性炭の交換に要する経費となっております。

以降、給料明細書につきましては、省略とさせていただきます。

御審議いただき、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） ここで暫時休憩といたします。

10時15分から再開いたします。

休憩 午前 9時58分

再開 午前10時15分

○議長（沓掛計三君） 休憩前に引き続き会議を再開します。

---

#### ◎請願第1号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第14、請願第1号 長野県の子ども・障がい者等の医療費窓口完全無料化を求める請願についてを議題といたします。

紹介議員の一人であります金井とも子議員の説明を求めます。

金井議員。

○4番（金井とも子君） 2018年12月4日。

青木村議会議長、沓掛計三様。

請願者、住所、青木村大字当郷2072番地2、団体名、青木村の福祉医療給付制度の改善をすすめる会、代表者、坂井弘子。紹介議員、金井とも子、坂井弘、宮入隆通。

長野県の子ども・障がい者等の医療費窓口完全無料化を求める請願。

〔請願事項〕

以下の内容の意見書を長野県知事宛に提出していただきたい。

1 長野県福祉医療給付制度を見直し、子どもや障がい者等の500円の受給者負担を撤廃すること。

2 6歳に達する歳の年度末までの子どもに限らず、18歳に達する歳の年度末までの子どもの通院医療費を窓口無料化すること。

3 15歳に達する歳の年度末までの子どもに限らず、18歳に達する歳の年度末までの子どもの入院医療費を窓口無料化すること。

4 ひとり親世帯や障がい者の医療費についても、現行の自動給付方式を改め、窓口無料にすること。

〔請願理由〕

私たちは、子どもをかかえる若い世帯、ひとり親世帯、障がい者やその家族等が、経済的な心配をすることなく、安心して医療を受けられる機会が保障されるように、長野県の福祉医療給付制度の改善を願ってきました。

長野県では、本年8月1日より、通院医療費については6歳に達する歳の年度末までの子どもを対象に、また、入院医療費については15歳に達する歳の年度末までの子どもを対象に窓口無料化が実現し、大きな前進となりました。

しかし、1レセプトあたり500円の受給者負担は撤廃されず、残ったままとなっています。

また、入院医療費については15歳に達する歳の年度末までの子どもの窓口無料化が実現されたものの、通院医療費については6歳に達する歳の年度末までの子どもに限られています。

さらに、ひとり親世帯、障がい者やその家族等の医療費については、自動給付方式のままであり、窓口無料となっていません。

青木村では、時を同じくして、長野県の施策を一步進め、18歳になる歳の年度末までの医療費について、入院・通院ともに窓口無料化を実現しました。子どもを養育する保護者からは、医療機関にかかりやすくなったと喜びの声が上がっています。しかし、長野県の施策との差によって生じる医療費については、村が財政負担せざるを得ません。そのため、村の財政を圧迫する結果となっています。

同様に、県内の自治体のうち、通院医療費の給付を中学校卒業までとしている自治体は16市3村、18歳になる歳の年度末までとしている自治体は3市23町32村と、県内すべての77自治体で上乘せ給付事業が行われています。また、受給者負担金を長和町はじめとして2町

7村が撤廃し、6町11村が1レセプトにつき300円に軽減しています。

都道府県単位では、群馬県や静岡県、東京都などで15歳になる歳の年度末まで、福島県では18歳になる歳の年度末まで、県や都の制度で通院・入院いずれの医療費も窓口無料化しています。群馬県・山梨県・栃木県などのように、一部負担金を廃止している自治体も増えています。

こうした状況を踏まえ、私たちは、青木村でも経済的負担を心配することなく財布を持たずに医療機関を受診することができるよう、受給者負担の撤廃などを求めて一年間署名活動を展開し、過日、青木村長宛に359筆の署名を提出したところです。

長野県でも福祉医療給付制度をさらに改善し、通院医療費についても15歳に達する歳の年度末、さらには18歳に達する歳の年度末まで窓口無料にすること、また、受給者負担を全廃すること、併せて、ひとり親世帯、障がい者やその家族等の医療費についても、窓口無料化することを求めるものです。

以上の趣旨に賛同し、青木村議会としても、長野県の福祉医療給付制度がさらに改善されるよう長野県に強く働きかけていただきたくお願いします。

すみません、私の意見でございますが、最近では村内においても、一家庭に3人、4人、5人と子供を持つ家庭がふえてきています。1人風邪を引くと、次々とうつつて、全員医療機関にかかることもあります。また、病気は多様多種にわたり、内科、歯科、耳鼻咽喉科、外科、整形外科等、1人で複数受診する場合がありますし、長期に受診せざるを得ないこともあります。月に1レセプト500円の負担でも、1家庭においては大きな負担となってきます。

少子化対策のためにも、御賢察いただき、御賛同いただきますようお願いいたします。

---

#### ◎陳情第1号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 日程第15、陳情第1号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情についてを議題とし、片田議会事務局長より説明をお願いします。

議会事務局長。

○事務局長（片田幸男君） それでは、陳情第1号につきまして御説明申し上げます。

朗読をもって説明にかえさせていただきます。

2018年11月8日。

青木村議会議長、沓掛計三様。

長野県医療労働組合連合会執行委員長、小林吟子。

安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情。

**【陳情趣旨】**

医療や介護現場での人手不足はいまだに深刻な状態にあります。人手不足により一人一人の過重労働がすすみ、過酷な夜勤や長時間労働などが解消されずに、医師や看護師の過労死を引き起こす事態が続いています。厚生労働省も、医療現場や介護職場の勤務環境改善の必要性を明らかにし、手だてを講じてはいますが、具体的な労働環境の改善には至っていません。

日本医労連の「2017年度夜勤実態調査」では、2交代勤務病棟のうち16時間以上の長時間夜勤の割合は43.1%、勤務と勤務の間隔が極端に短い8時間未満の病棟の割合が49.0%でした。このような過酷な夜勤実態の背景には、慢性的な人手不足があります。同「2017年看護職員の労働実態調査」では、慢性疲労を抱えている看護師が71.7%、健康不安の訴えが67.5%、そして、「仕事を辞めたい」と思いながら働いている看護師が74.9%で、その理由としては、「人手不足で仕事がきつい」が47.7%と最も多くなっています。

また、介護現場では長時間夜勤の割合はさらに高く、小規模施設では1人体制の夜勤が恒常的に行われています。

労働時間規制を含めた実効ある対策は、猶予できない喫緊の課題です。2007年に国会で採択された請願内容（夜間は患者10人に1人以上、昼間は患者4人に1人以上など看護職員配置基準の抜本改善、夜勤の月8日以内の規制など）の早期実施を行い、そのために必要な人員の確保を国の責任で実行されることを強く求めます。そして国民誰もが安心して医療・介護を利用できるよう、保険料や一部負担金の負担軽減が必要です。

安全・安心の医療・介護の実現のため、下記事項につき、地方自治法第99条にもとづく国に対する意見書を提出していただけるよう陳情いたします。

次のページへまいりまして、**【陳情項目】**

1. 医師・看護師・医療技術職・介護職などの夜勤交替制労働における労働環境を改善すること。

① 1日且つ1勤務の労働時間8時間以内を基本に、労働時間の上限規制や勤務間のインターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設けること。

②夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。

③介護施設や有床診療所などで行われている「1人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること。

2. 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・医療技術職・介護職を増員すること。

3. 患者・利用者の負担軽減をはかること。

ということで、以下、同内容の意見書案が添付されておりますので、ごらんいただければと存じます。

以上、陳情第1号について御説明申し上げます。

---

#### ◎平成30年度青木村社会福祉協議会会計補正予算（第1号）の報告

○議長（沓掛計三君） 続きまして、日程、議案にはありませんが、平成30年度青木村社会福祉協議会会計補正予算について報告いたします。

小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（小宮山俊樹君） それでは、お願いいたします。

平成30年度青木村社会福祉協議会会計補正予算（第1号）。

平成30年度青木村社会福祉協議会会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ108万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,168万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月12日、社会福祉法人青木村社会福祉協議会会長、三澤二男。

7、8ページをお願いいたします。

2 歳入。

款3事業委託金、項1目1村委託金108万円を追加し、1,645万1,000円とするもので、村からのくつろぎの湯運営委託金でございます。

9、10ページをお願いいたします。

3 歳出。

款2事業費、項1目1くつろぎの湯運営費108万円を追加し、1,438万6,000円とするもので、節11需用費、修繕料が見込みより増となったものでございます。

以上、青木村社会福祉協議会会計補正予算（第1号）について御説明申し上げます。

---

### ◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） それでは、ここで冒頭の日程説明で申し上げましたとおり、これより議案第8号 平成30年度青木村一般会計補正予算について質疑を行います。

質疑のある方。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） お願いします。2点お聞きをいたします。

1点目、歳出に関する部分での教育長の説明でございましたけれども、学校建設費、中学校費の中からという御説明でした。かつて、そこからの学校建設費の項があったので、それを利用するというような内容であったかと理解をいたしましたが、小学校分をそこで処理をするということについて、弊害とかそういったことはなく、うまく回っていくのかどうかということが1点であります。

2点目ですが、やはり、教育長の説明の中で、中学校15台というお話でしたが、小学校のほうはどの教室にというのがわかったんですけれども、中学校は多目的ホールに7台なのかなというふうに、そこがよくわからなかったので、多目的ホールはそれくらい大きな、幾つ也需要とするのかどうかという、その辺のことを教えてください。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 片田総務課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 最初の御質問、中学校費からの支出という御質問でございました。

まず、最初に大前提としまして、今回、一括発注をしていきたいと。小・中学校分を一括で発注することによって、経費等の節減が図られるということで、中学校費からまとめて予算化をさせていただいたところでございます。事業費の割合も、中学校に係る設置事業費のほうが高いといえますか、占める割合も大きいということの中で、中学校費のほうに予算計

上させていただいた経過がございます。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 部屋と台数ですが、もう一回しっかり申し上げます。

中学校ですが、普通教室6で台数が6、だから1教室に1台です。それから特別支援教室のC組は広いので、C組には、1教室なんですけど2台設置します。それから、特別支援教室D組、これは1教室に1台。多目的ホールは1つの部屋に6台の設置ということで、このような数字になります。よろしくお願いします。

○議長（沓掛計三君） ほかにありませんか。

宮下議員。

○5番（宮下壽章君） 小学校のほうで、当初、キュービクルが必要じゃないかというようなことだったんですが、途中から中学校のほうのキュービクルが不足しているんで工事をしなければならぬということですが、ここの部分でキュービクルという話は出てこなかったんですが、ここへ含まれているものなのかどうか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 大変緊急を要するというので、私もこのプロジェクト事業には深くかかわっておりましたので、私のほうから答弁させていただきますけれども、キュービクルに関しまして、当初概算したところ、小学校が必要でという話がありましたけれども、精査の結果、小学校は必要でなくて今のまま持つということで、これは大変よかったと思っております。

そのかわり中学校が、特に今までの経過、それから今後のことを考えますと、キュービクルを新しくしないと絶対容量がもたないということで、中学校はキュービクルを新たに改修するということになりました。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） ここへ、その金額は含まれていますか。もし含まれているとしたら、どのくらいの金額になるのか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 中学校のほうには含まれております。額的には直接工事費で1,000万円を超える額になりますから、相当大きな額になるわけであります。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

山本議員。

○10番（山本 悟君） 金額的に小学校が3,749万円、中学校が3,951万4,000円ですか。

小・中合わせて合計33台ということなんですか、これだけあればもう完全であとはもう大丈夫だと。本当はもっと欲しいんだけども、ちょっとと、そういうことではないというのがまず1点。

それから、村内業者さん、一般指名競争入札でやられるかと思うんですけども、村内業者で対応できる、あるいは村外業者さんをお願いしなくちゃだめなのかなというのがありますし、さっきの寄附との関係はそれでいいんですが、ことは本当に猛暑が災害だなんていう、新造語じゃありませんけれども、そんな言葉が出てくるぐらい大変な年だったんですけども、その辺でこれで大丈夫なのか、それから業者の選定とか、それから指名競争入札、どんな形でおやりになるのか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 現場と、どの教室をどうするかというのは、9月議会以来ずっと議論をしてまいりました。事業、特に夏ですから、非常に限定された期間でもありますので、小学校、中学校それぞれこれだけやれば大丈夫だということと、それから、国庫補助金がラストチャンスだと、唯一のチャンスでありますので、この場でできるものはやってしまいたい。やってしまいたいというか、やりたいということでもありますので、完全にできたというふうに思っております。

それから村内業者をとという話でありますけれども、大変高額な額と短期的なところと材料の確保とか技術的なものとかありますから、どうしてもこれは、残念ながら村内業者ではできません。

しかし、設計、積算が村内のコンサルでできましたので、これは大変私どもは新たな発見でありますけれども、よかったなというふうに思っております。

それから、指名競争入札になりますけれども、中身は管工事がおおむね半分、電気工事がおおむね半分でありますので、これから御議決いただきました後、指名委員会を開きますけれども、考え方としては、その2つを工期的にできる、それから技術的にもできる、実績がある、そういう視点で選定をしてまいりたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 一般質問で、実はこれ結果だけお聞きしようと思って項目に挙げたんですが、さきにきょう結論まで出しちゃうということなんで、私的には一般質問のときもお聞きしようかと思っておりますけれども。

それともう一つ、さっき休憩室でもちょっと話題に出たんですけれども、将来的にランニングコスト、例えば冷暖房をやって、もし全部フル稼働、どんな暑さになるかにもよりますけれども、どの程度電気代といたしますか、維持管理費を見ていらっしゃるのか。それは先の話ですけれども。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 普通教室が、面積ですね、70平方メートルであります。ですから、おおむね20坪ぐらい、22坪弱になりましょうか、それから、家庭から推察していただければと思いますけれども、今までも小学校、中学校にはクーラーが入っていたわけですね。ですから、電気代も相当上がりますけれども、今までも入っていて活用していたものにプラスするということになります。そうはいいながらもアバウトな計算でありますけれども、どのくらい使うかによっても違いますし、それから、教室も使う教室のみにするというようなことも、運用上、各学校には求めていきたいということを考えておりますけれども、数百万単位で電気代は上がるだろうというふうに思っております。

もう一つ、特に小学校の暖房が床暖房という当時としては大変すばらしいシステムだったんですけれども、だんだん動脈硬化を起こしてきまして、効率も悪くなりまして、どこかで大改修をしなければならないというふうに思っていたところ、今回、これで暖房も込みでありますので、そういった仕様にしましたので、そのところは、将来的にわたりましては、満額とはいきませんが、国庫補助金や起債を受ける中でできたというのはラッキーだったというふうに考えております。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

金井議員。

○4番（金井とも子君） やはり、経費が相当かかると思いますけれども、暖房は何度以下の場合暖房をつける、それから、夏なんかは何度以上の場合冷房をつける、何かそういったような指針みたいなものはつくる予定があるのでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 前回の議会でも同じ質問がありましたけれども、教育委員会で何度というふうには指定しないでおこうと思っております。それは、湿度だとか、さまざまなことが子供たちの健康に影響してくると思いますので、それは子供たちの健康、安全を第一に考えてもらいたいというふうに思っておりますので、そうそう細かいことは言わないでおこうかなと思っております。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

[発言する声なし]

○議長（沓掛計三君） それでは、質疑なしと認めます。

これで質疑を終了し、討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

議案第8号については原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第8号 平成30年度青木村一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎日程の追加

○議長（沓掛計三君） それでは、追加日程について、こちらのほうへ受けておりますもので、事務局より資料の配付をいたしますので、しばらくお待ちください。

[事務局から資料配付]

○議長（沓掛計三君） お諮りします。

ただいま資料を配付しましたが、村長から議案第12号 平成30年度青木村一般会計補正予算について提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思いますが、御異議ございませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（沓掛計三君） 異議なしと認めます。

議案第12号を日程に追加し、追加日程第1とすることに決定しました。

---

◎議案第12号の上程、説明

○議長（沓掛計三君） 追加日程第1、議案第12号 平成30年度青木村一般会計補正予算についてを議題とし、提案者の説明を求めます。

歳入については片田総務企画課長より一括説明をいただき、歳出については各担当課長及び教育長よりお願いいたします。

最初に、片田総務企画課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 議案第12号について御説明申し上げます。

平成30年度青木村一般会計補正予算（第4号）。

平成30年度青木村一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ4,171万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ29億1,799万6,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

平成30年12月12日提出、青木村長、北村政夫。

9ページ、10ページをお願いいたします。

2 歳入については一括して御説明を申し上げます。

款13国庫支出金、項2国庫補助金、目4土木費国庫補助金ですが、259万5,000円を減額し、2,084万6,000円とするもので、節1土木費補助金は防災安全交付金で379万5,000円の減で、橋梁修繕工事の事業費が見込みより減となりましたことから、補助金もこれに伴い減額となるものでございます。

目7農林水産業費国庫補助金は、新たに120万円を追加するもので、団体営農村地域防災減災事業ということで、ため池のハザードマップ作成業務に対する補助金でございます。

続きまして、款14県支出金、項2県補助金、目3農林水産業費県補助金ですが、512万4,000円を追加し、6,311万2,000円とするもので、節1農業費補助金69万2,000円の減は多面的機能直接支払交付金で、資源向上支払交付金が見込みより減となったものでございます。

節2林業費補助金581万6,000円は松林健全化推進事業で174万7,000円、保全松林健全化整備事業補助金で406万9,000円がそれぞれ見込みより増でございます。

項3委託金、目1総務費委託金は105万6,000円を追加し、1,444万3,000円とするもので、

節5 選挙費委託金で、4月7日執行予定の県議会議員選挙に係る委託金でございます。

続きまして、款16項1 寄附金、目1 一般寄附金は20万円を追加し、1,533万1,000円とするもので、一般寄附として御寄附をいただいた2件分による増でございます。

目4 教育費寄附金は128万円を追加し、140万円とするもので、節2 奨学資金寄附金として御寄附いただきました3件分をここで増額させていただくものでございます。

続きまして、款18項1 目1 繰越金ですが、3,620万2,000円を追加し、2億7,566万3,000円とするもので、節1 前年度繰越金が見込みより増でございます。

次に、11、12ページをお願いいたします。

歳出につきましては、各担当課より御説明を申し上げます。

初めに、各項目に計上されています一般職員の給料、職員手当等、それから共済費につきましては、人事異動または人事院勧告に伴う人件費の増減となっておりますので、省略をさせていただきます、最後に記載されております給与費明細書でまた御説明を申し上げたいと存じます。

それでは、総務企画課関係について申し上げます。

款1 項1 目1 議会費ですが、5万円を追加し、4,055万4,000円とするもので、節18 備品購入費は議会報のためにデジタルカメラを1台、また周辺の器具としまして三脚、メモリーカード等の購入をお願いするものでございます。

続きまして、款2 総務費、項1 総務管理費、目1 一般管理費ですが、604万3,000円を追加し、1億8,775万6,000円とするもので、節11 需用費38万円は印刷製本費で、1万分の1の村図の在庫がなくなってまいりましたので、増刷の費用をお願いするものでございます。

13ページ、14ページへまいりまして、節13 委託料の電算処理委託料21万6,000円につきましては、国が進めます第4次L G W A Nへの移行作業に伴います委託に係る費用が見込みより増となりました。

続きまして、目6 企画費でございますが、59万2,000円を追加し、3,601万9,000円とするもので、節8 報償費19万8,000円は美しい村づくり条例（仮称）の検討委員9名に対する謝礼をお願いするもので、3月までに3回の委員会を開催する予定でございます。

節11 需用費2万2,000円は印刷製本費で、同じく美しい村づくり条例に係るアンケート用紙の返信用の封筒、こちらの印刷に係る費用を計上してございます。

節2 役務費4万8,000円は通信運搬費で、同事業実施に伴いますアンケート調査を実施する際の郵送料が増となりました。

節19負担金補助及び交付金32万4,000円は、地域おこし協力隊研修等負担金で、隊員にさまざまな分野で活躍していただきたいということでございまして、大型、大型特殊免許の取得に係る費用について一部を負担するものでございます。

続きまして、目7諸費ですが、20万円を追加し、1,225万7,000円とするもので、節13委託料は太陽光発電設備設置事業審査業務委託料ということで、事業主から提出されました計画書等の技術的検証を外部に委託して実施する費用をお願いするものでございます。

続きまして、目8情報通信サービス事業費ですが、15万9,000円を減額して3,599万4,000円とするもので、節4共済費で嘱託職員の社会保険料が見込みより減となったものでございます。

目9地方創生プロジェクト事業費につきましては、5万9,000円を追加し、8,683万9,000円とするもので、節8報償費は、総合戦略の中間評価に係る評価委員8名分の謝礼をここでお願いするものでございます。

次に、15、16ページをお願いいたします。

下段の項5目6県議会議員選挙費でございしますが、105万6,000円を新たにお願いするもので、事務が今年度と来年度にまたがる部分がございますので、県からの委託金を節1の報酬から、次のページの節14の使用料及び賃借料までに充当して実施するものでございます。細かな説明は省略させていただきます。

続きまして、29、30ページをお願いいたします。

款8項1消防費、目2非常備消防費ですが、36万3,000円を追加し、2,569万9,000円とするもので、節11の需用費の消耗品は、村内企業3社の御理解をいただきまして、村内在勤の10名前後の方々に機能別消防団員として御協力いただける見込みとなりましたことから、係る団員分の活動服、ヘルメット、長靴等の装備品を購入する予算をお願いしてございます。

目3消防施設費は103万円を追加し、1,213万7,000円とするもので、節11需用費の修繕料は、老朽化した消火栓2基の交換工事に要する費用をここでお願いするものでございます。

続きまして、35から38ページでございしますが、特別職と一般職に係ります給与費の明細書となります。

35ページ、特別職につきましては、一番下の比較の欄をごらんいただきたいと存じます。

その他の特別職7名の増は、部活動指導員が3名、県議会議員選挙に伴う投票管理者、同職務代理者、立会人2名、合わせて7人に係るものでございまして、伴って報酬が50万2,000円の増となっております。その他の手当、部活動指導員の通勤手当でございまして、

6万円の増、また、村長に係ります共済費が2万6,000円の増額となりました。

次に、右側の36ページでございますが、2としまして一般職につきましては、(1)の総括では職員1名の減となっております。報酬から共済費までは人事異動並びに人勧等に伴う増額、また職員手当642万4,000円の内訳が、その下段に扶養手当から超過勤務手当に分けて記載をされております。

以下38ページまでは記載のとおりとなっておりますので、説明については省略させていただきます。

以上、議案第12号につきまして、歳入全般と総務企画課関係の歳出につきまして御説明をいたしました。御審議をいただき、御決定を賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 続きまして、多田税務会計課長。

○会計管理者兼税務会計課長（多田治由君） それでは、税務会計課関係の歳出について御説明を申し上げます。

13、14ページをお願いいたします。

款2総務費、項1総務管理費、目4会計管理費で509万円を追加し、1,947万7,000円とするもので、節2の給料から節4共済費までは人事異動等による人件費の補正でございます。

節11の需用費、005番の修繕料につきましては、窓口のレジスターの修理費でございます、5万8,000円をお願いしてございます。

続いて、15、16ページをお願いいたします。

款2総務費、項3徴税费、目1税務総務費で111万4,000円を補正し、2,619万4,000円とするもので、節2の給料から節4の共済費までは人事異動等による人件費の補正でございます、節23の償還金利子及び割引料につきましては、住民税の還付金でございます、修正申告等により発生いたしました還付金について、実績に基づき補正をするものでございまして、101万5,000円となっております。

以上、税務会計課関連の歳出について御説明を申し上げます。よろしく御審議いただき、御決定いただきますようお願い申し上げます。

○議長（沓掛計三君） 続きまして、小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（小宮山俊樹君） それでは、住民福祉課関係について御説明申し上げます。

15ページをお願いいたします。

款2総務費、項4戸籍住民基本台帳費、目1戸籍住民基本台帳費7万4,000円を減額いた

しまして、2,229万7,000円とするもので、節2給料、節3職員手当等、節4共済費につきましては、人事異動等に伴うものでございます。

次のページをお願いいたします。

款3民生費、項1社会福祉費、目1社会福祉総務費69万2,000円を減額し、7,035万1,000円とするもので、節1報酬は人事異動に伴う節7賃金への振りかえでございます。

節2給料、節3職員手当等、節4共済費につきましては、人事異動に伴うものでございます。

次のページをお願いいたします。

節7賃金、1名分で、節1報酬からの振りかえでございます。

目2障害者福祉費6万9,000円を追加し、1億3,775万6,000円とするもので、節13委託料、障害者総合支援法改正に伴うシステムの改修費でございます。

目3老人福祉費108万円を追加し、2億7,170万5,000円とするもので、くつろぎの湯修繕料の増に伴い、社会福祉協議会会計へ当該分を支出するものでございます。

目4地域包括支援センター費53万8,000円を増額し、2,970万7,000円とするもので、節2給料、節3職員手当等、節4共済費につきましては、人事異動等に伴うものでございます。

目5国民年金費3万2,000円を追加し、100万4,000円とするもので、国民年金のシステム改修費でございます。

項2児童福祉費、目2児童措置費1万2,000円を追加し、7,445万1,000円とするもので、平成29年度の国庫補助金額の確定に伴い、所要の額を返還するものでございます。

21ページをお願いいたします。

款4衛生費、項1保健衛生費、目1保健衛生総務費409万2,000円を追加し、1億1,523万8,000円とするもので、節1報酬は人事異動に伴うもので1名分でございます。

節2給料、節3職員手当等、節4共済費につきましては、人事異動に伴うものでございます。

節14使用料及び賃借料は、今年度から新たに健診等をお願いすることになりました医師のタクシー代でございます。

項3上水道費、目1上水道施設費814万1,000円を追加し、5,993万円とするもので、簡易水道特別会計へ繰り出すものでございます。

以上、住民福祉課関係の補正予算について御説明申し上げました。御審議いただき、御決定くださいますようお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 続きまして、花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興係長（花見陽一君） それでは、建設農林課関係について御説明申し上げます。

建設農林課関係での節2給料から節4共済費では、人事異動、人勧等によるものでございますので、説明を省略させていただきます。

23ページをお願いします。

款4衛生費、項3上水道費、目1上水道施設費814万1,000円を追加し、5,993万円とするものでございます。簡易水道特別会計繰越金として、配水池流量計、水位計の修繕等に伴うものでございます。

款5農林水産業費、項1農業費、目2農業総務費325万7,000円を減額し、2,194万1,000円とするものでございます。

節1報酬では、嘱託職員の超過勤務が見込みより増となるものでございます。

目3農業振興費28万5,000円を追加し、5,804万5,000円とするものでございます。

節1需用費では、そば用の石臼昇降設備を整備するものでございます。

25ページをお願いします。

目5農地費150万円を追加し、487万7,000円とするもので、節11需用費30万円では、ため池ハザードマップの印刷製本、節13委託料120万円ではため池ハザードマップ作成委託料を計上しております。当郷地区の中原池、管社池、村松地区の高山池のハザードマップを策定の予定です。今回、平成30年度の申請では、上限120万円の国費100%補助採択ということですので、いろいろ検討した上で計上させていただきました。

目8国土調査費94万9,000円を追加し、2,005万1,000円とするもので、節1報酬では、嘱託職員の報酬が見込みより減といたします。

節7賃金では、国調事業の認証請求事務に伴う臨時職員の賃金が見込みより増とするものでございます。

項2林業費、目2林業振興費1,296万5,000円を追加し、8,059万8,000円とするもので、節13委託料、松林健全化推進事業200立米、467万1,000円の増、保全松林健全化整備事業に250立米分、587万4,000円の増、村単分で80立米の増、229万円を追加いたしました。村単森林造成委託料では、平成31年度の上小森林祭を青木村で開催する予定がございまして、事前整備として13万円を計上しております。

27ページをお願いします。

款 7 土木費、項 1 土木管理費、目 1 土木総務費101万6,000円を追加し、2億1,794万8,000円とするもので、項 2 道路橋梁費、目 1 道路維持費90万円を追加し、6,056万7,000円とするものでございます。

節14使用料及び賃借料では、材料支給事業による重機借り上げ料が見込みより増となり、節16原材料費25万円につきましても、材料支給の建設指定、またレミファルト、グレーチング等の費用としての見込みより増とするものでございます。

29ページをお願いします。

節17公有財産購入費70万円の増につきましては、道の駅あおきの東側村道での社会資本整備事業による事業を今進めておりますが、その先線であります道の駅北側駐車場の出入り部分の道路につきましても、今回道路用地として確保するべく30メートル区間をお願いしたいということで計上させていただいております。

目 3 橋梁維持費600万円を減額し、895万1,000円とするものでございます。

節15工事請負費、国庫補助事業工事請負費では、昭和52年度に設置されましたタキヤマ1号橋の修繕を今年度進めておりますが、詳細設計を実施しましたところ、上部工の舗装板は部分的な補修と、主桁に剥離、鉄筋露出もありますが、部分的な修繕で安全性が保たれるということになりましたので、減額とさせていただきました。

以上、建設農林課関係の補正予算を御説明いたしました。御審議いただき、御決定いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 続きまして、新津商工観光移住課長。

○商工観光移住課長（新津俊二君） 続きまして、商工観光移住課関係の補正予算案の御説明をいたします。

25ページをごらんください。

款 6 項 1 商工費、目 1 商工総務費でございますが、91万5,000円を増額補正し、2,094万円とするもので、節 2 給料、節 3 職員手当等について、人事異動等による人件費の補正を行いたいものでございます。

続きまして、27ページ、お願いいたします。

目 4 昆虫資料館費でございますが、5万5,000円を増額し、728万7,000円とするもので、節 7 賃金の増でございます。これは繁忙期ですとか、イベント実施時の臨時雇い人の費用が発生するものでございます。

以上、商工観光移住課関係の予算を御説明申し上げます。よろしく御審議の上、御決定

いただきますようお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 続きまして、若林保育園長。

○保育園長（若林喜信君） それでは、保育園関係につきまして御説明をさせていただきます。

19ページ、20ページをお願いします。

款3 民生費、項2 児童福祉費、目4 保育所費ですが、支出科目の補正になります。

節1 報酬は200万円の減、これは実績によるものです。

節2 給料ですが、68万2,000円の増、人事異動及び人勧に伴うものです。

節3 職員手当等は92万円の増、人事異動及び人勧に伴うものです。

次のページをお願いします。

節4 共済費ですが、39万8,000円の増、嘱託職員の社会保険料の増及び人事異動等に伴うものです。

以上、保育園関係の補正予算について説明をさせていただきました。御審議いただき、御決定をくださいますようお願い申し上げます。

○議長（沓掛計三君） 続きまして、沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 教育委員会関係についてお願いします。

21ページをお開きください。

款3 民生費、項2 児童福祉費、目5 児童福祉施設費でございますが、23万6,000円を増額して、1,121万3,000円といたしました。

節4 共済費の増は、4月より雇用した職員が社会保険へ加入したためでございます。

次に、29ページをお願いします。

款9 教育費、項1 教育総務費、目2 事務局費ですが、63万1,000円を減額して、3,906万6,000円といたしました。

節2 給料の減と節3 職員手当の増、節4 共済費の減は人事異動によるものでございます。

続いて、項3 教育指導費でございますが、128万円を増額して、1,509万8,000円といたしました。

節28 繰出金の増で、奨学資金として岩下勇雄様より100万円、元青木中学校長であった森泉徹雄様より10万円、以前に浦野川に稚魚を放流していた清流会様より18万円を御寄贈いただきました。

31ページをお願いします。

項2 小学校費、目1 学校管理費でございますが、98万4,000円を増額して、合計4,636万

3,000円といたしました。

節1報酬の増と節7賃金の減は、給食の調理師の人事異動によるものでございます。

節13委託費の増は、消防設備点検業務に係る費用でございます。

節14負担金補助及び交付金の増は、児童用のパソコンのサーバのメーカーのサポート体制が終了したために、平成31年2月より、リース契約によって新しいサーバに切りかえるための費用でございます。

目2教育振興費は5万1,000円を増額しました。これは節19負担金補助及び交付金の増で、村営バスの通学定期の補助が見込みよりふえたためでございます。

続いて、項3中学校費、目1学校管理費でございますが、44万円を減額して、6,974万3,000円といたしました。

節1報酬の減は、人事異動によるものでございます。

節2給料の減は、職員の退職によるものでございます。

節3職員手当等の減額及び共済費の増額は、人事異動と人勧によるものでございます。

節11需用費の増は、教師用のデジタル教科書を購入する費用でございます。

節13委託料の増は、消防設備点検費用でございます。

節15工事請負費の増は、給食室の炊飯釜の更新工事に係る費用でございます。

次に、33ページ、項4社会教育費、目3文化会館費でございますが、46万円を増額して、1,326万2,000円といたしました。この増額は、嘱託職員の昇給によるものでございます。

目5青少年健全育成費でございますが、48万円を増額して、347万5,000円といたしました。

節1報酬と節3職員手当の増で、これは中学校の部活動指導員に対する報酬と通勤手当になります。人数は3名分でございます。

目6美術館費ですが、2万4,000円を増額して971万8,000円といたしました。これは、職員手当、共済費、賃金が見込みより増減したものであります。

目7図書館費ですが、159万7,000円を増額して、1,877万8,000円といたしました。

節7賃金の増は、臨時職員を雇用したことによります。あとは人勧による増でございます。

項5保健体育費、目2体育施設費でございますが、21万8,000円を減額して、2,102万9,000円といたしました。

節7賃金の減と節13委託料の増は、プールの管理人をシルバーに委託したことによる増減でございます。

教育費は以上でございます。よろしく御審議の上、御決定いただきますようお願い申し上げます。

---

**◎散会の宣告**

○議長（沓掛計三君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会といたします。

なお、議員の皆様、この後、全員協議会がありますので、議員控室のほうへ移動をお願いします。

散会 午前11時14分

平成30年12月14日（金曜日）

（第2号）

平成30年第4回青木村議会定例会会議録

議事日程(第2号)

平成30年12月14日(金曜日)午前9時開議

日程第1 一般質問

出席議員(10名)

1番	宮入隆通君	2番	坂井弘君
3番	松澤正登君	4番	金井とも子君
5番	宮下壽章君	6番	沓掛計三君
7番	居鶴貞美君	8番	小林和雄君
9番	堀内富治君	10番	山本悟君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	北村政夫君	教育長	沓掛英明君
総務企画課長 兼事業推進室長	片田幸男君	参事兼建設農林課長 兼農業振興係	花見陽一君
住民福祉課長 兼保健衛生係	小宮山俊樹君	教育次長兼公民館長	横田孝君
保育園長	若林喜信君	会計管理者兼 税務会計課長	多田治由君
建設農林課長 兼補佐係	宮下剛男君	商工観光移住課長	新津俊二君
建設農林課長 兼上下水道係	横沢幸哉君	住民福祉課長 兼補佐係 地域包括支援センター	宮澤章子君
住民福祉課長 兼住民福祉係	上原博信君	総務企画課長 兼補佐係 総務係	稲垣和美君

税務會計課 住民税係長	早乙女 敦 君	総務企画課 企画財政係長	小 林 利 行 君
税務會計課 資産税係長	奈良本 安 秀 君	建設農林課 国土調査係長	小 林 義 昌 君
総務企画課 庶務係長	小 林 宏 記 君	商工観光課 移住観光移長	上 原 信 子 君

**事務局職員出席者**

事務局 長	片 田 幸 男	事務局 員	稲 垣 和 美
-------	---------	-------	---------

開議 午前 9時00分

### ◎開議の宣告

○議長（沓掛計三君） 定刻になりましたので、本日の会議を開きます。

本日の一般質問には、中学校3年生が社会科の勉強として傍聴に訪れることになっておりますので、よろしくお願ひします。それに伴ひ、役場の広報の担当職員がカメラでまたその部分を撮影するかと思ひますけれども、御承知おきお願ひいたします。

それではここで、一般質問に入る前に、本議会定例会の初日に上程されました請願第1号について、字句の訂正がありますので、紹介議員の一人であります金井とも子議員から説明をお願ひします。

金井とも子議員。

○4番（金井とも子君） 過日、12月12日に上程いたしました長野県の子ども・障害者等の医療費窓口完全無料化を求める請願につきまして、訂正箇所がございましたので、お願ひしたいと思ひます。

お手元に訂正されたものを配付してございます。それをごらんいただきたいと思ひます。

下から6段目でございますが、長野県では本年8月1日より、通院医療費については6歳に達する年の年度末までの子供、それからその下の、また、入院医療費については15歳に達する年の年度末と書いてございますが、この通院医療費と入院医療費が入れ違っておりますので、訂正をいたしました。よろしく御理解のほどお願ひしたいと思ひます。

よく確認もせずに提案してしまいましたことを大変申しわけなく思っております。以後注意したいと思ひますので、何とぞよろしくお願ひいたします。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（沓掛計三君） それでは、本日は、平成30年第4回青木村議会定例会の中で、一般質問日となっております。7人の議員が一般質問を行い、終了後に散会といたします。

---

◎一般質問

○議長（沓掛計三君） 質問の方法は、質問者の希望により一括質疑方式及び一問一答方式で行ってください。

質問者並びに答弁者をお願いいたします。質問、答弁ともに簡潔明瞭に行い、議論を深めてください。また、一問一答方式の際は、必ず議長の指名を受けてから発言してください。質問時間は40分を超えることはできませんので、御承知おきください。

それでは、質問に入ります。通告順に登壇をお願いいたします。

---

◇ 堀 内 富 治 君

○議長（沓掛計三君） 9番、堀内富治議員。

堀内議員。

〔9番 堀内富治君 登壇〕

○9番（堀内富治君） 9番、堀内富治でございます。

きょうは通告しました2件につきまして質問をしております。村長、教育長、それから関係課長の答弁、よろしくお願いを申し上げます。

まず、第1点でございますけれども、成年後見制度の利用状況ということでございます。ちょっと間違えて申しわけないです。

この制度は、判断能力が不十分な知的障害、あるいは精神障害、あるいは認知症と、こういうような皆さんを保護、あるいは介護していくための法律であるというふうに認識をしておるわけございまして、最近は特に生活面での保護について大変なようございまして。そういう面から考えまして、特に、私は将来的に心配しておりますことは認知症対策でありますけれども、この辺を国としては重点的に考えておるようであります。

村長にお伺いをします。この制度ができたことに対しまして、村としてどのようなお考えでこれから進めていくのか、まずお伺いをしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） この制度は、今堀内議員がおっしゃいましたような背景があるわけですが、もう一つ、私は高齢者がふえてきたこと、そして家族のきずなといいたまうか、家族としての核家族のような状況、それからもう一つは、子供が少なくなって、親の面

倒を見る人たちが少なくなった、あるいは、物理的に距離が遠くてなかなか面倒見られないと、そういったことも一つの背景にあるのではないかというふうに思っております。

今後この状況は進むというふうに思いますので、村としてもこういった財産とか生活面とか、こういったようなことを守ることを積極的に引き続いて行ってまいりたいというふうに思っております。こういった需要は今後もふえていくだろうというふうに予測しております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 先日、上田の社会福祉協議会まで行って、いろいろと勉強してきたわけですが、担当の皆さんも非常にこれから難しい制度になっていくと、こういう認識を持っておられました。

この業務を進めておるところは、もう御承知のとおりでございますけれども、上田市の社会福祉協議会の中にございまして、上田圏域成年後見センター、こういうところで3人の女性の皆さんでしたか、一生懸命頑張って仕事をされておりました。いろいろとお聞きをしていくわけでございますけれども、市町村によって若干の差はあるようでございますけれども、非常に時間のかかる細かな仕事だというふうにおっしゃられておりました。

上田市、東御市、それから長和町、青木村の統括をしておると、こういうことをございまして、青木村の場合には住民福祉課の担当、宮澤課長補佐さんが主体でやっておられるかと思っておりますけれども、本当に御苦労さまでございます。この体制につきましてはしばらく続いてきたようでありまして、内容を考えると非常に大変な業務だと、こんなふうにおっしゃられておったわけでございます。

私は、心配になりましたことは、こういうふうにして認知症がどんどんとふえていく、こういう細かな仕事がどんどんとふえていく、そういう中で、果たして現状の体制で完璧な仕事ができるかどうか、心配をして帰ってきたわけですが、北村村長、お考えはどうでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） これは単独の市町村ではなかなか難しいということで、4市町村でこういった上田市の社協に委託いたしまして、今御案内の後見人支援センターを立ち上げ、そこに委託をしているという状況でございます。

青木村は御案内のとおり4,500人弱の村ですから、ある程度の年齢からくると、その保健師の皆さんは一人一人とおつき合いしてきましたので、顔が見えると行政をしている、できるという状況であります。あるいは、家族の状況まである程度把握できておりますので、き

め細かなことができているというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 前にも私は勉強したことがありましたけれども、その後、いわゆるどうなっておるか、こういうようなことが非常に心配になるわけでございますけれども、最近の動向はどうか、こんな点についてもお伺いをしたいと思いますし、それから、利用されておる方はどのぐらいおりますか。

なお、どのような皆さんであるか、その後の効果、あるいは実績、成果、本当に適正な対応ができておるかというふうな点を確認をしたいと思っておりますのでございますが、村長、どうでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 一番は、後見人として受け入れてくれる専門職が必要になってまいりまして、今なかなか、弁護士とか司法書士などお願いをしてまいりましたけれども、基幹センターだけではこういった人たちにお申しにくいということで、こういった人たちの補佐役として一般の市民に後見人の、あるいはその後の活動を見守っていただくということで、養成講座などをしております。これは一つの今後の流れとしての課題であろうというふうに思っております。

青木村の場合はそんなにたくさんは人数はいませんが、こういったことを活用しておられますし、あるいはその選任に当たりまして、家族がない場合には行政側がその代理をするということもあわせてやっております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） そうすると、現状のところ大きな変化はないということで、役場としては現状の体制で進めていかれると、こういう認識でよろしいですか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 課題は今申し上げましたように、関係する家族との連絡調整が大変時間のかかるところでありまして、本来ですと家族の皆さんがおおむねやっただけであればいいんですけども、遠くにいたり、家族としての関係が希薄であったりというようなところが、今後手間暇といいたいでしょうか、時間のかかる制度になっていくと、あるいは行政側としての対応もそういうところをしっかりとやっていかなければならないというふうに考えております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） ただいまも村長のほうからいろいろとお話がありましたけれども、非常に中に入れば難しい問題ばかりだろうというふうに私は思います。したがって、トラブルの発生は当然つきものであるというふうに思うわけでありませう。

弁護士とか司法書士、社会福祉士、行政書士等々のいわゆる専門職の皆さんがかかわり、なお、裁判所、公正役場もかかわるということに一応なるようございまして、非常に大変な状況であります。これまで、入ってしまえば大変でございますけれども、その前段で、それぞれの確な処置を進めていく必要があるだろうというふうに解釈をしております。

こういうような問題発生の処理の仕方になっておるわけでございますが、青木村としての実態をお伺いをしたいと思います。現場で対応されておるわけでございますけれども、どうか御説明をお願いします。

○議長（沓掛計三君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（小宮山俊樹君） お答え申し上げます。

後見人となる方は、弁護士、それから司法書士等の専門職の後見人、それから支援センターのほうで直接行く場合、法人後見人というもの、それから、研修を受けた一般の市民の方が行う市民後見人という制度がございますが、まず、センターのほうで村のほうからお願いしている方は現在のところおりません。

それから、専門職の後見人ということで、弁護士さんをお願いされている方が1名ございます。それから、市民後見人の方をお願いしている件は今のところございませんが、村民の中で1人、今後見人となるべく研修を受けている方がおりますので、将来的にはその方が一本立ちできれば、その方にある程度のことをお願いできるのかなというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） それでは、小宮山課長に現場の担当としてお伺いしたいと思いますけれども、こここのところ何年か実行されて進めてこられたわけでございますけれども、今日までの経過の中で問題点、あるいは課題、それからこういう点をこういうふうに改善したいというような点がございましたらよろしくをお願いします。

○議長（沓掛計三君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（小宮山俊樹君） まず、課題の一つとしまして、センターで行う後見人でございますが、センターのほう、職員が正職3名に臨時1名という4人体制で

ございます。上小全域をカバーしておりますので、相当な数それぞれが引き受けているということで、もうほぼ手いっぱい状況になってきております。

そのような中で、新たに後見が必要な方が出てきた場合どうするかというと、専門職の方をお願いするような形になるかとは思いますが、専門職の皆さんからいたしますと、ある程度の報酬がないと、もともとそれをなりわいとされている方でございますので、なかなか難しいという部分がございます。報酬につきましては、家庭裁判所のほうでその方当たりの経済状況等を勘案して報酬額が決まってくるわけでございますが、ある程度の財産をお持ちの方が対象でしたらそれなりの報酬は当然見込めるわけでございますが、そうでない方につきましては、なかなか専門職の方が見合うだけの報酬を渡すことができないと、そういう問題がございます。

そんな中で、私どものほうで期待しているのがやはり市民後見人ということでございまして、この方々はある程度ボランティアというような気持ちの強い方でございますので、報酬云々でない部分で一生懸命頑張ってくれるのではないかとということで、まだ養成課程で、もう少し時間はかかるかと思いますが、将来的にはそういう方に中心になってやっていただきたらというふうに思っているところでございます。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 内容につきましては弱者対策でありますけれども、これはしっかりとやってもらっていくわけでございますが、これから、前年度もちょっと申し上げましたけれども、認知症というような問題が発生をしたときに、もう生前のうちにいろいろの手續を完了しておかなくてはいけないと、こういうような事態もこれからどんどん発生すると思うんです。そんな点も含めて、現体制でも大丈夫かどうか再確認をしておきたいと思っております。村長、お願いします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） おっしゃるとおり、事前にそういうことが想定される人、あるいは心配な方には、任意で後見人の制度を申し込むという方法がありますので、判断能力があるうちに、将来に備えてみずから選んだ代理人を公正証書化しておくという制度もございますので、こういった制度を活用していただくようにお勧めをしていきたいというふうに考えております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 制度は制度として、非常に苦しんでおられる方もあるかというふうに

私は思います。気楽に話ができるような役場の体制、ぜひお願いをしておきたいと思います。

ひとりきりになったような皆さんは、どこにも相談することもなければ、ただ毎日毎日ぼけっと過ごしているような、そういう状態であつては、これはいかんわけでございますから、いろいろと前向きに対応をお願いをしておきたいと思います。

それでは、第1点につきましては以上でございます。

それから、第2点について質問をしてみたいです。

施設関係でございますけれども、村の施設というものは、村民の生活を考えながら非常にいろいろと進めてきた事項でもあるというふうに考えております。ちょっと私も書類をいただいたわけでございますが、いろいろな部門で、数えただけでも相当の箇所になるわけでございます。建造物、それから橋梁、水道、下水道、農業用関係の水利、あるいは道路、それから道の駅等々も最近の仕事であろうというふうに私は思うわけございまして、数多くの仕事を進めて、立派なものが今青木村に建立されたり、なおまたできておると、こういうふうに私は考えておるところでございます。

ちょっと私も、これだけの施設を持っておられるので、青木村として全体の資産、これは資産台帳のほうから、財産台帳のほうの関係もあると思いますが、村長、今日まで手がけてきた仕事の量というもの、どのぐらいの金額になりますか。おわかりでしたらお伺いをします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 数字を今まで積み上げたものは実はないんですけれども、一覧表にしてみると、改めてこうやって表にしてみると、こんなにたくさんやっているんだ、やってきたんだというふうに思っております。

本当に先人たち、先輩たちに感謝をし、今、こういった快適な生活でありますとかいろいろな施設を活用させていただいているのも、本当に先輩たちのおかげというふうに感謝をしたいというふうに思っております。本当によくぞこんなに、今堀内議員がおっしゃいましたような施設を整備していただいたというふうに思っております。

これを一つ一つどのぐらいの金額がかかったか、その後のメンテナンスにどのぐらいの費用がかかったというのは今数字としては持ち合わせしておりませんが、たくさんあるということと、今後もしっかりこれを維持管理していく必要があるというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） また数字の関係につきましては、また担当のほうからでも結構でございますからお願いをしておきたいと思います。

財産のほうはそれでいいんですけれども、村の場合には減価償却というような形で財産管理をされておるのかどうか、それが毎年毎年とにかく整理されておるのかどうか、その辺もお伺いをしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 片田総務課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 今の固定資産の関係ですけれども、地方公会計マニュアルの中で、毎年財務諸表の作成、あるいは公表を行っているところでございますけれども、これは財政の透明性を高めて、住民の皆さんへの説明責任と財政の効率化、適正化を図るためというようなことで、その中で、26年度に総務省から統一的な基準というのが示されまして、それまでは簡易的な方法で資産等を諸表に反映させていたわけなんですけれども、主に財政分析としてこの資産債務の把握がとても重要になってくるという観点から、平成27年度末に、村の固定資産等につきましては再度洗い直しを行いまして、データベース化をして、新たにまた資産台帳の整備を行ったところでございまして、今議員さん御指摘のとおり、毎年度償却といたしますかも行って、残存価格を出して、それを諸表に反映しているという状況でございます。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 一般の企業の場合には、きちんと財産の管理をしながらきちんと減価償却をして、経営安定を図っていくというのが基本だと思いますけれども、村の場合でございますから、税金もかからなければというような事項もありますので、それはそれとして、やはり私は小さい村は小さい村なりにきちんとしたやはり方向づけをしていく必要があるだろうというふうに考えております。よろしくお伺いをしたいと思います。

資産の中には大きなもの、それから、例えば登山口のトイレに至るまでずっと入るかもしれませんが、それはそれとして考えるとして、耐震化の関係につきましては、前々に村長からもお伺いをした経過があったかと思っておりますけれども、ほぼ大体耐震化については完了しておるというようなことでよろしいですか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） おかげさまで、主要なものにつきましては耐震化は終了しているというふうに考えております。ただ、その後、制度が変わりまして、変わったもの、例えば下水道のポンプ室が土木系でありましたけれども、建築系になりまして、これは耐震化を今後必

要とするというようなものも若干出てまいりましたので、そういうものについては今後耐震化をしていく必要があるというふうに考えております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） わかりました。

それでは、利用する面で質問をしてまいりたいと思いますけれども、村の人口も余りふえない、こういうような状況の中で、いろいろ村の施設の利用にかかわる努力をこれから私はしていかななくてはいけないというふうに考えておるわけでありまして。人口がふえていけば施設の利用料もだんだんと増加をしていくだろうというふうに考えるわけですが、その逆のことを考えれば、将来非常に大変な状況かなというふうに思っておるわけでございます。

全般的にお伺いしますが、これから青木村民が現在とにかく有しておる施設を有効に活用してもらおうと、こういうようなことを基本として考えた場合に、村としてどのような利用に対するお考えを持っておられるか、お伺いをしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 私も埼玉で長く生活しておりまして、公共施設と人口の関係、あるいは利用の状況を見ていると、本当に青木村は恵まれた場所だというふうに考えております。

例えば、関東ではスポーツ施設でありますとか集会施設は、本当に予約日には列をなして、抽選でやっていくような例がたくさん見受けられます。そういう面で、青木村は大変恵まれているので、そういった面で活用してもらいたいというふうに思います。

また、あわせて、村民の皆さんに御理解いただきたいのは、冠を課して自分たちの専用のもをつくるということではなくて、今あいているものを活用していただくようなこともあわせて今後考えていっていただければというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） それから、将来の施設設計の中で、小さい施設はいいんですけども、大きな施設、例えば文化会館のような施設、あるいは小・中学校、こういうようなところの施設につきましては、これはとにかく1年や2年や3年ぐらいでは解決できないわけですが、計画的に、長期的にどんなように考えておられるか。

例えばでありますけれども、文化会館はぼつぼつひとつ建てかえでもどうだと、こういうような意見をする方もございます。ほかにもそういうところがあったり、それから、小さい施設は小さい施設としてどのようなお考えで進めていかれるか、村長のお考えをお伺い

します。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 小学校と中学校は義務教育施設ですから、義務ですからこれを完全に死守、堅持していきたいというふうに思っております。人数が若干減りつつありますけれども、今ある教室の活用の状況を見ますと、大変よく使っていただいて、学校教育施設として教育の面に効果を出しているということでありますので、これは多少人数が減っても、これはちゃんと利用できる状況に守っていきたいというふうに思っております。

それから、文化会館は、確かに少し大きな改修をしなければならない部分も出てきて、あるいは近々そういうものが出てくることが体育館を含めてあるかと思っておりますけれども、新しく建てるとなると相当数の額が必要になってまいりますこととか、あるいは補助金が余りほとんど望めないような施設でもありますので、こういったことはできるだけ長寿命化を図って活用していくことを考えております。

また、小さい施設も、先ほど申し上げましたように、その目的といたしましうか、私たちだけのものというのではなくて相互に活用できるようなシステムをつくり、たくさんの人に利用してもらおうということで、小さい施設もそれなりに今のところ必要なものでありますので、そういった形で維持してまいりたいと思っております。

昨年12月に授産所が閉鎖をいたしましたけれども、こういうようなものも今後出てくることが考えられますので、その辺は慎重に見ながら、また議会、村民の皆さんと相談しながら活用なり維持なりしてまいりたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） わかりました。非常に時間のかかる問題だと思いますけれども、御努力をお願いをしたいと思います。

それでは、具体的に若干施設に触れまして質問をしてみたいと思います。

まず、第1点は、図書館でありますけれども、これはいろいろと教育委員会のほうで努力されて頑張っておられることは十分に承知をしておるわけでございます。私も時々図書館に入るわけでございますけれども、非常に静かで、これならば、ここで本当に一日とにかく勉強してみたいなというような気持ちにもなるわけでございまして、非常にいいところだなというような感じをするわけでございますが、なかなか行ってみるたびに考えることは、入館者が少ない、それから、見渡してみても村内の入館者がほとんどいない、こういうような時間帯も中にあるわけでございまして、私は本当に寂しく思うんですけれども、もっとやはり村

内の皆さんの入館者数を高めるとか、それから少しイベントを考えながら、もっとやはり来てもらえるような工夫が必要ではないかというふうに私は思うんです。

それで、もう一つは、年寄りの皆さんは、もう冬になるとこたつにしっかりとハマってしまっているようでございますが、やはり年配者の皆さんをもっとああいう場に引き出すことは、私は非常に重要だと思うんです。とにかく年寄りの皆さんは自分の家でテレビを見るきりですから、そういうように、もう少し年寄りの皆さんを図書館に運べるような、そんなような施策を考えてみたらどうかというふうに提案を一応申し上げるわけでございますけれども、私も宮下議員の下でええっこの村の仕事もやっていました。県外から来る生徒たちは喜んでとにかく帰ります。こんなすばらしいところはないですねというような、そんな言葉も吐いていくわけですが、そういう点から、そんな本当に親しめるような図書館になる工夫もやはり必要ではないかというふうに考えておりますが、いかがでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 図書館では乳幼児向けに絵本を2冊贈呈したり、おはなし会を行ったり、図書館フェスタのようなイベントを企画して、いろいろな工夫をしているところであります。本を読んでもらうとか図書館を利用してもらおうというふうに考えたときに、興味のある本だと借りてみようということになるのかなというふうにみんなで話して思いました。

図書館としては、こんな本が欲しいと言ってもらえれば、できるだけ購入の努力はしたいというふうに考えておりますし、エコーンという組織、システムがありますので、上田市とか東御市とか、そこの本のやりとりができますので、かなりの本は取り寄せることが可能だというふうに思っています。

問題は、そのようなことがみんなに周知されているかどうかじゃないかなと今考えておまして、今後は広報等によって図書館の利用を呼びかけたり、図書館の利用について説明を丁寧に行っていきたいと考えているところであります。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 来てもらう人云々ではなくて、どんどんとにかく引っ張り出して勉強してもらうことも必要ではないかというふうに私は思うんです。

今、教育長からありましたエコーン方式ですか、これにつきましてもいろいろと調べてみますと、青木村の図書館は非常に立派にやっておられるというようなことを伺っておるわけでございますが、いろいろと工夫をしながら、もう少し、若い者はいいですけども、年寄りの皆さんを引っ張り出すような、そんな工夫もひとついろいろお願いをしておきたいと思

います。よろしく申し上げます。

それから、美術館の関係でございませけれども、美術館の関係も、最近私は余り行っていないんですけれども、けさもテレビでいろいろと放送されておりましたけれども、非常に職員の皆さんも努力されまして、人集めを考えておることは承知はしております。がしかし、前からそうでありましたけれども、上田市あたりの皆さんがほとんどでございまして、青木村の皆さんなかなか入ってくれないと、こういう寂しさがありました。もう少しやはり青木村の皆さんが率先して出かけてもらって、コーヒーでも飲みながら雑談でもして帰れば、私は一番いいなというふうに考えておるわけでございます。

最悪の場合にはコーヒーのほうは委託でもして、図書館は図書館だけでとにかく方向づけをしていったほうがいいかなというようなことも考えてみたこともあったわけでございますが、こんな点、沓掛教育長、御案内があったらお願いをしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 図書館でもいろいろな企画展を考えておりまして、米津画伯からの寄贈を受けたことを契機とした特別展ありまして、かなりの人が来てくれたなと思います。それから、絵画の義民展とって、これは大学生の武蔵野美術大学の学生さんたちと連携をした義民展がありました。それから、最近では自然湯展と沓掛利通展を行っておりまして、利用の促進を図っているところでありますが、これからもさまざまな工夫をして青木の文化を大事にしたいなと考えているところであります。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） ひとつよろしくをお願いをしたいと思います。

それから、青木の森のテニスコートの関係、しばらく前にお金をかけまして修理、補修をしたわけでございますけれども、ほとんど利用者がいない、数えるほどしかない、こういう状況のようでございます。

あそこにつきましてもただほっとくだけでございまして、どういように利用するとか、私からしてみればもったいないものだ、こんな感じもしておるわけでございますが、この辺どんなふうにご考慮されるか、お伺いをしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） おっしゃるとおり、別荘の森のテニスコートは非常に利用者が少なく、私どもももったいないし、どうしようかというふうに思っております。

ただ、調べてみますと、別荘を分譲するときにテニスコートがあることを前提に分譲して

いるので、そう簡単に閉じるというわけにはまいりません。使ってもらうことを前提でいろいろ工夫しておりまして、冬期間以外はメンテナンスをしたり、木陰をつくったり、トイレを改修したりして、そういうことをやる。あるいは、下のほうのグラウンドのテニスをやっている皆さんにもあそこにあるというPR、あるいは旅館には、そこを使って観光客を呼んでほしい、そんな工夫をしながらやっております。

確かにもっともっと、高原地帯でもありますし、環境もいいところですから、使っていただく工夫をもう少ししてみたいというふうに思っております。もう少しの期間してみたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 下のテニスコートのほうは大分入っておるようですけども、これもやはり場所の問題があるかなというふうに私は感じておりますけれども、無駄にしないような有効利用を期待をしております。

それから、一つ一つ申しわけないですが、プールでございますけれども、私も前々から、これはすばらしいプールだな、50メートルのプールはそんなにないんですよ、50メートルですから。もうどんどんととにかく中へ入ってばたばたやったって、思う存分練習もできるというふうに私は解釈をしているわけですが、なかなかこの辺も、ただつくったばかりで、もうちょっと利用料が挙げればいいなど、こういうふうに感じておりますけれども、その辺はいかがでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 50メートルプールを改修したとき、本当にきれいになりまして、あの年は利用者がぐっとやはり伸びました。やはり青木のプールはいいというのが実は上田地域の隠れた言葉になっておりまして、上田のほうから、あるいは東御のほうからもお客さんが来ているというような状況だと思っております。

ただし、青木の50メートルプールは中学校の子供たちの兼用プールにもなっておりますので、これは教育の面からいっても、これからも大事にしていかななくてはいけない大事なプールだなというふうに考えているところであります。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 村民の皆様誰でもというわけにはいかんと思いますから、大会でもするとか競技会でもするとかいうようにして、できるだけプールに飛び込んでもらうような、そういう施策もしっかりと考えていったほうがいいじゃないかと思うんですけども、よろ

しくその辺も配慮をお願いをしたいというふうに考えております。

それから、小さな内容でございますけれども、青木のバス停のところの琴線ですか、現在やっていませんよね。あれは将来どういうふうに考えるのか。私はやはり青木村として、やはりああいうところがあったほうが良いというふうに考えておまして、どうも体調を崩して休んでおられるというふうに聞いておるわけでございますが、もしそれならそれでしっかりとまた体制を考えて、もうちょっと利用できるような、そういう体制が必要ではないかというふうに私は思うんです。やはり社交の場でああいうようなところも青木村としては、ほかにもありますけれども、必要な場所でありますので、その辺考えていただきたいというふうに要請を申し上げておきます。お考えがありましたらお願いします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） バス停の脇のコーヒーショップ、飲食店につきましては、青木村にはなかなかない場所と内容であります。少しバス停、バスを待っている間にコーヒーを飲むとか、あるいは夕方少し寄ってみんなでだべっていくとか、そういう場所としては、駐車場があったりバス停があるものですから、バスの始終点でもありますので、大変私は有効活用させていただいていると思っております。

ただ、ちょっと体調を崩して、当初はことしの春ぐらいにはオープン、夏ぐらいにはオープン、秋ぐらいにはオープンとしましたけれども、その後さらに体調がいまいちなものですから今のような状況になっております。

少し体調管理も十分されて、もう少し待っていただければというお話を聞いておりますので、長年いろいろ活躍していただいた、あるいは貢献していただいた方でありますので、いましばらく様子を待ちたいというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） わかりました。ぜひひとつ早く使えるような体制を期待をしております。よろしく申し上げます。

それから、指定管理者によるいわゆる管理運営、これは大きいところを管理をしておるわけでございますが、いろいろと問題もあるかもしれませんが、その辺のことについてお伺いをしたいと思いますが、現状、指定管理をしておる場所とすればどこどこでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 片田総務課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 村で現在指定管理ということで管理をお願い

している施設につきましては、道の駅あおき、それから、ふるさと公園あおき、リフレッシュパークあおき、老人福祉センターくつろぎの湯、高齢者生活福祉センター、あと田沢温泉、沓掛温泉にそれぞれ共同浴場がございますが、そちら合わせて8施設というふうに理解しております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） わかりました。

内容を聞いてみますと、それぞれの会社で、あるいはまた団体に非常にしっかりと運営管理をされておるといふふうに私は感じております。

例えば、沓掛のくつろぎセンターの場合は、大変な営業の状況でありましたけれども、立派にとにかく黒字で経営のできる体制ができておられて、非常に現状もすばらしい内容で経過をしておるといふふうに私は聞いておるわけでございますけれども、それからまた、社会福祉協議会の対応も立派だといふふうに、いろいろと考えてみますと非常に的確な管理運営をされておるかなど、こんなふうに考えるわけでございますが、その辺の評価については村長、どんなふうにお考えですか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 指定管理者制度というのは、役場がたくさん仕事をしなければならない、そのためにはたくさん的人数、たくさん費用がかかるわけでありまして、そういうものを民間、あるいは第三セクター等に任せられるものは民間の人たちをお願いをして、その分役場は福祉でありますとか教育でありますとか道路とか、そういった管理ができるものに集中していこうということで、指定管理者制度というのを設け、そして、今課長が答弁しましたように、幾つかの施設を村で委託をお願いしているわけでありまして。

それぞれの場所を受託者、指定管理を受けていただいた皆さんの努力で、大変私どもが考えた以上の成果を上げていただいております。やはり餅は餅屋で、私どもがするよりは、またいろいろな工夫とか専門知識とか、そういうものを駆使してやっていただいております。大変私どもの役場と今の指定管理を受けておられる団体とは非常にいい関係であるし、本来の目的を達成しているといふふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 現状の管理者につきましては、特別問題はございませんか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 指定管理をする際に、私どもはそれぞれ要項をつくって、どういう運

営をしたいかというのを出していただき、そして、役場の中の委員会でそれを評価して、あるいはヒアリングをしながら決めてまいります。そういうような申請と現状と、そしてその後の評価が全てうまくいっているということで、さらに人をふやすとか指定管理料を減らすとか、そういうようなことは今後課題としてはあるかもしれませんが、今のところは特に問題ないというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 私も非常に的確な対応かなと、こんなふうにも感じておるわけでございます。

特に道の駅の関係は、ちょうど青木村の玄関口でもありますし、いろいろな面でたけた林社長が対応しておるわけでございますけれども、ああいうようなところに対しての人的な体制の指導だとか、いろいろあるかと思っておりますけれども、立派に青木村の業務が展開できるようにお願いをしておきたいと思っております。

いろいろと申し上げましたけれども、以上で質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（沓掛計三君） 9番、堀内富治議員の一般質問は終了しました。

---

#### ◇ 松 澤 正 登 君

○議長（沓掛計三君） 続いて、3番、松澤正登議員の登壇を願います。

松澤議員。

〔3番 松澤正登君 登壇〕

○3番（松澤正登君） それでは、議席番号3番、松澤正登でございます。通告に従いまして質問をさせていただきます。

初めに、青木村村内の国道、県道の改良促進についてでございます。

現在、青木村を走る国道143号、県道では主要地方道丸子信州新線、一般県道下奈良本豊科線、そして田沢中挟線の4路線があります。いずれの路線も村を初め多くの先人の労苦により改良を積み重ね、生活道路として立派にその機能を果たしていることに対しまして、まず感謝を申し上げたいと思っております。

また、今年度は半世紀の悲願がかない、青木峠新トンネルの整備が決まり、青木村にとって大きな夢と希望の実現がします。

しかしながら、特に青木峠新トンネルの整備はこれからの大プロジェクト事業であり、地域づくりに期待される課題は大きいと思います。村民からの期待の声も大きく、今までどう進んでいるのか、今何をやっているのかなど、多くの声が聞かれる状況があります。そこで何点かお伺いをしていきたいと思います。

まず初めに、青木峠新トンネルについてでございます。

今年5月22日、県は上田、松本両地域を結ぶ国道143号の青木峠付近の未改良区間約11キロのバイパスの整備計画で、新たに建設するトンネルを含めたルート帯の発表がありました。その後、今日に至るまでどんな調査が行われ、どんな作業がなされているか、まずお伺いをいたします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 国道143の青木峠新トンネルについてお答えいたします。

その前に、せっかく中学生の皆さんが来ているので、前段の話を答弁させていただきたいと思っておりますけれども、道路は国道と県道と村道、そのほか林道とかありますけれども、その中で今の話は国道であります。国道のうちでも三桁といいまして、これは143ですから、国道でありますけれども管理は県がしているという道路になります。

国道の内容によって、場所によって143は起点と終点が決まっております。この国道143は約56キロ、上田と松本を結ぶ道路で、明治に長野県ができたときに7つの幹線道路をつくった、そのうちの一つの大変重要な昔からの路線であります。ナンバー2、佐久のほうからナンバーを振ってきたので、二線路と通称、明治の人たちは言うておりました。56キロのうち相当数が道路改良が進んで、役場の前のような道路になっておりますけれども、青木峠だけできなかったトンネルについての御質問をいただいているわけであります。

大変長い間の悲願でございましたけれども、県からこれは建設に向けて調査をする、そして昨年からは始まりました県の5カ年計画の中で事業着手と位置づけられました。

今、何をやっているかという話でありますけれども、ことしの5月に同盟会でこのようなルート帯が発表になりました。ルート帯というのは1本の線ではなくて、この辺を行こうということ100メートルから300メートルの道路の付近であります。1本に決めていくには、このルートもいろいろAルート、Bルートありましたけれども、結果的に建設費が安くなるか環境に優しいとか、そういうルートで決めて、このAルート帯ということになりました。今、その1本に決める作業をしております。

30年度はルートの決定に向けまして地質調査、ボーリングとか、人工的に地震を起こさせ

て、そして内部の土質の状況を見るとか、あるいは水が含んでいる区間があるかとか、そういうようなことをしております。そして、予備設計とって大まかな概略の設計をして、建設費が幾らになるかとか、勾配をどうしようとか、どのくらいのどれをどこへ運ぶとか、そういう設計をし、概略の工事費を出して、今年度にはルートを1本にする作業をしているわけでございます。

31年度以降につきましては、早期事業化に向けまして、環境調査とか残土の処理、あるいは測量とか、発注に向けての実設計、橋梁の予備調査等々をしていくことになります。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） 丁寧に、それこそわかりやすくありがとうございました。

2番目に、それを受けまして、ルート帯がほぼ決定しているという中で、トンネル坑口に当たる地元の説明会ですとか、また用地問題等の進捗状況について、どの程度進んでいるのか、どういう話があるのかお聞きをしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） まずは地元の皆さんに御理解いただきたいということで、村全体の説明会でありましたけれども、地元の入奈良本この8月に全体の説明、そして坑口の付近の今後秋に調査をするという説明会を行いました。

入田の関係でございます。

キノコのことがありますので、秋口から調査、測量に入りました。トンネルですから、全体の測量はトンネルの土質の中でやっていきますけれども、坑口、トンネルの入り口は、用地の買収とか取りつけ道路の関係で道路の用地買収等が必要なことから、その入り口の付近の今測量をしている状況で、今後、どこの土地にどれだけかかるというような道路の設計をしてから、今後用地交渉、あるいは地元の説明、そして個々の用地交渉に入っていく状況で、まだ個々の用地買収までには至っておりません。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） そうすると、用地問題ですとかそういうものはまだ具体的には出てきていないと、こういうことでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今申し上げましたように、詳細な坑口でありますとか、詳細な取りつけ道路がまだ決まっておりますので、今後それが決まり次第、常用測量をしたり、係る地

主さんを確定したり、そういうことから用地交渉に入ってまいりますので、まだその前段階であります。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） わかりました。

それでは、次に進めさせていただきますが、今お聞きしていますと、まだそんなには進んでいないような状況もあるわけでございますけれども、工事が始まれば相当量の掘削の残土ですとかが発生すると思います。また、予定されている掘削土の量がどれほど出るのか、わかるかどうかあれなんですけれども、また、当然残土の置き場というのが問題になってきますが、利用箇所の選定ですとか、そんな点はどうなんでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 断面が、国道ですから多少広い断面になりまして、1断面80平方メートル程度になるかなというふうに思っております。勾配が青木から四賀村に向かって上っていく、それから四賀村から東条ダムに向かって上っていくということですから、基本的には下から上に向かって掘っていくのが普通になります。したがって、私ども村としては、その長いほうの土砂をある程度引き受ける必要があるかなというふうに思っております。

今後、土砂の搬出について、どこに捨てるかという場所の選定をしていきますけれども、これについては、適当な容積があることとか、水関係でありますとか、あるいは環境問題とか、できれば欲張って、その後の土地利用とか、そういうものを総合的に勘案して決めてまいりたいと。なるべく工事費の関係もありまして、至近距離、土砂の運搬距離を短くしたいというふうに考えております。

今後、県からいろいろまた詳細なデータが来たり要望があると思いますので、それを受けながら、地元の皆さんと相談しながら場所の選定をしてまいりたいと思っております。これは多分1カ所ではなくて複数箇所になる場合も前提として考えていきたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） 具体的にはわかって、まだ進んでいないようでございますけれども、ぜひこれからの道路改良にかかわるようなところに残土場を見つけるとか、適正な、問題が残らないような、そういう形で進めていただきたいと思っております。

次に進めさせていただきますけれども、今後、これから、今若干最初にお答えはあったわけですが、今後どんな調査と作業が進められていくのかお聞きしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） ルート帯が、1本の線で断面80平方メートルで2,000、あるいは2,500のルートができるという前提でお話し申し上げますと、一番は、坑口等の環境調査、環境影響評価と言われております。これは法定のアセスになるのか、そこははっきりしておりませんが、いずれにしても、自主アセス的なことは当然やっていただきたいというふうに思っております。これができることによりまして、いろいろ環境に負荷がかかるということをいかに軽減していただくかということでもあります。

それから、今お話がありましたような残土処理地の候補、これも申し上げましたけれども、ただ置くだけではなくて、道路の拡幅道路にするとか、あるいは平面的な土地利用をできるとか、そういうこともあわせた場所の選定をしていきます。

それから、特に坑口の関係を含めて、あるいは取り付け道路を含めた詳細な測量が必要になってまいります。それから、それに関係いたします、トンネルだけではなくて道路の関係、あるいは取り付けの橋梁等々の詳細な設計、それから、トンネルの実施設計といたしまして発注するための設計、こういったものが必要になっております。

それから、部分的には橋梁が必要になってくるだろう、あるいはある程度高い擁壁が必要になってくるかもしれません。こういったことの詳細設計をしてまいります。

それから、必要に応じては、トンネルの部分の、あるいは前後の取り付け部分のボーリング調査、縦ボーリング、横ボーリングありますけれども、こういったことをしていくことに31年度以降はなるというふうに私どもは承知しております。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） わかりました。

それでは、次に進めさせてもらいますが、この青木峠新トンネルの開通によって、青木村の経済、生活、それからまた観光、それから救急医療、防災に至るまでもが大きく変わってくるんじゃないかなと、こんなふうに思っております。また、青木村でも、第5次青木村長期計画後期計画にも重点推進プロジェクトとしてトンネルの整備が大きく挙がっているわけでございます。

まずはそういう中で、村民の生活、安全の確保が大事ではないかなと、こんなふうに思っているわけございまして、これからは年々工事関係車両も増加し、交通量もふえてくるのではないかと、こんなふうに思います。

そういう中で、国道143号の現在のの上り線で、当郷入り口付近から総合グラウンド付近までの歩道整備がまだ両側整備されていないという状況を見ます。最近のお話ですと、一部歩

道の整備がなされるようでございますけれども、今後の歩道の整備と安全対策の計画はあるでしょうか、お伺いをしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 昨日、全員協議会の際にもお話を申し上げましたけれども、県では、多少繰り越しになるようでありますけれども、殿戸のバス停の付近のバスベイ、バスの駐車場の膨らむ線ですね、バスベイの工事に入るといふふうに聞いております。

その後、当郷のバス停、それからファミリーマートのコンビニの前後、こういったところからまずは歩道の整備ということで、県では既に事業認可をとって、防災・安全交付金の事業として既に工事、あるいは測量、あるいは用地買収をしております。ことしから来年度当初にかけて、今申し上げましたように、殿戸のバス停をまず青木村では第1期工事としてすることになっております。

そのほか、私どもでも、まだ歩道の整備をそのほか事業認可をとっているのは上田市の浦野川から殿戸のバス停でありますので、さらに青木のまちの中でも一部歩道がない部分につきましては、数年前から県に参りまして、歩道の設置の要望をお願いしております。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） ぜひ一步一步、トンネルの本工事が始まるまでには両側が道路整備がされるような、そういう御要望をぜひ県にお願いをしたいと思います。ありがとうございました。今後も進捗状況等につきましては、この広報等を通じまして村民にも公開していただけるようお願いをしたいと思います。よろしく願いいたします。

次に進めさせていただきます。

次に、県道丸子信州新線についてお伺いをしたいと思います。

この県道につきましては、過去にも何人かの議員が質問をされていることも聞いております。生活道路として年間を通じて通行可能な上田、鹿教湯を経て松本への最短距離であり、生活、医療、観光に欠かせない大事な道路となっております。

道路の改良は進んでいるものの未整備箇所も多く、狭隘箇所や交通安全施設の未整備箇所が多くあります。平成32年度に予定されております三才山トンネルの無料開放による交通量の増大が予想され、青木村にも多くの車両が入って増加するのではないかと予想されます。現状では鹿教湯方面に通う人にとっても大事な道路となっており、早い改良がまた望まれるところです。

近年、青木側も村当局によりまして、県の配慮もあります、改良が進んでいることに感

謝を申し上げたいと思っております。平成29年度で青木村側の改良率は70%と、それに対して丸子側では改良率19%という、いまだ進まない状況があります。少なくとも2トントラックとかマイクロバス程度の車が通行できるように、道路の確保が望まれるところです。もう一步の御尽力をお願いしたいと思いますが、村長にお伺いをしたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興係長（花見陽一君） ただいまの県道丸子信州新線の関係でございます。

県道丸子信州新線につきましては、従来より村としても改良促進を強く要望してきているところでございます。現在も進めさせていただいているところでございますが、要望に関しましては、村独自の要望だけではなく、主要地方道丸子信州新線整備促進期成同盟会として、村、また議会が一体となり要望を行っているところでございます。本年も10月26日には、長野県建設部に上田地域の8期成同盟会の合同要望に参加し、強く要請をしたところでございます。

丸子信州新線の道路改良工事につきましては、まだ少しお時間をいただきながら進めるところでございますが、今後とも皆さん、村民の意見も反映させながら、村としても一生懸命進めるところでございます。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） ぜひひとつ強く要望していただいて、一日も早く改良できるようによろしくお願いしたいと思います。

次に行きたいと思っておりますが、もう一つの県道下奈良本豊科線、それから田沢中挟線についてでございますが、下奈良本豊科線については、入奈良本から松本境までの改良はいまだ進んでいない状況があります。東山道の一部として歴史にも大きな意味を持つ道路であります。頂上付近には二年草の群生地があったり、また日本登山の父と言われるウエストンの石碑、また武山トレッキングコースの入り口にもなるという、観光面でも大事な道路ではないかと、こんなふう感じております。

また、田沢中挟線につきましては、上には昆虫資料館、それからキャンプ場等の施設があり、多くの方が往来をしております。

いずれにしても、道路の改良、交通安全施設の未整備箇所の整備が必要と考えておりますけれども、これも村の考えをお聞きしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 幹線道路は周辺地域との交流、あるいは経済、物流、観光など多方面に必要な道路、施設であります。

まず、下奈良本豊科線でありますけれども、私も四賀村から青木村まで歩きまして、その際、大変、今御質問にありましたように、四賀村側の立派な道路とあわせて、青木村の貧弱な道路をあわせて見たわけであります。向こうは2車線立派な道路でありますけれども、青木村側は2トン車がやっと通れるぐらいの道路で、すれ違いには苦勞するわけでありますけれども、いろいろの経過でこういうふうになったのではないかというふうに思っております。

それからもう一つ、田沢中挟線、これは保養センターの廃業とともに少し道路としての利用が落ちてきております。

両方とも大変青木村にとりましては、外に隣接する地域に行くには、大変活用することによりまして村の経済の活性化等々にも寄与しておりますので、それぞれお願いをする部分についてはしております。

特に、入奈良本の部分につきましては、カーブミラーの御要望が大変地元から強いものですから、県にお願いしたり、村単独でしたりしております。それから、昆虫資料館、それから横手のキャンプ場、パラグライダーの発着地がある県道につきましては、大型車が通れるような支障木の伐採とかそういうものをして、埼玉県の高校が来る、横手のキャンプ場に來る大型バスが通れるような、そういうようなことも県にお願いをしてやっているとところでございます。

いずれにいたしましても、県道としての位置づけは大変重いものがありますので、また活用する量もそれなりにあるわけでありまして、一つ一つ交通の支障にならないようなことをまずお願いしたいということで、県にお願いをしているところでございます。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） ぜひひとつ御尽力をよろしくお願いしたいと思います。

もう一点お願いしたいと思います。県道、また村道敷地での家の生垣が、植樹木が道路側に出ており、運転や通行に支障になっている箇所が見受けられます。安全運転の支障にもなり、事故にもつながりかねません。行政指導をお願いしたいと思いますけれども、この点どうでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 道路は歩行者、自動車、自転車、自由に往来できる、安全にできると

というのが本来の目的であるわけであります。村内も私も時々村内を自分で車で運転しながらそのような場所を、お話にありましたような場所はたまに承知をしております。

私有地から道路に枝が張り出していること、それから歩行者、自転車の通行に支障を来している事例がありまして、そういうことによってカーブが見えなかったり標識が見えなかったりというのがあるわけですが、これは法的に言えば、私有地から道路に張り出している樹木はその土地の所有者に所有権があるという判例がありまして、私ども道路管理者が勝手に切る、あるいは近所の人勝手に切るということは、無断で切るというのはできないわけであります。

そうはいいながらも大変問題がありますので、それぞれの地区では、お願いをしたりルールを決めたりしてやっている地区もありますので、役場からもお願いしますし、隣近所で言いにくい場合には区あるいは役場からお願いをするというようなことをやっていきたいというふうに思っております。

それから、ことしの雪とか夏の台風などで、倒木によって、あるいは枝が垂れ下がったことによって、電線、NTTとか、あるいは中部電力の電線、電柱に支障ができて停電をしたというようなこともありますので、こういった箇所はあらかじめ私ども近々協定を結んで、そういうようなパトロールを一緒にしようというようなことを考えておりますけれども、そういうような電柱、電線の管理者とも連絡を密にして、そういうような支障木については所有者の御理解をいただきながら除去してまいりたいと思っております。

お話にありましたように、一番は、交通安全上、どうしても出ているところが幾つかありまして、私も早く切ってくればいいのになというように思いをしたりしております。

それからもう一つ、木ですから年々成長していきますので、毎年そういったチェックが必要になってくると思いますので、私ども行政といたしましても、役場といたしましても、地元の方々と連絡を密にしていきたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

それでは、2番目の問題について質問をさせていただきたいと思ひます。

青木村の図書館の運営についてでございますが、先ほども堀内議員のほうから図書館についての御質問がありました。それに若干付随する質問かもしれませんけれども、よろしくお願ひしたいと思います。

図書館は人類の英知を集結して次の時代の新しい創造を準備する拠点にほかなりません。

また、教育の機会均等と知る権利を保障し、将来にわたる健康で文化的に生きる権利を担保する生涯学習の大切な場であると、こんなふうにある資料に載っております。

新聞記事によりますと、全国図書館協議会が発表した調査結果によると、今年度5月の1カ月間の本を一冊も読まなかった高校生の割合、要は不読率ですけれども、55.5%に上り、読書離れが依然と改善されていない実態が明らかになったとありました。

また、読書は、ある新聞によりますと、健康寿命延伸の大きな力にもなると、こんなふうにも載っております。

その中で、青木村の図書館も平成15年開館以来、上田地域図書館情報ネットワークの加入により全図書館が共通の体制で動いており、情報の共有もできていることから、よい運営がされているとも聞いております。

さて、私はこのたび市立小諸図書館、それからまた佐久市立図書館を訪ね、運営状況について等、取り組みについて等もお聞きする機会を得ました。

小諸図書館につきましては、平成27年11月新館オープンして間もない図書館でございますけれども、小諸は歴史は古く、大正3年から市民ぐるみの図書館として発展して現在に至っていると聞いております。立地条件も市庁舎、市民センター、病院に図書館が併設されており、広いオープンスペースにBGMが流れるという近代的な図書館であります。いろいろな取り組みをしておりましたけれども、特に興味を引いたのは本の並べ方、そして高校生の利用が多いこと等でございます。

また、佐久市立図書館につきましては、佐久市立合併後5図書館となり、各館共通の運営がされております。親しみある図書館、それから集いやすい図書館を目指して、ゼロ歳児から4カ月まで、それから幼児から3歳児向けの行事に力を入れているようでございます。また、図書貸し出しには銀行通帳に似せた図書通帳をつくり、利用者の増加に力を入れていることでもございました。

青木村の図書館ですが、ここ3年間の資料をいただきましたけれども、平成29年度利用者は8,632人と、毎年少しずつ利用者が減っていると聞いております。また、利用者登録者数につきましても年々、村内、村外とも減少傾向にあることもわかりました。青木村の運営方針は、情報と文化の発信地である青木村みんなの図書館に興味を持ち、利用していただけるよう、子供から大人までを対象とした事業を実施するとあります。そこでお伺いをしたいと思います。

初めに、青木村図書館で取り組んでいる事業と特徴はどんなところにあるでしょうか、お

伺いをしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 最も大きな特徴は、今お話にありましたように、上田地域図書館ネットワークに参加しておるところだと思っています。これはエコーというふうに私たちは呼んでいます。上田市、東御市、長和町、坂城町、青木村の図書館の全ての本を借りたり返したりすることができる。これによって驚くほどたくさんの本を借りることが可能になっております。

また、1日1便の回送車が来るので、意外と短時間に本を手にするということになっております。図書館の職員同士でも月に1回程度会議を行いまして、連携を図っているところであります。

また、青木の図書館は保育園が隣にあるために、保育園児が週に1回、本を借りに来るようになっております。このような保育園と図書館との連携というのは、実は珍しいと聞いています。便利性のよさと青木村ならではの工夫を行っていることが特徴かなと考えております。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） わかりました。

いろいろなそれぞれの図書館の運営方針もいろいろあると思いますから、ぜひ今のような特徴を生かしながら大きく利用者ができるように進めていただきたいと思います。

2番目に質問をさせていただきたいと思います。

今もふやす闘いというのはやっているわけですがけれども、私がほかの広報等を見させていただいている中で、ほかの自治体は毎月発行する広報紙等半ページぐらい使いまして、そして「図書館に行こう」などのタイトルで月の催し物、お勧めの本、それから月の休館日などを載せているというところもございます。自治体によっては広報紙の企画内容が違っているわけですが、一概にどうこうとは言えないと思います。しかし、今後青木村として利用者をふやす取り組みについてのお考えがあれば伺いをしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 現在でも利用者をふやす取り組みを幾つかしておりまして、まず、乳幼児サービスとして、ブックスタートという乳幼児のためのサービスを大切にしております。まず、10カ月健診のときに、本を読む大切さや図書館の利用方法を職員がお話しております。そのときに絵本を2冊贈呈しております。さらに、地域の方たちが赤ちゃんのためのおはなし会とか幼児のためのおはなし会、小学生のためのおはなし会を毎月1回実施して

おります。地域の方と連携をしてさまざまな企画ができるということは大変にありがたいと考えているところであります。

さらに、7月には夕涼み会、それから、このごろ、12月行ったばかりですが、12月には図書館フェスタを実施して、ハーモニカ演奏とかけん玉をやったり、あるいは夏にはかき氷を振る舞ったりしております。

さらに、地元の企業3社から御協力いただきまして、雑誌12誌、新聞1紙を寄贈していただき、多くの方に御利用をいただいております。

きょう、中学3年生が来てくれていますので、いい機会ですから、中学3年生の皆さん、ぜひ学校の図書館もですが、青木村の図書館も利用してほしいと思っています。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） ひとつ御努力をお願いしたいと思います。

最後になりますけれども、今もいろいろな行事のお話をお聞きしました。これはいろいろ運営していくに当たっては、それこそ職員の数ですとかそういうことも、またいろいろ予算的なこともあるかと思っておりますけれども、来年度等に向けて新しい事業の取り組み等があればお聞きをしたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 先ほど堀内議員からの質問に対して、広報を使っていきたいなんていうことはお話したところですが、さらに、今までのブックスタートとか保育園との連携などを大事にしつつ、今後は高齢者へのサービスについて考えていったらどうだろうというふうに思っています。

具体的に言うと、展示が終わった雑誌をラポートですとか福祉センターに置いてもらって、自由に閲覧してもらうなど、どちらにとっても無理なく利益になるような取り組みをできたらいいなということで、ちょっとこれは工夫してみたいなと思っております。

○議長（沓掛計三君） 松澤議員。

○3番（松澤正登君） いろいろ質問してまいりましたけれども、ひとつそれぞれ一步前進するまた運営を、ひとつよろしくお願いいたします。

以上をもって質問を終わります。

○議長（沓掛計三君） 3番、松澤正登議員の一般質問は終了しました。

---

◇ 居 鶴 貞 美 君

○議長（沓掛計三君） 続いて、7番、居鶴貞美議員の登壇を願います。

居鶴議員。

[7番 居鶴貞美君 登壇]

○7番（居鶴貞美君） 議席番号7番、居鶴でございます。

通告に従いまして、一問一答方式にて村長、教育長、担当課長にお聞きをいたします。

平成30年も余すところ半月ほどとなりました。昨今は国政において幾つかの法改正が行われているところでございます。また、消費税も来年10月から実施されます。軽減税率が適用になります。生活環境におきまして大きな影響が出てくるものと思われまます。

そこで、平成31年度事業と予算案についてお聞きをいたします。

まず、基本的な考え方についてであります。この関係につきましては12日の村長の御挨拶の中でありました。中学生の方もおいでですので、議員の方はダブるかもしれませんが、村長よりお願いをしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 来年度予算に向けまして、基本的な考え方についてでありますけれども、第5次5カ年計画の3年目となります。実現を見つつ、山に向けてスピードアップしてまいりたいと思っております。

細心にして大胆、そして集中と選択、こういったことを基本にしていきたいと思っておりますが、青木村の財政力はほかの市町村と比べて大変、歳入歳出については弱いわけでありまして、ほかの県下の市町村の財政力、歳入と歳出の力は、県平均を1とすると約6割ぐらいの力しかないわけでありまして。そういったことを基本でありますけれども、萎縮した財政の考え方ではなくて、将来村のあり方を見据えた予算編成をしていきたいと思っております。

もう少し具体的にいきますと、3カ年計画の中では、日本一住みたい村づくりの実現を目指しております。本年度、道の駅あおきのリニューアル工事が終わりましたし、昨年度、市ノ沢浄水場水道管工事、これも8億3,000万円するような大きな工事が終わりました。こういった状況の中で、真に村が担うべき事業をにらんでいきたいというふうに思っております。

それから、村単独ではなくて国とか県の補助金のあるものを優先していきたい。例えば補助金は、2分の1補助金ですと半分の村の単独費があれば倍の工事ができる、倍の事業がで

きるということでもありますので、こういった財源確保の事業につきまして優先していきたいというふうに思っております。

厳しい財政状況の中ではありますけれども、村民の皆様が将来に夢を持てる先々を見通した施策を、スピード感を持って事業に反映していきたいと思っております。

議会では、このように4回の議会でいろいろ議員さんから質問、要望、あるいは日ごろの活動を通していろいろ村政に対して御要望いただいておりますし、村民の皆さんからも、あるいは区からも要望をいただいておりますので、そういったことを来年度予算に反映させていきたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 続きまして、国の予算は、報道によりますと、31年度は100兆円を突破すると、このようにありました。その中に、消費税増税対策としてポイント還元制度等で2兆円を行うと、このようにありましたんですが、青木村におきまして、ことし、平成30年度に対しまして、予算規模として平成31年度はどのくらいに考えておいでなのかどうかお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 予算規模についてでありますけれども、村の予算というのは一般会計とか特別会計、国民健康保険とか下水道とか、そういうものを持っております。通常我々が、教育費用を含む一般会計について答弁をさせていただきたいと思っておりますけれども、まだその村の骨格をどうするかというのは決裁を終わっておりませんで、この12月26日に村の全体の考え方を各課、担当職員に対して説明会を行う予定でございます。ちょっとそのスケジュールを申し上げますと、26日に村全体の予算の説明会の後、締め切りを1月18日、各課のヒアリングを1月下旬、1月31日には全体の予算の方針を決めたいと考えております。

一般会計でありますけれども、歳入と歳出のバランスとれたことになるわけでもありますけれども、一般会計の当初予算の額を言いますと、30年度は26億5,000万円、29年度は28億2,000万円、28年度は25億7,000万円、27年度は24億4,000万円と、こういうふうに時々、小さい村ですから、大きな事業があればふえていきますし、それが終われば減っていくということでもあります。

私の考え方は、予算編成はトップダウンではなくて、先ほど言いましたように、いろいろ皆さんの要望、あるいは各課からの要望を積み上げていく、いわゆるボトムアップ方式で考えているところでございます。現段階で全額を、そういった状況でありますので、規模を明

らかにする状況ではございません。そういったことを頭に置きながら予算編成を今後して、トータルとしてまとめてまいりたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 地方交付税につきましてですが、平成30年度予算で11億5,700万円でありました。現時点で、これも報道によりますと、平成30年よりも増額となるようでございますが、これ期待的な数字で結構ですが、今のこの現時点で地方交付税をどの程度、どのくらい見込んでおいでになるのかお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 地方交付税というのは、都会に税金が集まる国のシステムになっております。それで、そういった国税と都市に集中する税金を、地方に足りない分を分配する、それが地方交付税、地方交付金というふうに言っているわけでありましてけれども、今、居鶴議員も御案内のとおり、まだそれを全額を明らかにする、いわゆる政府の予算が確定しておりませんので、そういう状況ではないということと、毎年この地方交付税というのは、地方交付税法に規定されております地方財政計画というのがあります。これの中で地方公共団体の歳入歳出の総額、あるいは見込み額に関する書類が国会に提出されるわけでありまして、これからその地方財政計画の規模、あるいはこの中で地方交付税、地方税、贈与税、臨時財政対策債、こういったものが確定してくるわけでありまして。

したがいまして、今交付税の見込みを申し上げるわけにはいきませんが、国では若干交付税を減らしてほかのものでプラスするような、結果的に私ども市町村から見るとプラス・マイナス・ゼロぐらいの考え方を国は持っておられるようなので、前年度並みを期待したいというふうに思っております。期待と申し上げますのは、総額が決まっております中で、ことしのように大きな災害、自然災害があった年にはそちらに集中する交付税の性格もありますので、そうしますと、特に災害のない青木村にとりましてはマイナスといいましようか、来ない部分もありますので、そういったことを慎重に見ながら予算を確定する中で、国からの資料、情報等を見込みながら、見込みを立ててまいりたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 続きまして、税制についてお聞きをいたしますが、これ平成29年度決算の数字でございますが、地方税が4億600万円で構成比が11.5%でありました。個人分が1億6,600万円、法人税で1,300万円でありました。この地方税の見込みはどのようにお考えなのかどうかお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 多田会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長（多田治由君） 地方税ということですが、地方税とい  
いますと村民税から入湯税まで含んでのお話になるかと思いますが、それぞれの税について  
いろいろ改正も見込まれている部分ございますけれども、青木村の中を見ましたところで、  
大きく影響が税収に響いてくるという案件はそうないと考えております。全体を見ますと横  
ばい、やや微増ぐらいで推移するのではないかと今考えております。

○議長（沓掛計三君） すみません、議員の皆さん、また職員の皆さん、長時間になっており  
ますので、トイレ等についてはそれぞれの判断でお願いします。

居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） ふるさと納税についてでございますが、これ平成30年度で3,000万円、  
1,500万円でありました。これ総務省が制度の見直しによりまして、返礼品割合を3割、返  
礼品は地場商品限定と、このようにするというものでありましたが、これ予算であり  
ますので、実質は、当然実質金額はかなり大きくなるかというふうに思います。これ今、  
予算上ということよりも実質的な見込みで結構なんです、金額的なものを一つお聞きをし  
たいのと、もう一つ、返礼品について、かなり種類もふえてきていると思います。その返礼  
品の選定方法、こちらについてお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） ふるさと納税は、スタートをした勢いと違いまして、今大変萎縮した  
といいましょうか、我々から見ると残念ながらそういうような状況であります。しかし、考  
えてみますと、ふるさと納税というのは本来自分のふるさと、あるいはふるさとの的な心情的  
なところにふるさと納税を出すということで、ものでふるさと納税をするというのは本来の  
趣旨からは外れているので、残念ながら額は大変落ちましたけれども、本来の姿に戻りつつ  
あってよかったなというふうには思っております。

そういう中で、今、居鶴議員がおっしゃいましたような返礼品でいろいろ知恵を、そんな  
に総額がふえなくても、いろいろ知恵を絞ってやっていきたいというふうに思っております。

今、当初予算では1,500万円ほど期待をしていましたけれども、大変総務省は県を通して  
一品一品、これはいかがなものか、これはいいとか、いいというのは言ってきましたけれど  
も、これはいかがなものかというようなことを一品一品について言ってきます。大変細かい  
チェックをことは受けております。

そういうことで、私どもも愚直に国の指示を受け継いでおるものですから、今、11月時点

では約700万円程度かと思えます。リンゴ等が多くなりますので、年度末には1,000万円程度になるのではないかというふうには思っているところでございます。

それから、もう一つ、返礼品がうちのほうは5割程度を見込んでやって今まで運用しておりましたけれども、これも本当に3割に限定したことによりまして、例えば今まで1万円でお返しできたものが、1万5,000円いただかないと同じものが返せないような状況になっております。そうはいいながらも、青木村のリンゴとかブドウとかお米は大変評判がよくて、ある程度の手応えはあったわけでありまして。

それから、もう一つ、Iターンした方が木のおもちゃをつくっておられます。たくさんは出ませんが、こういうものを返礼品に加えたことによりまして、少しこういったことの反響が出てまいりまして、そういう意味では本来のふるさと納税の趣旨に合ってきたかなというふうには思っているところでございます。

11月からは項目に五島慶太翁の顕彰事業も追加しまして、こちらの御寄附も少しいただいておりますので、少し上がって、青木村らしいものが出てくるかなというふうには思っております。

本当に一人一人、私のところにも名簿が回ってまいりますので、知った顔、埼玉の知った顔などたくさん出てまいりまして、そういう意味では、本来あるべきふるさと納税の趣旨に沿って青木村を応援していただくというたくさんの皆さんに感謝を申し上げているところでございます。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 防災アセスメントの実施についてでございます。

ちょっと聞きなれない言葉かというふうには思いますが、これはどんな災害危険があり、どこがどのように危険なのかを把握する作業であると言われております。被害想定を行うわけなんですが、被害想定は諸条件に基づき想定され、建物被害、人的被害等を算出するものであります。この防災アセスメントの実施についてのお考えをお聞きいたしますが、村においても災害ハザードマップ等、防災にはかなり力を入れておいでになっておられます。この防災アセスメントの実施についての考えをお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 防災アセスメント、今、居鶴議員がおっしゃいましたように、最近起こっております自然災害に対しまして、建物の分布、それからライフラインの分布、こういったことを評価して、長期展望の中で防災対策の強化を図ったものを基礎資料とするという

ものでございます。

私どもの役場では、今も御質問の中にありましたけれども、地域防災計画の修正を行いました。この中にはたくさんの項目を入れております。それから、その前に職員の初動マニュアルをつくりまして、いざとなったときにそれぞれの職員が、それぞれの肩書の者がどういうふうにするかというのをつくりましたし、コンパクト版のものもつくっているところでございます。

最近、予測がつかない自然災害が多いわけでありまして。そういったものを住民の皆さんと情報を共有して、住民同士の自助、共助につなげていくことは大変大事なことだというふうに思っております。

そのアセスメントの前に、私どもは防災に対しての地域力を高めるということは大変大事なことでありますし、特に、青木村の場合は都市部と違いまして、個人の、例えばどの部屋に誰が寝ているというようなこともおおむね想像が近所ではつくわけでありまして、こういったことを災害の際には知恵を出したりしていく安全・安心の基礎資料にしたいということを考えております。

それで、県の補助もありまして、今年度各区長さんに地区防災マップのお願いをしております。それぞれ12地区の区長さん、一生懸命取り組んでいただいております。そこで、年が変わってしまう、人が変わってしまうわけでありましてけれども、既に取り組んでおられる区、あるいは今までの基礎資料をまとめて防災マップにする地域、いろいろあるわけでありまして、こういったことを最優先でつくっていただくように、少なくとも、防げない災害もあるわけですが、逃げおくれで被害者が出たというようなことのないようなことを、行政も含めてこのマップ作成に全力で取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 続きまして、各課の目玉となる事業推進施策と予算案についてお聞きをしてみたいです。

まず、教育委員会であります。事業推進施策と予算案、来年度についてお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 教育の面から言いますと、いつもお話ししているとおり、変化の激しい時代が予測される中で、子供たちにはみずから未来を切り開いていくたくましい力を育てていくことが重要であると考えているところであります。村の子供は村で育てるを合言葉

に、多くの方と力を合わせて粛々と教育を進めることが大事なことでありと認識しております。

青木村は、青木村の教育の5か条とおおきっ子教育ポイント5か条によって向かうべき方向が定まっていることが大変大きいと考えておりまして、これは大事にしていきたいというふうに思っています。

来年度の事業についてはですが、これから具体的な検討に入るところであります。ICT教育に関する費用は、耐用年数等の事情もありまして、何らかの予算措置は必要になると考えているところであります。まずは一昨日御決裁いただいたクーラーの設置を、これは本年度ということなのですが、丁寧に進めていきたいというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 私のほうからちょっと2点ほどお聞きをいたしますが、幼児教育、保育無償化に対してであります。

来年の10月から実施されます。これにつきましては、費用負担に対して地方からの批判があり、この10日に国が2分の1を負担するという決着されたということでございますが、19年10月から20年3月までは全額国が負担すると。ですから、それ以降について今の国も2分の1ということのようであります。

この関係につきましては、今もかなり教育格差が助長されるとか、いろいろ御意見が出ております。この関係につきましてはの考えをお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 若林保育園長。

○保育園長（若林喜信君） 保育無償化についてですけれども、現在のところ国からの具体的な提示はありません。報道等では議員さんおっしゃるとおり、国は2019年10月から幼児教育、また保育の無償化を決定したというふうに理解しています。

無償化の範囲ですけれども、ゼロから2歳児では所得制限つきで無償化を、3歳から5歳児では全世帯を対象とした無償化が実施される模様です。費用負担につきましても、報道等ではありますけれども、県等に確認しましても事務レベルでの動きは未定です。

今後も国の状況に注視をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（沓掛計三君） それでは、ここで暫時休憩といたします。11時から再開いたします。

休憩 午前10時45分

再開 午前11時00分

○議長（沓掛計三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 重過ぎるランドセル問題についてお聞きをいたします。

文科省が置き勉を認めるよう、9月6日に教育委員会に通知をされたということのようでございます。このランドセルの全国平均なんですけど、大体4.5キロで、重い子供さんで6キロ、これを毎日背負っているということのようでございます。

このランドセルに対する今の置き勉の関係なんですけど、青木村の状況につきましてお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 低学年のランドセルの重さをはかりました、青木小学校の。平均的なランドセルで2.6キロでありました。中身は国語、算数の教科書とノート、連絡帳といったところで、それが1.4キロ、それから、ランドセル自体は1.2キロとかなり軽いなというふうに感じました。青木小では4月から、宿題をするために必要なものの程度持ち帰らせているということで、もともとがそれほど重くはなかったと聞いています。

また一方で、児童・生徒の携行品に係る配慮についてという通達が、今、議員が言われたように、平成30年9月6日付で文部科学省から出されました。各学校では教科書や教材等のうち何を持ち帰らせるか、何を学校に置くこととするか、保護者と連携し、発達段階、通学上の負担、学校や地域の実態を考慮して判断をするようにというふうに書いてございます。

青木小学校でもその通達をもらってすぐに職員会でその内容を周知し、無理なく通学できるようにしているところでもあります。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 今、小学校でしたんですが、これ中学校も同様な措置をとられているということよろしいでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） そういうふう考えております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 平成29年3月の学校保健統計調査で、小学生1年生の平均身長は男子で116.5センチ、女子で115.6センチで、平均体重は男子が21.3キログラム、女子が20.7キログラムで、これは6年生までデータがございますが、この数字から、先ほど教育長の答弁で、私も大体5キロから6キロぐらいのものを背負っているというような感じを受けていましたんですが、それより青木村の場合は軽いということではありますが、人体への影響、これについてのお考えをお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 養護教諭に確認したところ、ランドセルが重くて姿勢が悪くなったとか、発育に影響があったという話は聞いていないというところでありました。そうはいつでも、今後も配慮はしていきたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） この関係につきましては、文科省のほうでも、この文科省の通知を出すということではなくて、そこの自治体の教育委員会等で処理するというか、そういう問題ではないかというようなこともあったようなんですが、今までこのランドセルに対して保護者の皆さんから特に問い合わせとか、そういうことはなかったということでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 青木村ではそのようなことは、私が来た限りでは聞いていないです。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 続きまして、住民福祉課にお聞きをいたします。

先ほどと同様に、目玉の重要推進施策と予算案、これについてお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（小宮山俊樹君） お答え申し上げます。

まず、来年度の予算案につきましては、例年並みは最低でも確保していきたいというふうに考えております。そんな中で、特に推進して行いたいという事業でございますが、来年度は男女共同参画計画の更新の時期が迫ってきておりますので、それに関する会議、それからアンケート等、そういったものを実施していきたいというふうに考えております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 2点ほどお聞きをいたしますが、生活困窮者が増加傾向にあります。平成29年度の地域包括支援センター相談受け付け状況、1,179件です。介護保険からもろもろ幅広く相談がされているようなんですが、この生活困窮者が窓口等に来て相談というよう

な数字的なデータ等をお持ちでしたら、傾向でよろしいのですが、お願いをしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（小宮山俊樹君） 包括支援センターということではなくて、社協の貸付金の相談に来た方のデータはちょっと持ち合わせております。

こちら、生活困窮者の方に対して一時的にお貸しするものでございますが、こちら生活困窮者というもの、そもそも把握がなかなか難しい部分がございます。そういった方で相談に来た方で、緊急性を要するもの、今すぐ暖をとるための灯油が買えないとか、あした食べるご飯なども買えない、そんなようなせっぱ詰まった状況の方に対してお金を貸しているわけでございます。

こちらにつきましては、相談があって貸し付けに至ったケースがことしは9件、相談までという方が6件、合わせて15件ございました。5年ほど前ですと平均して5件程度でございましたので、それを考えるとかなり実際困窮されている方がふえているのかなというふうには考えております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） こちらに関して、社会福祉協議会で1人当たり5万円の貸し付けをされているというふうに聞いております。これの利用状況というか、おわかりでしたらお願いをしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（小宮山俊樹君） 今申し上げたとおりで、9件の方、今借りております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） これ、村長にちょっとお願いをしたいと思うんですが、これ社会福祉協議会で今1人5万円ということのようなんですが、村でも同様な貸し付け制度、これをぜひ御検討いただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） この社協の5万円というのは村と一体になっておりまして、たまたま窓口が社協だということで、村も深くこの関係を、誰に貸すとか、どういう計画で貸すとかというのは村も深く関与しておりますので、一つのものというふうに、構成団体は違いますけれども、お考えいただきたいというふうに思っております。

なお、私も社協にいたときは、県の貸付金がありまして、これを手続をしたりした方がいらっしやって、実際借りた方もいらっしやいますので、もう少し額が多くなったり、返済能力がしっかりしている場合には、県の社協を御紹介して、100万円単位で借りた方もいらっしやいました。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 続きまして、特定外来生物に対する取り組みです。

アレチウリとオオキンケイギクが主であります。自然を守る会と行政の御努力で改善傾向にあるというようです。早目の対応が何よりだというふうに考えますが、この取り組みについてのお考えをお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（小宮山俊樹君） お答え申し上げます。

まず、自然を守る会の皆さんには日ごろから自然活動、大変感謝申し上げるところでございます。

そんな中、一緒に私も去年、ことし一緒に活動の中に加わらせていただいたわけでございますが、毎年々手を加えている箇所につきましては、確実にアレチウリ等減ってきております。手の加わっていない場所にまた新たに発生ということは出てきてはおりますが、こちらにつきましては、やはり人手間をかけることが何より一番というふうに考えております。

そんな中で、自然を守る会の皆さん、大分高齢化されてきているということでございますので、ここに加わるように、そういった周知、そういったことも村のほうも協力してやっていけたらというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） この関係で、今のオオキンケイギクはかなり少なくなっているかなというふうに思われるんですが、アレチウリがかなりふえているのではないかと。例えば入奈良本のほうのアレチウリをというような声も実はあります。

それで、これについてはどうしてもお金もある程度かかるかなというふうに思います。来年度に向けて、この特定外来生物に対しての予算化、これについての考えをお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（小宮山俊樹君） お答え申し上げます。

先ほども申しましたとおり、人手間をかけて駆除をしていけば、確かにこういった特定外

来生物は減少傾向になるということははっきりしております。そういった中で、人をどれだけ確保するかということが大事になるかと思えます。実際に活動を行っていただく自然を守る会の皆さんの会員の増加のため、そういった形での予算化につきましては、私ども今から考えてみたいというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 続きまして、商工観光移住課にお聞きをいたします。

同様に、目玉の事業推進施策と予算案についてお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 新津課長。

○商工観光移住課長（新津俊二君） お答えいたします。

来年度は商工観光移住課が発足しまして3年目になりますので、事業内容を評価しながら、さらに進化をさせていきたいという基本的な考えで取り組みたいと思えます。

新たに現在も行っているものは、観光事業ですとシルクのランプシェードづくりですとか、タチアカネのそば打ち体験をできるツアーというのを始めましたので、そういった交流人口の増加の施策、それから村長からもありましたが、五島慶太翁の顕彰運動などにも力を入れたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） また2点ほどお聞きをいたします。

1点目ですが、入管法が改正されます。来年の4月から外国人労働者の移住が考えられます。平成30年3月31日で青木村の外国人世帯数6世帯、外国人人口が29人です。やはり人手不足という企業が青木村にもたくさんあります。この外国人労働者に対する期待もかなり大きいかなというふうに思えます。

それで、この外国人労働者が増加してくるその対応についてお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 新津課長。

○商工観光移住課長（新津俊二君） 先般の国会で改正されましたけれども、入管法の改正、その後、具体的にどのように外国人労働者が受け入れられるかまだわからないところではありますが、動きには注視をしてみたいと思っております。

それから、基本的には、外国人労働者が村内に労働者としておいでになるときには、受け入れる企業のほうでその住まいの確保ですとかされると思えますので、場合によっては社宅として村の空き家を御紹介するとか、そういったような取り組みがあるかなとは思ってはございます。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 移住お試し住宅についてお聞きをいたしますが、最近の利用状況を見て、来年度どのような対策を講じるのかお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 新津課長。

○商工観光移住課長（新津俊二君） お答えいたします。

移住お試し住宅は、細谷地区に古民家風のものが1件、それから役場のすぐそばに近代風なものが1件ございまして、最近近代風のものの方が利用の率が高いわけでございます。

けれども、細谷のほうの古民家のほうでは本年度、地域おこし協力隊によるイベントで使っていたりして、来年度以降もそうした幅広い活用をしながら、村での実際の体験をしてもらって移住を決めていただくことが重要だと思っておりますので、さらに活用をしていただくよう進めてまいりたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 続きまして、建設農林課にお聞きをいたします。

同様に、目玉の事業推進施策と予算案についてお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興係長（花見陽一君） 建設農林課でございます。

やはり一番のものにつきましては、やはり青木村の長期振興計画でもございます重点推進事業ということで、国道143号の青木峠新トンネル整備につきまして引き続き推進をしております。

また、農林業につきましては、基幹産業、都市の農業の関係、経営者の育成、また6次産業化の推進ですね。あと、一番やはり、また青木村のブランド化を進めようとしておりますが、タチアカネの普及を力を入れていきたいと思っております。

また、松くい虫対策につきましては、国の補助制度を利用しながら有効活用に努めます。

また、住民の生活道路の整備、また上下水道につきましても継続的に進めさせていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 2点ほどお聞きをいたしますが、水道法が改正されるようでございます。水道事業についてであります、これにつきましても民営化についてかなりいろいろ御意見があるようでございます。これは官民連携の選択肢の一つだと、このように言われてい

るところでございますが、この水道法改正に伴う事業ということで、考えをお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興係長（花見陽一君） この民営化につきましては、やはりいろいろな、さまざま今マスメディア、また新聞、いろいろな情報などが流れているところがございます。

やはり青木村につきましても、将来的にはやはり人口減を踏まえますと、給水収益の減少などが十分考えられます。当然施設の老朽化もございます。そういうものにつきまして、制度的には民間による力によりまして、それをクリアしていこうというようなお考えをお持ちだと思いますが、ただ、やはり水道というのは住民にとりまして大変大切なライフラインでもあり、また、住民福祉の点からも大変大切な事案でございますので、慎重な判断が必要ということでございますが、当面の間、やはり青木村としましては、村が簡易水道事業の運営に携わっていきたくと現時点では考えております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 松くい虫対策で新たな対応、あるいは新たに改善するとか、そういうようなことがございましたらお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興係長（花見陽一君） 松くい虫の駆除につきましては、青木村におきましても毎年かなり高額な経費をかけております。やはり効果があるということで、やはり微減ということでだんだん少なくなっているところがございますが、まだまだ完全な駆除をするということは大変難しい問題でございます。今後とも現場の状況を見ながら全量駆除を推進していきたいと考えております。

また、先日11月28日には、青木村議会の総務建設産業委員会の皆さんの視察にちょっと同行させていただきまして、長野県の林業総合センターにおきまして松くい虫被害対策についての検証をさせていただきました。松くい虫駆除も大切ですが、特にこれから松林の保全を守るには、やはり守るべき松林の選択、また集中の駆除方法も有効ではないかということもお聞きしておりますので、そういうようなお話も今後の事業にも反映させて、勉強して努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 続きまして、総務企画課にお聞きをいたします。

同様に、目玉の事業推進施策と予算案についてお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 片田総務課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 総務企画課関係でございますけれども、平成27年度に策定しました総合戦略、信州青木村日本一住みたい田舎の総合戦略につきまして、こちらの計画期間が来年度の31年度までの5カ年ということになっておりますので、次年度はその第2次の総合戦略の策定、あわせて人口ビジョンの見直し等が必要となってまいります。当初の策定時には国の交付金等を活用することができたわけなんですけれども、2次においては単費で作成していかなければならないということで、この辺の予算が必要になってくるかなと。

また、地方創生関連の交付金、あるいは企業版のふるさと納税なんかを活用していきたいという場合には、この総合戦略への位置づけが条件といたしますか、必要となってまいりますので、そういった現状を整理する中で、31年度中に策定作業を進めていきたいというふうに考えております。

また、関連する地方創生関連の交付金の事業、今年度までタチアカネそば、それから自然エネルギーの2つの事業に地方創生推進交付金を充当して実施しているところでございます。両事業とも3年間の充当可能な横展開タイプのいうもので実施をしてくれておりますが、こちら今年度が最終年度となっております。

自然エネルギーについては、ラオスへの試作機の寄贈を今年度中に実施ができると。あるいはまた市場向けの販売機が完成する見込みというようなことから、今後はこちらについては企業中心をお願いをしていって、補助事業としては完了するのかなというところでございます。

また、タチアカネのそばの事業につきましては、今年度キッチンカーの整備等を行いました、徐々にまた地域ブランドとして定着しつつあるところでございます。道の駅の食堂の売上も大幅に伸びているなど確実に成果が上がっているところでございます。

今後、キッチンカーの活用を含めまして、組織づくりですとか安定生産など、村長よく申し上げておりますけれども、川上から川中、川下までの一体的な取り組み、これが必要になってくるだろうということで、さらに3年間、タチアカネについては国へ要望して取り組むための予算を計上できればというふうに考えてございます。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 2点ほどお聞きをいたします。

スマート自治体への転換の必要性、これが指摘されております。これは人口減少策で行われるものでございますが、また、行政サービスの向上を目指すものでありまして、横浜市等都市部で始まってきているようでございます。いずれ青木村でも必要になろうかというふうにと考えるとござりますが、AI活用、いわゆる人工知能、これの活用についてどのようにお考えなのかどうかお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 片田総務課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 議員さんおっしゃるとおりです。昨今AIとこのようなことが大変話題になってきておりまして、いずれはというか、近い将来に恐らくこのような時代が来るのかなというふうには認識しているところでございます。

しかしながら、現時点で我々が日々業務を行っているわけですが、このどの部分にこのAIというものが入り込んでこられるのかなとか、来るのかなというふうなところが、まだいま一つ具体的に実感として出てきていない部分もござります。そんなことから、先進事例とかを参考にしながら、その活用については慎重に検討していきたいというふうにお考えしております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） ただいまの課長から御答弁ありましたんですが、横浜市とかそういうところでごみの分別、あるいは議事録の自動作成、あるいは条例の作成等行っているというふうに出ておりました。そういう分野においてこの人工知能というものが大いに活用されてくるというふうにお考えしております。

それで、もう一つ、もう一点消費増税についてお聞きをいたしますが、2019年10月から実施されてまいります消費税が現在の6.3%から7.8%に、地方消費税が1.7%から2.2%になりまして、いわゆる8%から10%になるというものでございます。

この消費税が来年10月から上がりますので、それまでの対応につきましてどのようにお考えかお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 片田総務課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 来年の10月ということでございまして、特に歳出の面につきましては、工事発注ですとか物品の購入とか契約行為はなるべく前倒しをして実施をして、消費増税による財政負担の軽減が図れるように、また予算説明会等でも周知

をしていきたいと、そんなふうに考えてございます。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） この消費税につきましては、一般会計においては関係ないということになるかと思いますが、特別会計の中に関係してくるものがございます。こちらにつきましてどのように対応されるのかどうかお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興係長（花見陽一君） 特別会計につきましては、今上下水道の関係が考えられるかと思えます。上下水道につきましては、やはり消費税につきましては、やはり今現在あと2%ということがありますので、それにつきましては、これは料金に恐らく反映させて、消費税でございますので、水道料金の値上げではなく税の部分をつやすということでございます。それにつきましても来年度、上下水道の審議会にお諮りをする中で協議をいただきまして、それを踏まえて料金のほうの見直しが必要になると考えております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） この消費税引き上げに伴って例規整備が必要だというふうに言われております。これにつきましてお考えをお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 片田総務課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 本村の例規にその消費税の表示等が恐らく記載されているようなものもあろうかと存じます。その辺はおっしゃるとおり必要な改正等があればしっかり対応してまいりたいというふうに考えてございます。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） これで最後になりますけれども、税務会計課にお聞きをいたします。同様に、重要推進施策と予算案をお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 多田会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長（多田治由君） 税務会計課の関係ですが、施策としましては、現在進めております固定資産税の課税客体調査を今実施しているわけですが、32年まで3年間の契約で今実施をしています。こちらにつきましては、青木村にある全ての家屋について、課税台帳に登録されている事項と現況を比較し、増築や未調査による課税漏れの調整、それから取り壊しなどがある家屋等調査をいたしまして、既に課税されている家屋との公平性を期し、公正で的確な課税を目指すものであります。

全体の事業費としましては4,188万2,000円を予定しておりまして、大きな金額をかける

わけですが、公平性の確保ということで事業を進めてまいります。

予算につきましては、歳入の部分については先ほど申し上げましたとおり微増ということでございますが、それぞれの税目について若干申し上げますと、村民税につきましては、新聞等の内容によりますと、県内の主要企業の見通し、それからいろいろな情報を見ますと、今期と比較して横ばいぐらいと見ているところが大きいとなっております。それから、来年10月の消費税の増税前のタイミングであること等を考えますと、来年度あたりまでは横ばいから微増ではないかと考えております。

それから、固定資産税につきましては、家屋については、新築のものもありますけれども、滅失や償却の分の減額も含めて考えますと大きな変動はないと思われれます。また、償却資産につきましても、1月1日が課税の基準となるわけでございますが、今のところ大きな移動等ございませんので、来年度につきましてはほぼ今年度と同程度となると推察しております。

軽自動車税につきましては、来年度消費税が10%になることにあわせて、自動車取得税が廃止され、環境性能割が創設されるなど、車体課税についての課税が予定させておりますけれども、軽自動車税の見込みとしましては若干増加する程度ということで考えております。

ちなみに、今年度につきましても、登録台数の増加で見ますと76台が増加という状況でありますので、若干ふえるのではないかと予想しています。

それから、たばこ税の関係でありますけれども、ことしの10月に、旧3級品を除くたばこについては税率が1,000本当たり5,262円から5,692円と上がりまして、加熱式たばこについても課税方式が見直され、若干税収がふえる要素もございますが、値上がりを機会におやめになる方がふえることも予想され、全体の消費量も今減少してきているところでありますので、横ばいぐらいではないかと考えております。

入湯税につきましては、平成28年、29年とふるさと納税におきます返礼品としまして宿初助成券を活用したことから、増客に反映されていましてけれども、先ほどもお話がありましたが、返礼品の見直しの関係でそちらが廃止になったことから、今後その影響が出てくるのではないかと予想しています。さらに、2業者が廃業となり、引き継がれることは決まっておるようですけれども、まだ営業には至っておらず、横ばいから微減ではないかと予想しています。

以上ですが、よろしく申し上げます。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 1点お聞きをいたしますが、平成29年度の決算状況で徴収率でございますが、村民税が98.2%、固定資産税が95.8%でありました。延滞、滞納の整理施策につきましてお聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 多田会計管理者。

○会計管理者兼税務会計課長（多田治由君） 滞納繰り越しの状況につきましては、日ごろから滞納分についての対応は、従来からの定期的な滞納整理、それから担当課では積極的な相談、交渉を行うことによりまして、村税についての滞納額について申し上げますと、平成26年度の調定額では1,923万円ほどございましたが、29年度では1,500万円ほどと減少傾向にございます。

それから、本年度につきましては、口座振替の日程の見直しを行ったり、再引き落としの機会を、銀行等をふやしたり、努力をしているところであります。

引き続き定期的な交渉ですとか、必要に応じて県税事務所や滞納整理機構の協力もいただきながら、収納率の向上を図ってまいりたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（沓掛計三君） ここで昼食で暫時休憩いたします。午後1時から再開いたします。

休憩 午前11時34分

再開 午後 1時00分

○議長（沓掛計三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 坂 井 弘 君

○議長（沓掛計三君） 2番、坂井弘議員の登壇を願います。

坂井議員。

〔2番 坂井 弘君 登壇〕

○2番（坂井 弘君） 議席番号2番、坂井弘でございます。

3点にわたって質問をいたします。

1点目、高過ぎる国民健康保険税の見直しについて質問をいたします。

本年4月1日より国民健康保険税の財政運営主体が長野県に移管され、これに伴って青木村の国民健康保険税が本年より向こう3年間連続して値上げされることとなりました。村では保険税を値上げせざるを得ない最大要因は、青木村の医療費が県下第9位という高さにあるからだとして、この医療費の削減に向けて健康寿命延伸プロジェクトが立ち上げられました。そこでお聞きをいたします。

現在、このプロジェクトではどのような審議がされ、どこまで結論が得られているのでしょうか。また、今後の審議見通しはどうなっているのでしょうか。お聞かせください。

○議長（沓掛計三君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（小宮山俊樹君） お答え申し上げます。

健康寿命延伸プロジェクト会議というものをこの9月に開催したところでございます。その席上、委員の皆さんに御了解を得て、その中のごく少数のメンバー、コアメンバーでございしますが、この方を中心に定期的に会議を開催し、計画策定に向けて話し合いを進めているところでございます。

年明けに保健委員の皆さんに健診申込書等を配布していただくわけですが、そこにあわせて健康に関するアンケート、こちらのほうもまた配っていきたいというふうに考えております。それらの回収、それから集計等を待ちまして、計画の中にその内容をまた反映させていくということで進めているところでございます。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） そうしますと、まだ年度を越えて先もずっと継続して審議をしていくということになるかと思いますが、来年度の予算づけに向けて、何か新しく提案すること、手をつけられることはないのでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（小宮山俊樹君） 特に新たに予算としてお願いするというものは今のところ考えておりません。

ことしは東御市にある身体教育医学研究所というところにレセプト等の解析をお願いしまして、村民の健康状態、その傾向等を把握していただいたわけですが、来年度は特にそこは考えておりません。ただ、こちらのほうにつきましても、何年かに一度はそういった解析を進めて、実際に村民の健康状態がどういうふうに変ってきたかということは確認

していかなければいけないというふうに考えているところでございます。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） プロジェクトの効果がなるべく早く得られるような形で政策を進めていただければと思っております。

さて、健康寿命延伸のために本年度唯一開始された取り組みは、特定健診の5歳刻みの無料化であったかと思えます。昨年度の青木村の特定健診の健診率は37.95%であったという報告を受けていますが、本年度、春秋を通しての健診率はどのくらいに伸びたのか教えてください。

○議長（沓掛計三君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（小宮山俊樹君） お答え申し上げます。

ただいまお話のございました節目健診につきましてでございますが、こちらは40歳から5歳刻みで、ちょうど40、45、50といった、そういった方々にその年の健診については無料化するという形で進めたわけでございます。ちょうどその年齢に対象となる方が185人おりました、実際に受診した人は68人、率では36.76%ということでございます。ですので、この数字から見る限り、この節目健診というものにはそれほど効果があったということはいえない状況でございました。

もう一つ、ことしからやったことの一つに人間ドックのことがございます。そのドックの結果の提供を条件に補助を出すということに切りかえたわけでございますが、こちらについては、この結果の提供を拒むという方はなかったようで、逆にことしのほうがドックを受けている人の数が今のところ多いということになっております。去年は44人でしたが、10月末でございますが、ことしが51人ということでふえております。

以上でございます。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 最初の数字の36.76%は5歳刻みの該当年齢の受診率ということだと思いますが、村民全体の受診率はどれくらい伸びていますか。

○議長（沓掛計三君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（小宮山俊樹君） お答え申し上げます。

村民全体でございますが、全対象者が921人で、うち受診された方が345人でした。受診率で申し上げますと37.45%、残念ながら前年度より0.5%ほど下がっているという状況でございます。

ただ、人間ドック、こちらを含めた数字でございますが、これも昨年の10月末でのドックの受診者数も含めた数で計算いたしますと、受診率で29年度が42.7%、30年度が43%ちょうどということで、0.3%増という形になっております。

以上でございます。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 思ったより5歳刻みのほう効果がなかったということでございましたし、一方で、人間ドックに関してはかなり反映されたということであったかと思いますが、年度末までにさらに伸びることを期待したいと思います。

さて、この数字ですが、こうした健診率の向上は保険者努力支援制度、すなわち行政の取り組みを評価するポイントにつながっていて、特別交付金に反映され、国民健康保険税の軽減にもつながるものであるというふうに認識をしていますが、そういう認識でよろしいでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（小宮山俊樹君） お答え申し上げます。

議員さんのおっしゃるとおりでございます。ただし、保険者努力支援制度の算定というものは単に受診率だけではございません。そのほかにも国保税の収納率、それから各種健康教室の開催状況、そのほかにも幾つかの仕様で構成されております。それらを踏まえた総合的判断で決定されるものと御理解していただきたいと思っております。

なお、特定健診等の受診率でございますが、この制度の中でどの程度のウェイトを占めるのかといった、そういった基準につきましてはまだ示されておりませんので、私どものほうでもちょっといただいた額をそのままになっていることを御了解いただきたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） その制度の結果反映ということについては、補正予算の中にも若干、今回出た中に盛り込まれていたかなと思いますけれども、またそこで質問したいと思います。

それで、そうした今課長がおっしゃった特定健診だけではないということを理解しておりますけれども、そうしたことも含めて、もろもろのことが国民健康保険税引き下げにもつながっていくということについて、村民は余り知っていないんじゃないかなと思うんです。そういうことについて、隣の上田市なんかではリーフレットを作成したりしていますが、そういうリーフレットを作成して、村民にこうした取り組みが効果を上げていくんだというふうな案内もしていただきたいと思っておりますが、その辺についてはお考えございますか。

○議長（沓掛計三君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（小宮山俊樹君） 大変いい指摘を頂戴いたしました。検討してみたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） それでは、続いてですが、去る12月4日、県の健康福祉部から国保税についての発表がありました。本年4月時点での市町村別1人当たりの国保税一覧です。青木村は3,484円の値上げとされていました。本年度保険税を値上げしたことによる影響はどうでしょうか。保険税を払うのが苦しいという声は聞こえてこないでしょうか。滞納者がふえてはいないでしょうか。実情をお話してください。

○議長（沓掛計三君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（小宮山俊樹君） お答え申し上げます。

30年度からは資産割を廃止した上で所得割をふやしております。ですので、実際には増税となった方もおりますし、また、減税になった方もいるという状況で、一概には申し上げられる状況ではございません。

ただ、課税のほうの資料から判断させていただきますが、10月末の現年課税分での比較でございますが、調定額では29年度が9,193万円、30年度が9,068万8,000円で、124万2,000円ほど減となっております。ただし、被保険者数が1,142人から1,102人に減っておりますので、29年度を100とすると30年度は96.5、29年度の調定額に96.5を掛けますと8,871万3,000円という数字になりますので、実際30年度はその分比較すれば増額にはなるというふうに考えておるところでございます。

収入額のほうで比較いたしますと、平成30年のほうが117万4,000円ほど多く収納されております。収納率で申し上げますと、29年度が54.38%、30年度が56.4%と2.05%ほど向上となっております。30年度から口座振替日の変更等をしてしておりますので、単純な比較はできませんけれども、おおよその傾向といたしましては、資産を持つがゆえに課せられていた資産割が廃止され、所得に応じた、担税力に応じた負担に改められたことが収納率の向上につながったものというふうに考えております。

なお、増税に対する苦情等は、私どものほうには特にはいただいておりません。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 御説明のように、今年度はプラス・マイナスがあり、率としても1.87%の比較的少ない率の値上げということでしたが、来年度は7.27%、昨年比9.28%の

引き上げが計画されています。国保税の出費がかさみ、生活が苦しくなること、滞納者がふえるであろうことは想像に難くありません。

国保税にかかわる動向として喫緊の関心事は、来年度の県の不均等国保税徴収額の均衡がどのように展望されているかということでもあります。県は今もってこの見通しを発表していませんが、青木村としてはこの点についてどのような見解をお持ちなのか教えてください。

○議長（沓掛計三君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（小宮山俊樹君） お答え申し上げます。

来年度は均等割のほうが値上げになるということで、税のほうで試算していただいたところ、1人当たり9万円強の額になるということでございます。

県では将来的な保険料水準の統一を運営方針として考えております。同じ所得の県民は同水準の保険料負担ということになっておりますので、これが実際に実現に向かうとなると、県下統一時の県全体の1人当たりの額との間に差額が生じる場合も考えられるわけでございます。

県下全体の納付金が現在と同程度で推移すると仮定いたしますと、農村部にある青木村は、都市部の上田や長野や、また特殊な要因がある軽井沢、川上、そういった地区と比べれば平均の所得は低いであろうということは想像がつくわけでございます。そういったことでございますので、今これから増税をお願いする分で一応賄えるという算段ではいるところでございます。

もちろん県全体の医療費がふえてしまえば、またこのバランスも崩れてしまうわけでございますが、ここら辺は村単独で対処できるという部分でもございませぬので、村としてはやはりできること、医療費の削減、そういったものを中心に頑張っていきたいというふうを考えているところでございます。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 国保税が余りに高過ぎる。ことしになってまた上乘せされた。何とかならないか。そういった声が村民から寄せられています。

ことし4月に改定された青木村国民健康保険税条例に基づいて保険税を試算してみました。夫婦と子供2人の4人家族、年収400万円、所得金額にすると233万円と想定した場合の試算結果ですが、保険税年額47万1,280円でした。同様の御家庭が協会健保だったらどうでしょう。保険料は年額23万円ほどです。国保47万円、協会健保23万円、余りに開きがあり過ぎるのではないのでしょうか。

国保税をせめて協会健保並みにという提言を全国知事会が2014年に発表しています。青木村の首長である村長として、この高過ぎる国民健康保険税についてどのような見解をお持ちなのか、基本的見解をお伺いしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 御質問いただく中にありましたように、4月からその財政運営の国保は県に移管いたしました。その検証をするにはまだちょっと時間が、データがそろわないかなというふうには思っております。いろいろ私ども大きく影響しますので、この推移についてはしっかり見守っていきたいと思っております。

今御質問の、お尋ねの協会健保並みの件でございますが、非常に事柄が大きくて、一市町村で立ち向かうには壁が大きいかないかというふうに思っております。全国町村会も実は大きな柱といたしまして取り組んでおります。11月28日に全国町村長大会が東京で開催されました。安倍首相も出席いただくような大変大きな大会でございます、この中で幾つかのスローガンの中に、医療保険制度の安定運営の確保ということで、厚生労働省、総務省、財務省に要求をいたしました。

少し長くなりますが、答弁をさせていただきたいと思っておりますけれども、この国保について、30年度から新しい制度に移行して安定的な財政運営、効率的な事業の確保に向けて動いてはいるけれども、課題も多いと。そういう中で、高齢化の進展、あるいは医療技術の向上によって医療費が増大して、さらにこの運営は厳しくなるんじゃないかという見通しを我々は持っております。

そういう中で、大きな2つの要望をいたしまして、一つは、今御質問いただきましたように、国保医療制度の一本化ということで、協会健保、これは健康保険でありますけれども、船員保険とか共済組合とか国保、これを一本化してほしいと、こういう大きな柱の中のお願いをしております。

それから、2点目といたしまして、国民健康保険の安定運営の確保ということで、今般の改革によっていろいろ改革をしておりますけれども、毎年3,400億円の公費を投入してほしいというお願いをしております。各自治体の実情に応じた財政運営、それから国保基盤の安定を図ってほしい。さらには、都道府県においてその平準化、あるいは保険料の算定方針の統一がちゃんと市町村等の意見を聞いてやってほしいということをお願いしております。それから、都道府県と市町村の公費の配分について、その役割、制度を十分踏まえた制度としてほしいと。それから、私ども実務的に感じていることでありますけれども、市町村にお

ける国保の事務の簡素化についてもお願いしているところでございます。

もともとこの国保がスタートしたときは、被保険者に、それから低所得者、こういったことが多くということでスタートしたんですが、今は非正規労働だとか、あるいは無職の方が多くなりまして、スタート時よりは財政状況が非常に厳しくなっているという状況であるわけでありまして、長野県に対しましても県町村会に対してこういうことをお願いしておりますし、長野県の町村会独自でも、県に対しまして同様の国保健康保険制度の安定運営の確保ということでお願いをしているところでございます。

私どももこういったことは数字としては承知しておりますけれども、事柄が一市町村では大きいことでありますので、県の町村会、あるいは全国の町村会を通して、国・県に対しては強くお願いをしておりますし、今後も引き続いてそのような運動を展開してまいります。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 村長からお答えいただいたような取り組みをさせていただいていること、承知をしているところでございます。

さて、先ほど国保47万円という試算を示しましたが、この4人家族、国保税47万円のうち14万円が均等割、4万円弱が平等割分です。これを差し引いた所得割分は29万円となり、先ほどの協会健保23万円に大分近づきます。青木村の均等割額は家族1人当たり3万1,400円ないし3万8,700円であり、家族の人数分がこの額に乗じられることになり、家族が多いほど均等割額が膨らみます。

本年7月27日、全国知事会が国に対し要望した31年度国の施策、予算に関する提案・要望では、子供に係る均等割保険料軽減措置を要請しています。同様に、今、村長からお話のありました11月28日全国町村会でも、その中で全国町村長大会要望の中に、子供に係る均等割保険税を軽減するための支援制度を創設することをうたっており、お話のように12月5日、政府にこれが要請活動で行われております。

県下では小海町でことしの6月定例会において、18歳以下の被保険者が3人以上いる世帯を対象に、3番目以降の子供の均等割額、1人当たり1万9,400円を免除する条例改正案を提出しました。子供の均等割の免除に一石を投じた小海町の試みは大いに評価されるところです。ところが、これに対し、事もあろうに県が介入し、横やりを入れたために実現が見送られました。県の介入がいかに誤りであったかは他の県の取り組みが証明しています。

石川県加賀市では18歳未満の子供の均等割額、1人当たり3万6,500円の2分の1を減免する条例改正案をことしの6月議会で可決し、4月にさかのぼって実施しています。宮城県

仙台市でもことし4月から18歳未満の子供の均等割額を3割減額しています。埼玉県ふじみ野市、北村村長がかつて副市長を務められた市であると思いますけれども、このふじみ野市では、ことし4月から18歳未満の3人目以降の子供の均等割を免除しています。

均等割はそもそも人頭税です。近代税制になじむものではありません。青木村でも均等割廃止の方向性を持って具体的な提案をしていただきたいと思います。子供の均等割を減免するという提案はできないでしょうか。村長のお考えをお聞かせください。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 国保税の公平化について、いろいろ経過を含めておりますし、今御質問の中にありましたように、今年度からは皆さんの強い御要望をいただきまして、資産割につきましてはやめたということでございます。

御案内のとおり、均等割は法律で徴収が定められておりますので、小海町の例がありますように、そう簡単にはいかないところであります。県の介入というお話ありましたけれども、国・県の指導があつて、また方式を変えたというふうには伺っております。

一方、やはり私どもの村では少子高齢化の中で、子供たちは本当に村全体で育てていこうということで、さまざまなハード、ソフトの面で取り組んでいるところでございまして、こういう面からいくと、ふじみ野市でも18歳未満というお話がありましたけれども、子供たちに対してもう少し何かできることがあるのかなど、私もインターネットで今言われましたような市町村の名前は承知いたしているところでございます。

やはり税でありますから、国全体、あるいは村全体の公平の中で議論していかなければならないわけでありまして、これも少子化と今のお話は相反するところがあるわけでありまして、大変悩ましいところであります。国でも国保基盤強化協議会というのがありまして、国と地方自治体等が国保について議論する場がありまして、今御質問の点につきましては、今後も検討すべき事項ということで共同確認をされているというふう聞いております。

もう一つ、私としての悩みは、これを減免した場合、どなたかがこれを負担しなければならぬということになるわけでありまして、その財源をどうやって確保していくかなというのも大きな、私どもが今御提案の件を受け入れるとすれば、議論していかなければならぬものであるというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 2019年度予算編成期に当たり、国保税の連続値上げをよしとするのではなく、昨年度法定外繰り入れをして値上げ幅を抑えていただいたと同様に、今年度も同

様な措置をし、値上げを食いとめる手だてをしていただくことを切に願い、1点目の質問を終えたいと思います。

続いて、2点目の風疹並びにインフルエンザ予防接種費用の補助について質問をいたします。

御承知のとおり、本年7月より全国的に風疹が大流行しています。特に関東地方で猛威を振るっており、新幹線に乗って上田、小県地方に流入してくる危険性も高まっています。県内でも既に17人の患者が発生しており、うち上田保健所管内2人、佐久保健所並びに長野市保健所管内で各3人、松本保健所管内で6人と、青木村を取り巻く地域での患者の発生が多くなっています。

先月27日、厚労省は30代から50代の男性の風疹予防接種の無料化の検討を始め、3日前、12月11日、39から56歳の男性を対象に、来年度から3年間、抗体検査とワクチン接種を無料にすると発表しました。

さて、青木村ではこの間どのような風疹対策がとられてきたのでしょうか。風疹の抗体検査ってどこでやってくれるだい、娘が2人目の子供を欲しいって言っているだけけれども、一緒に暮らしている家族の抗体があるかどうかわからない、風疹の抗体検査や予防接種って幾らかかるだい、村民の何人もから心配する声が聞かれました。

妊娠を希望している、あるいは妊娠中の女性、またその家族の風疹の抗体検査並びに予防接種の公費助成はどのように行われているのか教えてください。

○議長（沓掛計三君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（小宮山俊樹君） お答え申し上げます。

定期の予防接種対象者といたしましては、満1歳のお子さん、それから小学校入学前のお子さんということになります。自己負担なしで全額補助で行っております。

御質問の妊娠中あるいは妊娠を希望している女性に対しましては、特に予防接種の補助というのは行ってはおりません。近隣でございますが、東御、長和は私どもと同じで行っておりませんが、上田市のほうでは行っているようでございます。抗体検査を受けた上で、抗体価が低かった者に対して一部費用を助成しているようでございます。県下では16の市町村、近場では千曲市、佐久市、小諸市、軽井沢市、立科町で行っているということでございます。

風疹要望の広報活動ということで、村が行っていることではございますが、予防接種の機会がなかった39歳から56歳の男性に対する広報、こちらについては特に行ってはおりません。今後広報、それから情報電話等で、また周知を図ってまいりたいと思っております。

妊娠中あるいは妊娠を希望される女性に対しては、この夏からの流行の兆しを受けまして、婚姻届を提出された際に風疹抗体検査のチラシを併封するようにいたしました。既に結婚されている女性に対してはまだ十分な周知とはなっていない点は改善しなければならないというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 風疹の抗体検査はどのように行われているのか、お答えいただきましたでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（小宮山俊樹君） 抗体検査につきましては普通の病院等、医療機関でも当然できるわけですが、こちら無料で保健所のほうでも行っております。費用のほうはかかりませんが、ただ、希望が多くて、今現在申し込んでも2カ月待ちというような状況という話は聞いております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ただいま抗体検査についてお答えをいただきました。

実は、私はこの件について質問しようということで調べたわけですが、それまで県下の各保健所で2014年4月から、妊娠を希望する女性または風疹抗体価の低い妊婦等の配偶者、同居家族を対象にして無料で受けることができるということがあるということ、私は知りませんでした。

先ほど広報について話をいただきましたが、そういった点では、こうした広報が村民に行き届いていないのではないかなというふうに私は感じているところです。上田保健所で今2カ月待ちというお話をいただきましたけれども、第1、第3、第5水曜日、電話で事前予約をして検査を受けることができるというふうなこと、そんなことも広報していただければありがたいなというふうに思っています。

事は命を生み出す、そして、さらには本人のみならず家族の一生をも左右することになる重大な重要な問題です。知らずにいたという村民がないように、徹底した広報をお願いしたいと思います。

次に、インフルエンザ予防についてお伺いをいたします。

まず、保育園、小学校、中学校の各教育機関においての昨年度のインフルエンザの罹患状況はどのようであったか、御説明ください。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 保育園ですけれども、保育園は108名中35名がインフルエンザに罹患しております。32.4%であります。1月に年長の1学級が学級閉鎖をいたしました。小学校は児童総数234名中、インフルエンザでの欠席は92名、39.3%でありました。4年の1クラスが3日間の学級閉鎖をいたしました。2月が最も罹患者数が多かったという数字が出ています。中学校は、生徒総数98名中欠席者は29名、29.6%で、3月が14名と多かったというふうに承知しております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ただいま御説明いただいた内容で確認をいたしましたけれども、実は2年前、2014年9月議会の答弁でも、この点についての質問があり、答えていただいております。平成27年度状況は、小学校98名、本年度の92名とほぼ似た数字かと思えます。中学校12名、これについては、昨年度は29名というお答えですが、それに比べて2.4倍の罹患だというふうに言えるかと思えます。

こうしたインフルエンザの状況に対して、教育委員会としてはどのような対策をとっているのか教えてください。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 基本的な対応としては、どこでもやっているところですが、うがい、手洗いは常に呼びかけていただいております。インフルエンザがはやってきたときには休み時間ごとに行うように指導をさせていただいております。

中学校では、今年度から次亜塩素酸水を消毒液として学級に常備しておりまして、給食時には必ず消毒を行うようにということで工夫をいただいております。

教育委員会としては、各教室の湿度を保つ必要があるということで、保育園、小学校、中学校の全教室に加湿器を備えていただいております。常に湿度は40%から50%になるように工夫をいただいております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） それでは、村としてはどんな対策をとられているのか、予防対策について御説明願います。

○議長（沓掛計三君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（小宮山俊樹君） お答え申し上げます。

広報の10月号、11月号、12月号、3カ月連続でインフルエンザに対する記事を掲載して周知を図っているところでございます。

また、定期予防接種対象者のうち障害をお持ちの方に対しましては、今年度から保健師が各戸を訪問し、予診表と案内通知を配布し、周知を行いました。

また、庁内には消毒液を配置して、消毒の励行を行っているという状況でございます。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 教育委員会として、また村としてさまざまな対策を打っていただいていることに感謝申し上げたいと思います。

このところ、インフルエンザ予防対策の一つとして、あいうべ体操が脚光を浴びています。御承知のことかと思いますが、この体操は2006年から提唱され、口呼吸を鼻呼吸に矯正し、インフルエンザの病原菌の体内への取り込みを抑える効果を発揮します。福岡県の小学校では、40%近かったインフルエンザ罹患率を7%から5%以下に激減させたという実践も紹介され、多くの学校でインフルエンザ予防に成果を上げていることがマスコミでも報道されたところでございます。

こうした対策を村を挙げて取り組む、あるいは教育委員会として推奨する、そういった取り組みをすることはいかがでしょうか。お考えがありましたらお聞かせください。

通告してありませんから、そんなすぐに答えることはできなければ結構ですけれども、そうした取り組みをしているところもあり、そうしたことを村や教育委員会がやっていくということも一つの手だてかなと思いますので、またお考えをいただければと思います。

さて、予防対策といえますか、この間、情報等でも流れてきますけれども、村としては65歳以上の高齢者、それからまた何らかのことで必要がある方々を対象として予防接種の補助をしているわけですが、このインフルエンザの予防接種についての助成、また県内の状況、近隣市町村の助成の状況、そういったことをお話しいただければと思います。

○議長（沓掛計三君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（小宮山俊樹君） お答え申し上げます。

インフルエンザの予防接種ということでございますが、定期接種といたしまして、65歳以上の方全員、それから60歳から65歳で障害等をお持ちの方を対象に補助を行っております。1人当たり500円の負担で、29年度は1,640人中932人、56.8%の方が受けております。

上小はどこでもこれは実施しておりますが、自己負担額は各市町村によって変わっております。上田市は1,300円、東御市は1,000円、長和町は2,000円、青木村は500円ですので、かなりそういう意味では受けやすくなっているかなと思っております。

それから、乳幼児、児童・生徒に対する補助等は村では特に行っておりません。上小では

長和が実施しております、1歳から15歳まで自己負担1,000円でできるようになっております。上田、それから東御では行っていないということでございます。

県下全体でございますが、定期接種以外で何らかの単独助成を行っている市町村が41団体となっております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 65歳以上、また60歳以上の障害をお持ちの方、そうした方への助成について、青木村は500円でできると、この点については大変ありがたく思っています。村民の中から、この間予防接種に行ったんだけど、上田の衆は1,300円とられていたけれども、青木は500円だけでよかったわい、何か優越感みたいなものを感じたわいと、そういった声がしきりに聞かれます。行政の御努力に感謝を申し上げたいところであります。

一方、子供については、お答えのように県内でも援助をしている、助成をしているところが幾つか多くあります。そして長和町では1回1,000円ということで、1歳から中学3年生まで助成をしております。長和町について言えば、子供の医療費受給者負担を全て撤廃し、無料にしている。小・中学校の給食費も無料化している。そしてインフルエンザについても助成をしていると、そういう点では、子供のケアについては一歩進んでいるかなというふうに思うところであります。

さて、青木村でインフルエンザ予防接種の助成対象者を子供に拡大した場合、どれくらい予算を必要とするのでしょうか。9月議会の社会文教委員会において質問をいたしました。お答えは、小学生250人と想定し、2回接種、委託料4,458円、合計で223万円、中学生95人と想定し、1回接種掛ける委託料で42万円というお答えでありました。これを同様に未就学児1歳から6歳未満児にこの数字を当てはめてみますと、122人掛ける2回接種で109万円になるかと思えます。合計、全て合わせると374万円の予算が必要というふうに計算されますが、そういう試算でよろしいでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（小宮山俊樹君） 全額村のほうで持つという形でございますなら、その計算でいいかと思えます。

ただ、長和の例で申しますと、これあくまでも任意接種でございますので、全員の方が受けるわけではございません。7割程度というふうに長野では聞いておりますので、そこにその7掛けをすると、予算的には260万円強ぐらいでいいのかなというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） すみません、今お答えの中で、全額補助をすればというお話でしたけれども、この4,458円、委託料は全額補助した場合の額ですか。この前、9月のときの感覚では、500円を補助は自己負担だからということで全額補助ではないんじゃないかなと思うんですが、いかがですか。

○議長（沓掛計三君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（小宮山俊樹君） 私、4,458円というのはインフルエンザのかかる費用と考えておりました。ここで自己負担は別にここでいただくかいただかないかという議論は、そこからお金を引くか引かないかということで、どういうふうに考えてますかと言ったんですが、何かちょっと……

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） すみません。説明が悪いのかと思いますけれども、委託料4,458円は高齢者、65歳以上の決算のときに出てきた数字なんです。それで、それをもとにして小学生、中学生はというふうに計算をしてもらったんです。つまり、高齢者は500円自己負担しているじゃないですか。それで、プラス4,458円だと思うんです。ですから、今課長がおっしゃった全額補助となると5,000円くらいの額というふうになりますよね。それで計算しているわけじゃないでしょう。4,458円は自己負担500円を除いた形のものであって、全額補助というわけではないでしょうということなんです。

○議長（沓掛計三君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（小宮山俊樹君） 私のほうでちょっと勘違いをしておりました。申しわけございませんでした。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 先ほどの中で、7割負担とすれば260万円ほどというふうなお答えいただいたところですが、私のほうでも同様の想定をしておりました。実はこの後、申し述べようと思っていたところですが、本村、青木村の65歳以上の接種率についても、先ほどのお答えで56.8%の接種率であるというふうなことから考えたときに、実はこれについて全国の調査があり、厚労省の予算を得て行っている調査の中で、やはり高齢者については青木村と同様に、その国の発表の中ですが、58.5%という報告なんです。つまり青木村とほぼ同じ数字。では、子供はといいますと、子供は59.2%、つまり60%くらいが接種率だというふうに報告されているんです。

先ほど、今課長のほうでは長野は7割くらいだとおっしゃったんですけれども、そういう

ふうに掛け算をしていきますと、先ほどの374万円という数字が実はそんなにかからなくて、もっと少なくて予算はできるんだということを課長も裏づけていただいた御答弁だったかと思っております。

そして、さらに、これ今260万円というお答えでしたけれども、実はインフルエンザの予防接種をすることによって医療費も下がるわけですね。つまり罹患する人が少なくなる。インフルエンザの有効率ですが、ゼロ歳から15歳児についてのものですけれども、年によってワクチン株の当たり外れがございますから一概には言えませんが、平均的に見て、ゼロ歳児から15歳児、1回接種で68%、2回接種で85%という報告が上がっております。これを考えるならば、先ほどの青木村のインフルエンザ罹患率、小学生39%、中学生30%、この数字もさらに低く抑えることができるだろうというふうに思います。

そうしたものを全て試算に繰り入れて計算してみたところ、つまり罹患率が低くなれば医療費についても、村から持ち出す分について3割負担をしている部分、そうしたことが少なくなるだろうというふうにして、両方相殺していくなれば、村の持ち出し分200万円程度で済むんじゃないかなというふうに私は試算をしたところであります。

さて、インフルエンザ予防接種助成の対象年齢拡大については、2年前、9月議会において金井とも子議員も質問をしています。その際の住民福祉課長答弁は、今後研究したいというものでした。また、村長答弁は、完全に予防できるデータがないが、時間をいただき勉強させていただきたいというものでした。2年が経過をいたしました。新たな方向性を打ち出すときではないでしょうか。対象年齢の拡大を図っていただくようお願いをしたいと思います。

また、風疹の予防接種についても、国に先んじて無償化するということはできないでしょうか。あるいは村独自の事業として対象者の拡大を図ることはできないでしょうか。冒頭に申し上げましたとおり、国は39から56歳の男性を対象に来年度から3年間、抗体検査とワクチン接種を無料にするとしています。この限定的な年齢枠を拡大する、また、男性に限らず、風疹抗体検査の結果、接種が必要と判断された女性も無料化、もしくは接種費用の助成の対象にすることができないでしょうか。

先ほどの課長答弁の中でも、上田市では今現在3,000円を限度として2分の1を接種の補助をしています。全県では、先ほど課長答弁で16というふうにおっしゃっておりますが、本日の信濃毎日新聞の報道では、18市町村が2,000円から6,000円の補助をしているというふうに報道されています。けさの信濃毎日新聞、県下でも補助拡充の動きが広がっていること

が報道されています。

風疹予防接種助成制度の創設並びにインフルエンザ予防接種助成対象者拡大に対する村長のお考えをお聞かせください。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 風疹とインフルエンザについて、いろいろデータを駆使しまして御質問をいただきました。その数字に基づくものにつきましては、ただいま課長が答弁したとおりで、若干数字のでこぼこはあるかもしれませんが、おおむね方向としてはお互いに数字を確認できたかというふうに思っております。

いささか私ごとでありますけれども、先日私も風邪をひきました。インフルエンザではありませんでしたけれども。そのとき気持ちが前に行かなくて、これ子供たちに置きかえると本当に大変だろうなというふうに思いました。

それはそれで置いておいて、インフルエンザのおっしゃるとおり有効率、それからかかった場合の後の医療費とか考えると、坂井議員のおっしゃることは、私どもは何も否定することではなくて肯定したいというふうに思っております。隣の長和でやっておりますので、もう少し学校との関係、事業との関係、有効の関係等々、いただくデータを見ながら勉強をしていきたいというふうに思っております。

それから、風疹のほうも、これは制度の拡充ということで、新たな制度をつくるということではなくて、やっている部分もありますので、これをしていきたいのと、もう一つ、先ほどもう少しPRというお話ありましたけれども、まさしくそのPRが大事でありまして、その年代の方が、今、私は母子手帳を見ればわかるんですけれども、今どういう風疹を接種を受けてきたのか、受けなかったのか、1回なのか、2回なのか、恐らくそれはわかっていないんだろうと思うんです。ですから、こういった5歳、28歳、30歳、39歳、56歳、男女ともいろいろあるようで、当時の男女とも2回やったところもあるし、1回のところもあるし、中学生のみ1回だったとか、女子だけ1回だったとか、いろいろあるようなので、このPRをまず抗体、まず自分が風疹についてどのような抗体のあるかないのか、もともと弱いのか、そういうことを含めて、ちゃんと承知してもらうようなことをまずやりたいというふうに思っております。これが一番大事なところではないかというふうに思います。

国ではパラリンピック・オリンピックの関係で、全くノータッチの男性のところは国を挙げてやるということですので、村でもその抗体の調査、自分がどういう位置かを含めて、そういうPRをしていきたいと、それが一義的にやりたいと、風疹については思っ

おります。

インフルエンザも効果があるというデータもちゃんとあるようでありますので、これは来年度予算の中でまた議論していきたいと思いますが、いろいろ財政的なことで、やるべきことは大変多いわけでありまして、先日も、一昨日ですか、広域連合の正副連合長会議の際に、来年度から消防署の職員の増員をしたいとか、それから上田医療センターの医師確保のためにさらに増額をお願いしたいとか、これは早くやってほしい話でありますけれども、やるべきことが山積しておりますので、そのほか水道管とかいろいろあるわけですが、命を守ることは最優先でありますので、そういう視点も持ちながら、来年度予算編成の中でトータルとして議論していきたいというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 大事な点についてはお取り組みをいただいている、PR等も含めてお取り組みを考えていただいていることに感謝を申し上げたいと思います。

また、インフルエンザの予防接種についても前向きに検討いただけるということで、よろしくお願ひしたいなと思っております。それにつけても予算がということなるかと思っております。全体、全ての子供が予防接種が受けられるようになればいいわけですが、大町市、千曲市では受験期に当たる中学生、高校生を対象を絞ってインフルエンザの予防接種費用を助成しています。池田町のように保育園年長児までを対象にしている自治体もあります。全員の子供を対象にすることにこしたことはありませんけれども、もし予算の関係上難しいということが出てくるのでありましたら、こうした方法も一つの方法かなというふうに思うところであります。

仮に中学生のみに絞って助成したとすれば、先ほどの試算を当てはめていきますと20万円そこそこでできるのではないかなというふうに思っているところであります。一步前進をまず図っていただくよう再度要望し、2点目の質問を終わります。

続いて、3点目の質問に移ります。

就学前の障害児教育について質問をいたします。

青木村では、沓掛教育長のもとインクルーシブ教育に力を注いでいると理解をしております。そこで、いまさらながらと言われるかもしれませんが、まずもって、インクルーシブ教育とは何ぞやという基本的理念について御説明をいただければありがたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） インクルーシブ教育システムの定義であります。障害のある者と

ない者がともに学ぶ仕組みであり、障害のある者が教育制度の仕組みから排除されないこと、個人的に必要な合理的配慮が提供される必要があるとされているところでもあります。

少しつけ加えます。これは、平成18年12月に障害者の権利に関する条約が第61回国連総会において採択されました。19年9月に日本はその条約に署名をしております。これは平成26年1月に日本は批准をしております。そういう世界的な動きの中にあって、実は大きな動きが日本にあったんです。

平成21年に民主党政権時のときの障害者制度改革推進会議というところで、障害の有無にかかわらず、全ての子供は地域の小・中学校に就学し、かつ通常の学級に在籍することを原則とするという素案が作成されたんです。これをそのまま当てはめるとすると、日本の全国の養護学校、盲聾養護学校がなくなって、教育現場は大混乱になるというふうに、そのとき私たちは思いました。

そこで、文科省は平成22年に特別支援教育のあり方に関する特別委員会を設置して、インクルーシブ教育システムの構築に向けた文部科学省の方向を明らかにしたんです。その議論の結果、出た結論というのが、その時点でその子の教育的ニーズに最も的確に応える指導が提供できることとしたと。つまり、多様で柔軟な仕組みを整備することが重要。障害のある子供に対して最も適切な教育ができる場をさまざまに用意し、柔軟に対応することで、一律に通常の学級に在籍するような一方的な判断はしないとしたわけです。

それを受けて、平成23年8月に障害者基本法が改正になりました。この文言がすごく重要なんです、第16条に、国及び地方公共団体は、障害者が、その年齢及び能力に応じ、かつ、その特性を踏まえた、ここからなんです、十分な教育が受けられるようにするため、ここは目的であると文科省は明言しています、可能な限り障害者である児童及び生徒が障害者でない児童及び生徒と共に教育を受けられるよう配慮しつつ、ここは手段であるというふうに当時の文科省の特別支援教育課長が明言しているので、私もそれを聞いてちょっと安心したんですが、教育の内容及び方法の改善及び充実を図る等必要な施策を講じなければならないとなっております、もう一回言いますと、十分な教育が受けられるようにすることが最も大切であるということを、インクルーシブ教育システムを進める場合には重要であるというふうに認識しております。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 御丁寧な、また納得のいく説明をいただきありがとうございました。

私どもはインクルーシブ教育というと、とかく1点目の同じ場でともに学ぶことという、そちらにばかり目が行ってしまいがちですけれども、2点目に指摘をしていただいた多様で柔軟な仕組み、これについても整備することが重要だと。両者一体で捉えていく、つまり多様で柔軟な仕組みの中身は、今おっしゃっていただいた中にあるかと思いますが、通常学級、通級指導、特別支援学級、特別支援学校、そういった中で連続性のある多様な学びの場を用意していくということかと思えます。そういう理解をしておきたいというふうに思えます。

さて、そうした理念のもと、インクルーシブ教育を推進するために果たすべき行政の役割は何なのでしょう。御説明をお願いします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 共生社会の実現に向けた体制づくりと具体的な施策が重要になってくると思っています。そのためには、早期からの支援体制の整備と充実、それから関係機関の連携による切れ目のない支援の実施、指導者の専門性の確保が必要というふうに思っております。

個々の子供たちに応じた支援としては、基礎的な環境整備が必要になってくると。これは、例えばネットワークの形成とか施設、設備の整備とか、それから、もう一つは合理的配慮であります。ただ、合理的配慮というのは、その合理的という言葉にもありますように、均衡を失した過度の負担を課さないものと定義されておりますが、例えば、具体的に言うと、困り感を改善するための工夫とか、学習内容の変更や調整とか、情報やコミュニケーション及び教材の配慮というところが必要になってくる。これが文科省から指定されている視点であります。

青木では平成25年から3年間、そのまさにインクルーシブ教育システムの研究を文科省の指定を受けて研究をして、合理的配慮を行った個々の子供の事例、13事例を国に報告してございます。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 今、この後、青木村ではそれを受けて、その行政の役割をどんなふう  
に果たしているのか、青木村として取り組んでいることについて質問する予定でございましたけれども、今13事例というふうなお話がありましたが、さらにつけ加えて御説明いただける  
ことがありましたらお願いします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 12月1日に子育てフォーラムが行われて、議員にも出ていただいて

ありがとうございました。そこにおいて、特別支援教育の部会では、課を越えて人が集まって委員会をつくりました。住民福祉課、それから保健師、カウンセラー、保育園、小学校、中学校、教育委員会としては私ですね、出席して青木村の支援体制について発表いたしました。このように壁を越えて一堂に会して、各機関、学校が連携しているということを発表したんですが、このような体制づくりが青木としては取り組んでいるということになっています。

まず、1番としては、カウンセラーを中心にした連携体制の充実であります。スクールカウンセラーが健診へ参加する。保育園、小学校、中学校への巡回相談をするというようなことで連携をしている。

2つ目は、保育園、小学校、中学校のインクルーシブ教育の実践であります。これは合理的配慮の実施ということになっていて、青木小学校では、新潟県の上越市とか東京都の日野市へ全員で行って研修を深める。中学校の先生も代表が行って研修を深めた。新聞にも掲載をしていただきました。

それから、3番目は、支援の必要な一人一人への対応の充実ということで、支援会議の実施、カンガルー教室という遊びを通したお母さんへの支援、奥田健次氏をスーパーバイザーに依頼、保小中、教育委員会との連携を狙ったちょこっと連絡会というのを実施しているんですが、お互いの情報交換をするということ。それから通所の療育施設、これは蓮の音こども園やいずみ園が該当するんですが、そこと連携。それから保護者会の運営というようなことをしております。

以上であります。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） いろいろな取り組みをしていただいているということに感謝申し上げます。

少し視点を変えたいと思いますが、今のお話の中で、障害の重いお子さんについてはどういった支援が行われているのかな。村で行うこととされている、先ほど合理的配慮というふうにお話をされましたが、もう一点、基礎的環境整備というのが村で行わなければいけないことになっているかと思うんですけれども、そういったことについて御説明をいただきたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 障害のあるお子さんに対する支援ですけれども、障害のある子と保

護者に対して伴走者となることが支援の狙いだというふうに私は思っています。その子の困り感に寄り添って、その子らしい生き方ができるように、その子の将来を見据えた支援を考えていくことです。保護者の悩みに寄り添うことが重要だというふうに思っております。今言いましたように、住民福祉課とか教育委員会とか、具体的には保健師、保育士、カウンセラー、外部機関の担当者等でチームを組みまして支援をしている。これが青木の特徴であります。

重いお子さんというふうに考えると、やはり通所の療育施設、先ほど言っただけみ園さん、それから蓮の音こども園さんとの連携がやはりこれは必要になってくるというふうに思います。チームで支援をするために、継続した支援が可能になるというふうに思っています。

障害のあるお子さんを育てる保護者の悩みというのは大変深いというふうに思っています。障害をまず受け入れられないという、自分が保護者として障害を受け入れられないという悩みから始まって、一人で悩みを抱えてしまう場合とか、将来が不安といった悩みなど、多くの不安を抱えているというふうに考えています。ですから、悩みいろいろ話されるんですけども、悩みを話されるその言葉どおりの悩みもあるし、実は言葉とは違うもっと深い苦悩が隠れているようなときもあるというふうに思います。その時々丁寧に丁寧な対応を行うことが最も必要だと思っております、大事なことは、支援は一回行えばいいというのではないと。継続した支援が必要になってくると。関係者が知恵を絞って解決の道を探ることが本当に大事だというふうに思っていて、先ほどに戻るんですが、伴走者となれるかどうか勝負だと思っております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） チーム支援ということに重点を置いて、継続した対応ができるようにということで、その子に応じた対応をしていただいているというふうに考えるところであります。

さて、そうした中で、障害の重いお子さんが青木村保育園に入園したいという希望を出したところ、それがかなわなかったというふうな事例を聞いております。青木村保育園入園の受け入れ条件というものがあるのでしたら教えていただきたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） その前にあった、受け入れられなかったというのは、入園という意味じゃなくて、ちょっと一時預かりをしてほしいということのようでしたよね。だから、それは医療的ケアの必要なお子さんだということで、突然保育園で言われても、それはちよっ

と看護師さんすぐいるわけではないので、ちょっと苦しいかなというのは私も後で調べて納得したところです。

では、その受け入れ条件についてですけれども、障害児を保育園で受け入れるという場合、まず条件が、こういう条件でなければ受け入れないとか、受け入れるとかということが決まっているのではないというふうに考えています。大事なのは、先ほどインクルーシブのところの基本的なところでお話ししましたが、今、その子が十分な教育を受けられることができるのかと、そこが一番になってくると思っています。単にその場にいればそれでいいというわけではなくて、指導内容、教育内容がその子に合っているか、それから指導者の指導の専門性は十分か、それからコミュニケーションがとれる仲間がいるかというさまざまな視点が必要になってくるというふうに考えています。

これらを踏まえて、障害のあるお子さんを中心にしたチームをつくっていくことが大事になってくると思っております、その子の様子によって、実はさまざまなケースが考えられるんです。通所の療育施設に入所する場合もあるだろうし、あるいは、一定期間その療育施設に入所して保育園に入園するという場合もあるだろうし、あるいは、保育園に入園して訪問支援を受けるという場合もあるだろうし、それから、本人の障害の様子とか育ちの特徴とか家族の願いとか、専門家の意見等を総合して考えていくと、継続的な支援をしていくということが重要になってくると思っています。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 今、教育長がお話しいただいたように、いろいろなケースに応じて、その子についても何がいいのかということ判断をいただいて、いろいろなチームで支援をいただいたということを理解をしたいと思います。

しかしながら、一時的預かりということをお願ひしたというのはそのとおりのわけですけれども、やはり医療的ケアが必要ということで、今の保育園の状況では無理だということ判断をされたんだというふうに思うところであります。

今の教育長のお話にもございましたように、そうなりますと、通所の児童発達支援センター、すなわち上田市でいえば上田いずみ園、そして蓮の音こども園、この2つかと思います。医療型を考えるならば稲荷山医療福祉センターと、この3つがその児童発達支援センターに類する部分かと思いますが、実は、福祉型の児童発達支援センターに、では通園できているのかというふうにいいますと、実際のところ週1回、あるいは月2回、そんなペースでしか通園ができていないというのが現在の実情でございます。それ以外は自宅で育児をしなけれ

ばならない。医療機関だとか、これもチーム支援ということでやっていただいているのかなと思いますけれども、医療機関などからはPT、理学療法士、ST、言語聴覚士などが訪問医療として入ってくれるようになって、それまでできなかった伝い歩きがようやくできるようになったとって本当に喜んでいる、そんな声をお聞きをいたしました。そしてまた、重要なことは、家族だけで抱え込んでいた負担が少し楽になって、精神的なストレスも緩和されたと、こうおっしゃっておいりました。

そしてまた、先ほど一時預かりと言いましたけれども、保育園に上がる年になってきた、そういう中で、この子がみんなと同じように青木村の保育園に入れてもらうことができたらどんなにいいだろうというふうに、毎日その子の障害に向き合っている御家族が切々と語ってくださいました。

幾つかの対応の仕方があるというふうに先ほど教育長おっしゃっていただきましたけれども、全国には、私立ではありますけれども、障害児保育園と呼ばれる保育園が設置されているところがあります。看護師さんが配置されて、医療的ケアの必要な障害のあるお子さんが毎日通園することが可能となっています。青木村でもこれに準じた措置は難しいのかな、できないかな。

先ほど教育長がおっしゃった文科省のそういう通達、そういった中でも、多様な学びの場の整備と教職員の確保としてSTやOTやPT、理学療法士等の専門家の活用を図ること、そして、医療的ケアの観点からの看護師等の専門家についても必要に応じ確保していく必要があるとしています。学校には必ず養護教諭が配置されて、保健室が完備されています。保育園にも養護教諭的な役割を持った方が配置されれば、園児全員の安心感も増大するのではないかなと、そんなことも思うところであります。

11月14日付信濃毎日新聞、県下の公立小・中学校ですが、昨年度は22校27人の看護師が配置されていると報じられていました。近い将来、青木村でも医療的ケアの必要なお子さんの就学の可能性もあること、そんなことも視野に入れつつ対策を進めていただければありがたいなと思うところであります。

村の子供は村で育てる、この合言葉が合言葉に終わることなく、どんな子供に対しても村が育てることを保障する、そういう村にすることができないでしょうか。難しい問題を投げかけたように思いますが、村長のお考えをお聞きできればと思います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） インクルーシブ教育、あるいは障害児に対する考え方は、今教育長が

対処には専門的な、県内でもそういうことには大変秀でた方でありますので、答弁したとおりでございます。村でそういう子供たちを育てるといのは本当に理想であり、実際そういうことができれば村づくり、子供たちを村で育てるとい観点から言えばすばらしいことでもあります。

私が今聞いて、前々からそういう話を聞いておるんですけども、やはり医療というのは大変重い意味がありまして、単なる障害ではなくて医療が必要なところというのは、やはり看護師さんでできない範囲も多々あるわけでありますので、これはもう医師と、それから看護師がワンセットになったような、近くにいるようなところでなければできないということで、本当に命にかかわることでありますので、そういう配慮をするということになると、ちょっと今の状況では青木村では難しいかなというふうに思っております。

現実としてそういうお子さんには、おのおのの子供に応じて多様な学びの場があるということは、坂井議員と共通の認識ができたという立場で答弁申し上げれば、一人一人に必要な支援の方法、あるいは通園できることについての私どもの行政としての支援、そういうことを中心に今後考えていきたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 個人的なことになりますけれども、先ほど例に挙げたお子さんですが、今現在は医療的ケアがほとんど必要なくなっている、そういう状況であります。そうした場合には保育園入園というのは可能になってくるのでしょうか。その辺はまだ即答はできないですね。そんなふうな状況にあるということもお考えいただいて、入園の可能性についても一つの対応策の一つとして考えていただければというふうに思っています。

障害があるお子さんを育てる親御さん、そして御家族を励ます施策、そういったものを村を挙げて取り組んでいただければ大変ありがたいと思っております。

以上、3点にわたりました私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（沓掛計三君） 2番、坂井弘議員の一般質問は終了しました。

ここで暫時休憩といたします。2時25分から再開いたします。

休憩 午後 2時16分

再開 午後 2時25分

○議長（沓掛計三君） 会議を再開いたします。

---

◇ 山 本 悟 君

○議長（沓掛計三君） 10番、山本悟議員の登壇を願います。

山本議員。

〔10番 山本 悟君 登壇〕

○10番（山本 悟君） 議席番号10番、山本悟です。

さきに通告いたしました3点につきまして、村長並びに課長、担当者にお伺いをしてまいります。よろしくお願いを申し上げます。

1点目の、今こそ道の駅に入浴、RVPほか施設併設の検討をというタイトルでお尋ねいたします。

道の駅関連の整備については28年、おととしの第3回定例会でも、道の駅にRVPに近い施設建設をということで伺った経過がございます。またかいということなので、またなんですけれども、それだけ自分が重要視しているということなので御理解いただきたいと、こう思います。

本村は平成の合併にくみすることなく、村民の総意として自立を選択しました。当村の立ち位置を冷静に考えますと、きょうは合併の是非をいろいろ言う場ではないので申し上げますけれども、当村は農林業、商工業、観光等々を考えたとき、これといった特徴はない。そんな中で、143の見通しがついた今、少子高齢化を見据え、今後自立を継続していくために、今できることを考え、村として何ができるのかということを考えてみたいと、こんなふうに思います。

ふるさと公園も道の駅も一定の整備ができた今、さらに何ができるのか。豊かな自然、温泉、コトウ、武山トレッキング、ワイナリー、タチアカネ等々、企業誘致とか公営住宅の建設とか、さらなる福祉の向上等々、もちろんできればいいんですが、口で言うのは簡単なんですけれども、いざ企業誘致とかといってもこれは大変なことなので、当然それに向かっては行くんですけれども、今実現可能なことをというふうに考えたんですけれども、村民の意思が反映される自立をできるだけ長く継続する、選択が正しかったと思える、そんな小さく

でもきらりと光る青木村であってほしいなと思います。そこで、徹底した道の駅関連のさらなる自立を提言するものであります。

道の駅について振り返ってみますと、国交省は、道の駅は道路利用者の休憩、情報発信、地域連携を基本機能とし、今や地方創生の新たな拠点、産業振興や防災機能の面でも重要な役割を担うようになっていきます。

道の駅は平成5年に制度ができてから四半世紀になります。全国に広がり、今や、この4月25日現在ですが、1,145駅があるそうです。今までの経過をちょっと追ってみますと、平成5年が103駅、平成10年が470駅、青木村は2005年、平成17年に登録と、ちょうど13年ほど経過したことになりますが、それから、平成15年には743駅、平成20年には870駅、平成25年には1,005駅になったそうです。駅ができてはばかりではなくて、登録を抹消したという経過もあるそうです。平成25年には1件、抹消になったところもあるそうです。それで、この4月25日が1,145駅と、こういうことのようにございます。

道の駅のことをもうちょっと突っ込んで考えてみたいと思うんですけども、今や道の駅は地域の顔となり、特産物や観光資源を生かし、仕事を生み出す場所として独自の進化を遂げつつあります。農林漁業の6次産業化や、ふえ続ける外国人旅行者に対する民泊を初めとする対応等、課題がクローズアップしています。全国道の駅連絡会が組織されており、さらなる質の向上を図るべく、道の駅に向けた団体保険の新設や、道の駅と大学の連携、全国スタンプラリー制覇表彰等、模索されているようです。

当村は平成26年、2014年ですが、重点道の駅として全国35カ所とともに、県内では飯島町の田切の里、ここ視察もしたことがあるんですけども、とともに指定をされました。みんなが御存じの妙高のあらいも同じときに指定されたようです。

施設的には直売所、レストラン、体験所、市場、情報発信の拠点等々、整備がされました。地域活性化の拠点となるすぐれた企画があり、今後の重点支援で効果的な取り組みが期待できるもの、取り組みを広く周知するとともに、取り組みの実現に向けて関係機関が連携し、重点支援をするというのが、これが道の駅の本来の目的のようです。

それから、全国にモデル道の駅というのが6駅がございまして、岩手県ですとか栃木、私ども知っているのでは、視察もしたことのある群馬県の川場田園プラザがあります。あと千葉、山口、愛媛等々ございます。これはどういうことかということ、地域活性化の拠点として、特にすぐれた機能を継続的に発揮していると認められるもの、営農的なモデルとして成果を広く周知するとともに、さらなる機能発揮を重点支援するということだそうでございます。

当村も重点道の駅として整備されてきました。これは村長、職員のやる気、たゆまぬ努力、不屈の精神のたまものと心から感謝と敬意を表したいと、立派にできたなど、こんなふうに思っています。

近隣の道の駅を見ましても、当村は器そのものも立派になりましたけれども、中身においてもかなり充実しているなど。職員や担当の皆さんのもてなしの心等も、本当に素晴らしいものがあるなど、こんなふうに思っています。これも村を挙げて取り組んできた成果だなど思います。

それから、さっきちょっと合併のことを言いましたけれども、もし仮に今、青木村が上田市青木だったら、恐らくこの143の問題も道の駅も前進はしなかったんだろうなど。青木村としているから青木村の声として聞いていただけて、村長の陣頭指揮のもと、これだけできたんだなど、本当によかったなど、こんなふうに思っています。

そこで、今度は具体的に伺ってまいりますけれども、まず、温泉、今青木村の道の駅にないもので、温泉施設、全国には1,134の駅の中で132駅が温泉施設があるそうです。この近所ではながとのマルメロの駅、それから富士見町の信州蔦木宿、それから、小谷村の道の駅、それから、飯田市の遠山郷の道の駅、旧美麻村、今の大町市のぼかぼかランド、あと平岩村のですとかございます。近くで大きくてといいますと東御市の御牧の湯、ここは温水、あるいは流水プール、あるいは打たせ湯等、かなり充実しているようです。

それから、次に、RVP、Recreational Vehicle Parkなんです。これは普通の道の駅へキャンピングカーが行って幾日もとまっているというような、そういうことではなくて、一画にRVP専用の駐車場を設けて、有料でお金を払って充電をしたり、あるいは屋外で料理とかそういうことはしないんですが、若干椅子を出して屋外でご飯を食べるぐらいのことはできるようなんですけれども、そういったスペースを設けているところというの。それから、場所によってはキャンプ場と併設になっているところも北海道なんかではあるようです。そのRVPでこの近くでは群馬の中之条町の道の駅があるようです。

宿泊施設なんです。この近くには宿泊施設のある道の駅というのはないんですけれども、北海道なんか行くと、本格的なゴルフ場ではないんですけれども、ゴルフ場と宿泊所と両方あるというような、何かすごいところもあるようです。それからあと、できればコンビニも一緒であってほしいなど。それからあと、コインランドリーとか洗車場とか、言えば切りはないんですけれども、とにかく多くの人に来てもらうには、やはりよそとの違いがなければ

目的地としては来てくださらない。通ったらたまたま青木の道の駅があったら寄るといふのはあるかもしれないけれども、そうではなくて、最初から青木の道の駅へ行くんだと。そこを拠点にここ二、三日あの辺観光するんだとか、そんなふうを選んでもらえればすばらしいなど、こんなふうに思います。

それでは、具体的にお聞きをしてみたいです。

村長、いろいろ申し上げましたけれども、何をするにも先立つものがなくてはできませんし、それから、村民の合意も得られなければもちろんできないし、将来性どうなるのかということも考えるわけなんですけれども、そんな中で、これから道の駅同士の競争が始まる中で生き残りをかけてと思います。

そんな中で、村長、どうでしょうか。やるやらないとすぐ結論を出すんじゃなくて、とにかく研究、勉強をしてみようよと、そんなことはいかがでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 重点道の駅について何点かお話をいただいたわけでありまして、大変村民の皆さん、関係する皆さんの御支援や御努力いただきまして、特に9月、10月は1億3,000万円の売上、レジを通った人、食券を買った人が5万3,000人と、大変な前年度より大幅な伸びを示しました。大変おやきも好評でありありがとうございます。本当に道の駅がいろいろな意味で中心というかセンターになっていると、村のセンターになった、中心軸になったなというふうに変えてうれしく思っております。

雇用の関係で言えば、当初8人ぐらいでスタートしたかと思っておりますけれども、今は40人を超える、臨時の人を含めてなったということも大変大きな話であります。

こういう中で、村の自主自立を求めていく中で、大変この道の駅というのは大きい位置を占めるというわけでありまして、今、温泉の話がありましたけれども、実は道の駅に温泉をつくったところもありますし、温泉に道の駅を付加したというところもあるわけでありまして、必ずしも温泉が道の駅の後に、あるいは道の駅を指定した後につくったということでもない、全てがそういうことではないという御理解をいただければと思っております。

御案内のとおり、ことしの4月28日にグランドオープンをしました。大変マツタケの景気があったりして、ことしは好成績ではありますけれども、私どもはその4月の株式会社の取締役会で、マツタケに頼らない道の駅の運営ができれば、していかなければならないねというのは申し合わせをしたところでありまして。昨年度は御案内のとおりの結果でありましたけれども、ことしはそういう意味で大変、3年に1回ぐらいかもしれないけれども、ラッキー

一な年であったわけでありませう。

道の駅に特徴を持たせるといふことは当然必要でありまして、お話にもありました川場は、わざわざ川場の道の駅に来て、道の駅から帰っていく。インターから近いところで、世田谷区との関係とか、私どもよりはすぐれた場所にはあるわけですがけれども、あそこも新潟へ道路が抜けているわけではなくて、一つの目的を持ってこないと行けない、わざわざ来ないと来場できないような場所にあるわけでありませう。

今これから、いろいろ今の足湯の話とか、温泉施設とかRVP車だとか、御提案をいただきました、御質問をいただきましたけれども、今の時点でまだグランドオープンして1年たないわけでありませうので、まずは今あるものをどうやって十分活用できる体制にするかという、まだこんな時期かというふうに思っております。

まだまだ課題もたくさんあるわけでありまして、農産物を満載にするとか、プラットホームをもう少し活用するとか、どういったイベントを組んでいくとか、それに村民参加、村民の皆さんにもっともっと参加してもらおうとか、やるべきことはまだ山積してございまして、次の展開までまだ余裕がないといひませうか、やるべきことが、そちらを優先させていただきたいというのが本音の実態でございませう。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 整備ができてほつとして、さあやるぞと、そういう気持ちのところかと思ふんですけれども、研究会といひませうか、そういったものをつくつて、意見を出し合つて、どういうふうな形に将来なるかわかりませうけれども、できたらそういうふうなこともどこか少し視野に入れてやってほしいと思ひませうが、よろしくお願ひします。

それから、全国道の駅連絡会といひませうのが全国的に組織されているんですが、当村はそこへ入つていらつしゃると思ふんですけれども、何かどんな活動をされているんでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 道の駅に関しては、国土交通省の行政の中でも大変大きい位置を占めております。連絡会とか市町村が集まる連絡会、それから国土交通省が主催する首長会議とか幾つかありまして、なるべくこういう会議には道の駅の皆さん、もしくは行政が参加するように努めております。

それぞれやはり、先ほどもスタンプラリーの話がありましたように、一つの道の駅ではなくて、いろいろな道の駅を訪ね歩くとか、道の駅があることによつて一つのそれぞれの地域のランドマークになっていくといふところを訪ねていくといふことで、協議会は大変そうい

う場で情報交換をしたり、あるいはPRをする場になっておりますので、積極的にそういう会には青木村では参加をしております。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） いずれにしましても、今後また広く村民の大勢の人の英知を集めて、どうあるべきかというのを、会をつくってどうのということだけではなくて、何か機会あるごとにお互いに話し合っ、いろいろな面で一步も二歩も前進するようにお互いに頑張っていけたらいいと思いますが、よろしく願いいたします。

それでは、2点目の問題に入ります。

小・中学校の夏休みのあり方についてということでお尋ねいたします。

本題に入る前に、ことしの猛暑のことについてちょっと触れてみたいと、こう思います。

村長の第2の故郷であります埼玉県熊谷市で、ことしの7月23日、41.1度という外気温ですが記録し、5年ぶりに何か記録を更新したそうです。気象庁は命の危険がある暑さ、災害と認識していると表明し、熱中症予防を広く呼びかけました。41.1度ってどんな暑さなのということなんですが、私きのう実は風呂に入っていて思ったんですが、風呂を沸かすとき大体42度か、たまには43度というときもありますけれども、入るときは大体41度くらいのところに入っていると思うんですけれども、ここへ一日中いたらこれは大変なことだなと、風呂で5分、10分つかっている分にはいいんでしょうけれども、そんなあれがしました。

そんな中で、どんな暑さというと、誰かは卵焼き焼けるんじゃないかいと、そんなことを言った人もいますけれども、その辺は定かではありませんけれども、いずれにしても、とにかく私ども経験したことのない暑さだと、こう思っています。

7月23日の全国の観測地点の話なんですが、927地点のうち627地点、約70%で30度超えの真夏日、241地点で35度以上の猛暑日となっております。23日の全国の緊急搬送でございますが、全国で2,377人、うち9府県で4人の方がお亡くなりになったとのこと。長野県内でも7月22日までの1週間に3人の方が亡くなられたと。連続して大体5日から10日間ぐらい猛暑日が続いたということのようでございます。

本題に入りますが、県教委は夏の猛暑をきっかけに、小・中学校、高校等の夏休みの延長の議論を始めたようでございます。その中で、今の現状なんですが、県下の小・中学校の平均は26.7日ぐらい、県外の小・中学校の平均が30日以上ということのようでございます。

法律上では、学校の休みをどういうふうにするかというのは設置主体の県なら県、市町村の教育委員会の裁量ということになっているようですが、現実にはそれぞれ学校の意向を反

映して決めているというのが多いようでございます。したがって、県教委も市町村教委に具体的な数字では示していないようですけれども、あくまでも地域性とかそういったことを考慮した中で決めるんだと。

今、週休2日制が導入され、ゆとり教育からの転換、さらに小学校では2020年度からの英語の教科化が全面実施されるということで、過密化は一層深刻だと、教育の現場では年間計画に余裕がないと、そんな声も聞かれるようでございます。延長された場合、地域の子供さんの居場所はどうなるんだろうというようなことも問題として出てきているようでございます。

そこで、具体的な質問をしてみたいです。

ことしの夏の本村の小・中学校の現状というのはどんなふうにお聞きしているのか、まずそれをお聞きします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 1学期終わりと2学期初めの暑さは、やはり本当に異常だということで、子供たちはもう本当にぐったりしていたというイメージでありました。だから、これ来年も同じだとすると、これは大変だなというのは感じたところであります。中学校はラッキーなことに特別教室にいろいろクーラーがありましたので、そちらに逃げて授業をした。ぎりぎりセーフかなと思ったんですけれども、この状態が同じように来年度も全く同じで続いたとすると、これは勘弁してほしいというのが本音です。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 児童・生徒で医療機関へ何か搬送されたとか、そういったふうなことで何かあったんでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） そういう熱中症で医療機関にかかった子供は把握しておりません。いないと思います。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 学校現場の教職員、あるいは児童・生徒から何らかの要望を教育委員会へ、ああしてほしい、こうしてほしいというような何か具体的な要望は何かございましたか。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 青木の先生たちとてもおとなしいので、余り教育委員会に迷惑をか

けてはいけないというふうに思っておられるようで、強引には言ってこられなかったですが、助けてほしいというサインはいっぱい出ていたように思います。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 文科省とか県から何らかの連絡とといいますか、要望とといいますか、何かそんなふうなこと何かあったんでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 教育長たちが集まる会は幾つかあるんですけども、そこで困ったなという話が出ていましたが、もうそうになってしまっているところで急にいい手が打てるという、そういう画期的な手はなかったので、おとといの議会の決議にすごく感謝しているところであります。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） では、2問目はこれで終わりにしまして、3問目も同じような問題なので、2問目に含めてお聞きしようかと思ったんですけども、インパクトがないので、あえて3問にしました。

3問目の問題、小・中学校のエアコンの設置の最新情報ということなんですが、教育長からお話があったように、おとともう既に提案をされ、可決された過去のことなんですけれども、そんな中で、確認の意味であれしたいんですけども、総額は7,880万円、小学校が16教室で18台、中学校が9教室の15台、財源ですけれども、国・県の支援金が1,158万円、地方債が2,910万円、一般財源が3,512万5,000円ということなんですが、そうすると、最終的にはこれ地方債の見てもらえる部分というのが、この間60%ぐらいとおっしゃいましたので、そうすると、全体のやはり一般財源で見るのがやはり60%ぐらいになるのかなと。それから、国・県の支出金と交付税措置されるものと合わせて約40%、そんな理解でいいですか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） おっしゃられたとおり、起債の60%のその後の交付税措置を考えますと、村単独費が58%、それから補助金が42%という数字になります。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 村長、なかなか対応がよくて、早い者勝ちと言ったら余り聞いてよくないんだけども、それなりの手を打って早く対応するというところで、すばらしい提案だったのかなと、こんなふうに思います。

それで、ここでできるだけ早く発注して、年度内ですか、3月ぐらいまでには何とか形に

したいという、そういうことでよろしいのでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 議決をいただきました当日に、直後に指名委員会を行いました。6社指名をしまして、昨日現場説明、現説を終えたところでございます。今後各社から設計について、いわゆる施工について照会をいただいた回答し、25日には印刷をし、仮契約まで年内に行い、1月早々に臨時議会で契約案件の議決をお願いしたい。工事につきましては、中学校のキュービクルが特注になりますので、少し2カ月、下手すると2カ月を超える時間が必要かと思えます。

それから、工事を4日間ぐらい、これはとった業者と相談してみないとはっきりわかりませんけれども、3日ないし4日の電気を全てとめて工事ということになりますので、春休みに中学校の場合にはそのキュービクルの工事をさせていただきたい、こんな予定、工程でございます。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 村の素早い対応でよい環境を整え、児童・生徒には存分勉強も遊びもよくやっていただければと、こんなふうに思います。

では、私の質問はこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（沓掛計三君） 10番、山本悟議員の一般質問は終了しました。

---

#### ◇ 金 井 と も 子 君

○議長（沓掛計三君） 続いて、4番、金井とも子議員の登壇を願います。

金井議員。

〔4番 金井とも子君 登壇〕

○4番（金井とも子君） 議席番号4番、金井とも子でございます。

私は青木村の男女共同参画について質問させていただきます。村長さん初め担当の皆様には御答弁をよろしくお願い申し上げます。一括質問ですのでよろしくお願いいたします。

かつて、平成25年9月、26年9月の定例会におきまして同様の質問をさせていただきました。村長さんより、全体的に男女共同参画の認知度が低いので、理解の推進を図りたい。また、目標として女性登用を50%にするとのことでしたが、約4年たっております

けれども、男女共同参画のその後の村の状況はいかがでしょうか。

さて、国の第4次男女共同参画基本計画が平成27年12月25日に閣議決定されております。第1部、基本的な方針では、男女共同参画社会基本法（平成11年法律第78号。以下「基本法」という。）においては、「男女共同参画社会の形成」を、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成すること」と定義し、その促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な計画を定めることとしている。女性も男性も全ての個人が、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化が進み、人口減少社会に突入した我が国社会にとって、社会の多様性と活力を高め、我が国経済が力強く発展していく観点や、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点から極めて重要であり、社会全体で取り組むべき最重要課題である。これまで、我が国においては、男女共同参画社会の実現に向け、国際社会における取組とも連動しながら、平成11年の基本法の制定に始まり、平成15年の男女共同参画推進本部による「社会のあらゆる分野において、2020年までに、指導的地位に女性が占める割合が、少なくとも30%程度になるよう期待する」との目標を設定するとともに、基本法に基づく男女共同参画基本計画や成長戦略等を通じたポジティブ・アクション（積極的改善措置）を始めとする様々な取組を進めてきた。その結果、社会全体で女性の活躍の動きが拡大し、我が国社会は大きく変わり始めている。さらに、平成27年8月には、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付ける、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号。以下「女性活躍推進法」という。）が成立し、我が国における男女共同参画社会の実現に向けた取組は新たな段階に入った。

ポジティブ・アクション（積極的改善措置）とは、男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会に係る男女間の格差を改善するために必要な範囲において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。男女間において形式的な機会の平等が確保されていても、社会的・経済的な格差が現実に存在する場合には、実質的な機会の平等を担保するためにポジティブ・アクションの導入が必要となる。

一方、我が国社会の現状を見ると、長時間労働等を背景とした男女の仕事と生活を取り巻

く状況、いわゆるM字カーブ問題、これは結婚、出産で30歳代の就業率が落ち込むためにちょうどM字のようになることです。M字カーブ問題や働き方の二極化、この二極化は正社員とパートといったものです。もう一回このところだけ言います。いわゆるM字カーブ問題や働き方の二極化、女性のライフスタイルや世帯構成の変化への対応等、様々な側面からの課題が存在しており、世代を越えた男女の理解の下、それらを解決していくため、真に実効性のある取組が求められている。このため、第4次男女共同参画基本計画では、以下の4つを目指すべき社会とし、その実現を通じて、基本法が目指す男女共同参画社会の形成の促進を図っていく。

1、男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、多様性に富んだ豊かで活力ある社会。2、男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会。3、男性中心型労働慣行等の変革等を通じ、仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活その他の社会生活及び家庭生活を送ることができる社会。4、男女共同参画を我が国における最重要課題として位置付け、国際的な評価を得られる社会と方針を定めております。

さて、また長野県でも男女共同参画審議会を設置し、大変熱心に取り組まれております。長野県でも審議会等委員への女性の参画を50%と目標を定め、促進を図っています。30年4月1日現在の発表では、審議会等の数は78で委員の人数は1,020人、うち女性委員は444人で平均43.5%となっており、目標の50%に大分迫ってきておりますが、県では委員の女性比率が50%未満の審議会等を公表し、その理由等を明らかにしています。医療審議会や地域医療対策協議会、小児慢性特定疾病審査会等、医療関係では低く、ゼロ%のところもあります。

また、長野県女性職員活躍推進計画での平成32年度の目標値と30年度の情報公表の数値の比較では、管理監督職のうち課長級以上は、10%の目標のところ7.1%、係長級以上は15%のところ15.1%、これだけちょっと上回っております。採用試験受験者の女性割合は、40%の目標のところ37.7%、年次休暇平均取得日数は13日以上目標ですが10.9日、育児休暇取得率は男性、目標が20%のところ12.8%、女性は100%で100%取得です。男性の育児参画で出産補助休暇の取得率は、目標100%のところ86.2%、男性の育児休暇取得率、100%のところ69.1%となっております。

県のホームページは市町村の推進状況が掲載されておりますので、ちょっとそこだけ申し上げます。

市町村における男女共同参画施策の推進状況。1番、男女共同参画に関する条例の制定状況。男女共同参画に関する条例を制定しているのは、平成29年4月1日現在、77市町村中29市町村で、全体の37.7%です。なお、平成29年4月1日時点の全国平均は36.5%、長野県はほんの少々高い水準になっております。ちなみに、青木村は条例は制定しておりません。

2、男女共同参画に関する計画の策定状況。男女共同参画に関する計画を策定しているのは、平成29年4月1日現在、53市町村で全体の68.8%です。平成29年4月1日時点の全国平均は75.2%ですので、ちょっと下回っておりますね、長野県は。青木村はたしか計画をしていたと思います。

3、審議会等における女性委員の状況。法律、政令または条例により設置されている審議会等における女性委員の比率は、平成29年4月1日現在24.2%です。

4番として、市町村議会議員の状況。平成29年4月1日現在、市町村議会における女性議員数は1,049人のうち147人であり、全体の14.0%となっています。全般的にはまだまだの状況と思われます。

市町村の推進状況については県のホームページに掲載されておりますけれども、ごらんになる方も少ないと思いますので、あえて質問させていただきます。

さて、青木村の状況はいかがでしょうか。10項目について質問させていただきます。

1項目めに、青木村でも男女共同参画基本計画が策定されておりますが、村民への周知方法はどのようにされておりますでしょうか。

2番、村役場職員において、女性の主導的地位（管理職）への採用目標はいかほどですか。その達成率はどのようになっておりますか。

3番目、役場職員における現在の女性管理職（幹部職員）の割合をどのように受けとめていますか。女性管理職を増加させるためにはポジティブ・アクションといったことも必要と考えられますが、いかがでしょうか。

4番として、最近女性職員の採用がふえているように思われますが、職員全体に占める女性の割合はいかがでしょうか。近年5年間の年度ごとの女性と男性の採用人数を教えてくださいたいと思います。将来は女性の課長が誕生する期待が持てるでしょうか。

5番目として、村での男性の育児休暇の取得状況についての現状はいかがですか。女性が働きやすく、継続して勤務できる環境は整っていますでしょうか。代替職員の任用など、その内容はどのような体制をとられていらっしゃいますでしょうか。

6番目として、村では条例で定めた各審議会委員、児童民生委員、保健補導員、子育て委

員会委員、結婚相談員等、ほかにもありましたら、村の全ての任命に対してへの女性の登用の割合をそれぞれごとに御回答いただきたいと思います。

7番として、当村では第5次青木村長期振興計画後期基本計画策定にかかわられました審議委員は全体で22人でしたが、女性は2名のみ、9.09%と10%にも満たない割合となっております。青木村長期振興計画審議会条例の規則で、女性の会、女性団体連絡会の各代表者2名が定められておりますが、知識、経験を有する者、その他村長が特に必要と認めた者との規定もあり、女性を20%に達するよう任命できなかったのでしょうか。また、農業委員の改選がこの4月になされましたが、これまでは2名の女性委員が登用されておりましたが、今回は皆無となりました。この2点について、これらに至った理由、経過を御説明いただきたいと思います。

8番目に、男女共同参画社会推進のために、保育園、小学校、中学校等での教育的取り組みはされておられるでしょうか。具体的な内容をお伺いしたいと思います。

9番目として、村内各区での女性の役員がいる区はありますでしょうか。県の統計で見ますと、区長というのは誰もいないようでございます。どんな役職があるのでしょうか。また、人数などがわかりましたら、育成会等も含んで御回答をいただきたいと思います。各区の女性の役員の採用をふやすために村では何か方策をとられていらっしゃるのでしょうか。とられているとしたら、何をどのようにされておられていらっしゃるのでしょうか。

今まで女性が役員になると家庭内においていろいろと差し障りがあり、ためらっていましたが、そろそろ各地区でも女性を役員に採用する時期になってきたのではないのでしょうか。男性からの理解も得やすくなって、家庭内でも体制ができつつあるのではないのでしょうか。ぜひ村で先導していただきたいと思うのですが、いかがでしょうか。

10番目として、男性の料理教室が村主催で開催されていますが、女性に対しては、たまに農協の女性部が行っているものがあるようですが、誰もが参加できる女性のための料理教室がありません。最近では青木村でも核家族化が進み、おやき、手打ちうどん、手打ちそば、煮物、漬物、行事のときにつくる料理などの郷土食については、親や祖母等からの伝承がされなくなってきております。

例えて申し上げますと、葬儀や法事なども大分簡素化されましたけれども、お手伝いに行った場合に、伝統的なコンニャクやニンジンを使った白あえ、おはぎ、煮物、てんぷら、マスっこのゆで方など、作り方がわからず戸惑ったということがあったり、夫の実家に行った場合、嫁としてお勝手の手伝いをしなくてはいけないが、日ごろはインスタントのルーな

どを利用してのハンバーグやスパゲッティ、サラダやカレーなどしかつからないので、和食ができなくて困ったなどとお聞きしたりしております。

そこで、郷土食の伝承、普及のためにも、女性のための基礎からの料理教室を開催してはいかがでしょうか。若いお母さんたちからも希望があるようです。ぜひ田舎の昔ながらのお料理を知っている方を講師に招いて、伝統料理教室の開催を御検討いただけないでしょうか。

以上について御回答をよろしくお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

〔村長 北村政夫君 登壇〕

○村長（北村政夫君） 金井とも子議員から、3回目になりますけれども、男女共同参画についての御質問をいただきました。

全国的には議員のなり手不足、特に女性議員がいない中で、金井議員は青木村では唯一の女性議員として活躍されておられまして、敬意を表したいというふうに思っております。

いろいろ努力をしております。また、個々につきましては担当課長等から御説明、答弁させていただきますけれども、全体にわたりまして、4分の1ですね、県の平均が、先ほど質問の中にもありましたように24.2だとすれば、若干これを上回る数字かな。全体としては思っております。ただ、バランスが悪くて、ゼロ%のものもあるし、例えば保健補導員のようには100%女性のももありますし、努力して我々が積極的に選べるものとして、教育委員は50%とか、そういうようなことをやっておりますが、どうしても充て職などありまして、100にならないものが、あるいは非常に悪いものがありまして、これは反省していくことになるかと思えます。

何点か私のほうから答弁させていただきますが、まず、2点目の役場職員、管理職についてでありますけれども、何事も3分の1が目標でありますし、究極的には男性だ女性だなんて言わないで適材適所でやっていく、委員も含めて役場の幹部も、それが理想であるわけありますけれども、現在の管理職は7人中1人が女性でございます。それから、係長以上は16人中4名が女性でございます。これはまた後ほど課長から説明させますけれども、全体にわたって女性が少ない、あるいは年代に、ある一定年齢以上について女性が少ないということも要因の一つであることを御理解いただきたいと思います。

それから、3点目の割合についてどう受けとめているかについてでありますけれども、絶対的にその理想とする数字とは差があるわけでありまして、45歳以上の職員が全体で23人おられますけれども、女性はそのうち5人のみ、50歳以上の職員数16人おられますが、職

員は4人のみという状況でございます。

労働力人口が減少している中で、意欲のある女性が活躍していくという環境を整備していくことは私どもの役目でもあります。一方では、労働、働いていただける方の確保でありますとか経済の活性化の観点からも重要であります。

ポジティブ・アクションの取り入れのお話がありましたけれども、性別によらない公正な評価が行われるよう、また、管理職候補の女性に重要なポストを、その成長していく過程で経験させる、それから意識的な育成の実施、そして女性職員の会議とか勉強会でのリーダー、責任ある立場の経験、そんなことを図って育成していく必要があるかと思っております。

いずれにいたしましても、管理職への登用は公正な目で行っていききたいというふうに思っております。やる気の職員は積極的に登用してまいりたいと思っております。

それから、次に、7点目の振興計画の審議委員についてでありますけれども、これは、実は御案内のとおり条例があります。条例で充て職で教育長、農業委員長、校長、JAの代表等々がありますので、どうしても充て職でいきますと女性の皆さんが少なくなってしまうという結果を御理解いただきたいというふうに思っております。

当然私どももお願いをいたしましたし、特に公募だとか、その他村長が認める委員というのは公募ということで御理解いただきたいんですが、それから、若者の代表ということで、いろいろ手を尽くして複数のもちろん方々に、あるいは学生さんを通して、専門学校とか大学の学生さんにもお願いをしていきましたけれども、結果としてはこんなことになってしまいました。

それから、農業委員についてでありますけれども、今までの農業委員の2名につきましては、議会のほうの代表を農業委員という枠をとっていただいていた経緯がありまして、これはすばらしい制度であります。

御案内のとおり、青木村では農業委員会法が改正された27年を受けて、29年7月に農業委員の改選をいたしました。これは推薦公募を経ての村長の任命になるわけでありますけれども、仕事柄各地区の農業関係を、あるいは現場を知っている方というような前提もあります。そういう中ではありますけれども、私ども推薦いただきます各区の区長さんには、女性、特に若い人、あるいは農業を実際にやっている方というお願いをしてまいりましたけれども、どうしても各地区の推薦していただいた方々は男性のみでございました。

それから、農業団体の推薦もJAからということで農業であります。今思えば、反省するのは、利害関係のない方ということで商工会、推薦人をお願いいたしまして、男性を推薦し

てきたのでそのまま充ててしまったんですが、次回からはそういうことを反省いたしまして、女性の方を御推薦いただけないかと、こういうお願いをしていきたいというふうに思っております。

繰り返しになりますけれども、各区に依頼した際には、区長とか、あるいは実行組合の皆さん方には、できる限り青年、女性の協力、選出について御協力をいただきたいということでもあります。

最終になりまして男性ばかりだということで、ある地区にはお願いをして、その推薦いただいた方をさておきまして、こちらで女性を選ぶのでというお願いをし、その女性のところに何回も通ってお願いをしたわけですがけれども、仕事等々もありまして、御了解、お引き受けをいただけませんでした。

こういった過程から、農業委員会は結果としてゼロになってしまいましたけれども、次回プラスして女性をとというお願いをしていきたいと思っております。農業の専門、あるいは地域を知っている方、この女性も今、若い人を含めて何人か出てこられておられますので、そういう方々に積極的にお願いをしていきたいというふうに思います。

それから、最後の女性の料理教室についてでありますけれども、郷土食の伝承、普及、こういったものは大変私も大事なことであるというふうに思っております。最近新聞、特に暮れになったせいもあるのかもしれませんが、各地区で伝承された郷土料理の話題が大きく新聞にも取り上げられておられます。

村内には御案内のとおり、こういった郷土食をテーマにいたしました立派な本を書かれた講師の先生もいらっしゃいますので、そういう方々にお願いをいたしまして、その地域に根付いた産物を使った独自の調理方法で作られた伝承の固有の食をお願いをする、そんな場をつくっていきたいというふうに思っております。

「青木村の郷土食、母から私そして孫へ」と、ごらんになっていない方もいらっしゃるかと思います。図書館に2冊ございます。これを書かれた本を改めて読んでみますと、昔懐かしいいろいろな食べ物がありまして、おこぎれですね、おこぎれって御存じない方もよそから来た方はいらっしゃるかと思いますけれども、おやつのことでありまして、こねつけとか、ニラの薄焼きとか、そんなようなのが出てきて大変懐かしく思っております。白ウリのかす漬は今でもちゃんとされておられますし、粉もののプチイレとか、懐かしい話題をこの本で見つけました。こういった先生を、まだまだお元気でいらっしゃいますので、こういったことを伝承していくようなことを、今お話ありましたような方法を含めてやっていき

いというふうに思っております。

私からは以上でございます。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

〔教育長 沓掛英明君 登壇〕

○教育長（沓掛英明君） 私は8番、男女共同参画のための保小中での教育的取り組みはいかにかということについてお話ししたいと思います。

印象から言うと、今は男だからとか女だからという意識は実は余り感じていないところがあります。例えば、ことしの青木中学校の生徒会長は女子でありました。さらに、来年度の生徒会長も実は女子であると聞いております。それから、小学校の運動会の応援団長もことしも女子が立派に務めておりました。

もう少しつけ加えると、12月1日に行われた子育てフォーラムでは、ことしは閉会式で中学校3年生が性的少数者、LGBTについての人権作文を発表させていただきました。これは性同一障害についての理解をよく考えたものでございます。中学校人権作文でありまして、上田大会の優秀賞を受賞し、県大会では奨励賞をいただいた作文であります。これは今、学校では男女の性差ということだけではなくて、人としてのあり方にかかわる問題、人権意識を高める学習を行っているところだと認識しております。

ちなみに、ことしの11月の人権教育では、中学校では1学年が障害者差別、2学年がハンセン病に関する学習、3学年が部落差別についての学習をしております。これからも一人一人を大切にする教育についてはしっかり教育的な充実を図ってまいりたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 小宮山住民福祉課長。

〔住民福祉課長兼保健衛生係長 小宮山俊樹君 登壇〕

○住民福祉課長兼保健衛生係長（小宮山俊樹君） 私のほうからは1番についてお答え申し上げます。

男女共同参画基本計画ということで、これは前回作成した計画でございます。平成27年度から31年度ということで、第3次の計画になっております。32年、再来年になりますが、向けて第4次をこれから計画していかなければならないということで、先ほど居鶴議員の質問のところの中でも申し上げましたが、この計画を次年度立てていきたいというふうに考えております。

その中で、いろいろな方々に、村民の方にアンケート等をとっていくというわけでございますが、そういった中で、あわせて男女共同参画計画については、周知のほうもあわせて進

めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 片田総務課長。

〔総務企画課長兼事業推進室長 片田幸男君 登壇〕

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） それでは、私のほうから、4番目、5番目、それから9番目に御質問いただいた内容につきまして、6番目もそうですね、お答えしたいと存じます。

まず、4番目、職員全体に占める女性職員の割合はという、また、最近5年間の採用の割合、女性の課長の誕生に期待が持てるかというような御質問の趣旨だったかと存じます。

正規職員でございますが、現時点で56人おまして、男性が31名、女性が25名ということでございまして、率にして44.6%、半分弱ということになるかと思います。

最近5年間の採用人数ですけれども、本年度、30年の4月1日採用が2名で、男1、女1、29年度が7名の採用がございましたが、男性1名の女性6名、28年度は2名で、やはり男女1名ずつ、27年度は女性が1名、26年度は男性が2名ということで、5年間で14名を採用いたしまして、うち女性が9名、率にして64.3%となっております。

20代、30代の職員では63.6%、半数以上が女性の職員ということでございまして、この構成比から言っても20年あるいは30年後には女性の課長さんが誕生する可能性も大いにあるのかなというふうに感じるところでございまして。

それから、5番目です。男性の育児休暇の取得の状況、あるいは女性が働きやすく、継続して勤務できる環境は整っていますかというような御質問の趣旨だったかと存じます。

男性の育児休暇、もちろん制度としてはございますけれども、青木村役場におきましては、その育児休暇の取得実績というのは今までまだございません。

女性の働きやすい環境についてということにつきましては、当然産前産後の8週の産休ですとか、育児休暇は最長で3年というようなこと、当然身分も保障されまして、職場復帰もできる状況になってございます。

また、休業中の人事につきましても、ほかの職員の登用、あるいは臨時職員をお願いするとかして対応ができているところでございます。

それから、6番目に御質問をいただきました各審議会委員等の女性の登用割合ということで、一部村長の答弁の中にもお話がございました。

条例で定めるものとか、あるいはそのほかにもいろいろな委員ですとか検討委員とかあるんですけれども、ざっと拾い上げても、現在動いているものでももう30以上の審議会とか委

員会、検討委員会等がございます。ちょっと全てについて申し上げていくとすごく時間がかかるんですけれども、御質問の中で挙げた民生児童委員につきましては、17名中11名で64.7%が女性、保健補導員については42名全てが女性で100%、子ども・子育て会議委員については18名中10名で56%、結婚相談員については4名中2名で50%ということで、今御質問の中でいただいたものについては、当然女性の割合がすごく多くなっているわけですが、そのほかでは、文化財審議委員さんだと14%ですとか、環境審議会委員だと10%など20%に満たない組織もございますし、消防委員だとか青少年補導委員、このごろの自然エネルギーの研究協議会などは女性が全くいないというような組織もございます。

こちらで調べたトータルでは、約479名の委員の中で122名が女性ということで、割合にして25.5%、おおむね4人に1人ぐらいの割合で女性という状況だということで御理解をいただければと思います。

それから、9番目の御質問の中で、各区の役員で女性はいるのか、あるいは女性の登用のために村で何かしていることはあるのかというような御質問だったかと思えます。

村のほうで各地区に特に女性ということでお願いしている役員さんということになりますと、安全協会の女性部、あるいは防犯指導員の女性部というような形で、特に女性の方をお願いしている部分がございます。これは直接区の役員として何かというよりも、村に出てきてもらって全体を見渡していただくような役割かと思えますけれども、そんなものがあります。

あと、女性の役員がいる区があるかというような御質問でしたけれども、こちらが把握できている限りでは、衛生委員さんで1名女性の方がいらっしゃいます。あと公民館の主事さんだとか育成会の関係だとか、全て男性の方です。

そもそも各区の役員さんというのは、各戸というか世帯の代表の方から選出されるケースが多いというふうに理解しております。そんなことから男性の役員さんが多いのかなというようなこともあるのかと思えます。また、寡婦世帯等で女性の方が区のほうへ代表で出られるケースもあるかと思うんですけれども、逆に役員さん大変だからというような配慮があって、役員等押しつけないというようなこともあるのかなというふうに考えられるかなと思っております。

だからといって、村では男性じゃだめだとかいうことを決して申し上げているわけでもございませんので、各区の事情が許せば積極的に女性の登用をしていただいて、お願いしたいというふうに思えます。

いろいろな役職が各区によって違うと思うんですけれども、区で許せば、その区の中の代議員さんの半分ぐらいは女性にしていきたいと思いますよというようなことがもし実現ができるのであれば、もっと女性の活躍の場というのがふえてくるのかなというふうに思いますけれども、今申し上げましたとおり、各区の役員の選出の方法とかについては区ごとさまざまでございますので、区民の皆さんの中から、やはり区の総会等でそんなような声を挙げていただくのも一つだと思いますし、考え方として、積極的に女性の方に活躍していただく場を設けましょうというようなPRは、村としてもそういう機会を捉えて今後もやっていく必要があるのかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 金井議員。

○4番（金井とも子君） 大変丁寧に御回答いただきまして、本当にありがとうございました。

いろいろ御説明を聞いてみますと、青木村も大分女性の進出が進んできたかなというふうに感じました。

長野県ではイクボス・温かボス宣言をしませんかと呼びかけております。企業、団体、教育機関、NPO、行政等の事業者、管理職等が、従業員や部下の仕事と子育て、介護の両立支援をイクボス・温かボス宣言として宣言し、職場におけるワーク・ライフ・バランスや多様な働き方の推進等に取り組むものでございます。一般社団法人長野県連合婦人会が発案した長野県イクボス・温かボス創出プロジェクトの取り組みでありまして、子育てや介護と仕事の両立ができる職場環境の整備と新たな形のケア社会化を目指しています。

この取り組みが進むと男性も女性も安心して働くことができ、若い世代の結婚と出産、子育ての希望が実現できる安心介護と子育ての社会づくりにつながります。長野労働局、経済団体、労働団体、職域団体、教育機関などさまざまな団体、機関が発起人となって、取り組みについての呼びかけを行っています。ぜひ青木村でも村長さん初め管理職の皆様には宣言をしていただけたらと思っております。

国会での委員会がテレビ中継されており、見ていますと、女性議員の発言がとても目立っているように感じます。ただ、この内閣は女性が1人だけだと少々寂しい気がしております。女性活躍社会ではなかったんでしょうかと、総理大臣、どうなんだろうかと思いがらいつも見ております。

話は変わりますが、岡谷市にあります男女共同参画センターあいとぴあでは、子育て自信アップセミナー、働き方改革セミナー、女性の活躍応援セミナー、女性に対する暴力をなく

すセミナーや、女性向けだけでなく男性のためのパパの子育てセミナーなどもろもろの事業を開催しております。それからまた、県では出前講座も受け入れしております。こういった研修の機会を村の職員の方を初めとして女性団体や村の方々にもお知らせして受講をしていただくよう、ポジティブ・アクションをしていただきたいと思います。

私も昔は職場の関係で、長野県の社会部に属したことがございますが、そのときはいろいろと通知がまいて、岡谷のあいとぴあに出向いていろいろ講習を受けたり研修をしてまいりました。こういうこともぜひ青木村の皆様にも受講していただけたらなと思っておりますので、ぜひどこかでお知らせをいただけるとありがたいと思います。

最後に、男女共同参画を幾ら叫んでも、統計などを微に入り細に入りとったとしても、女性の社会進出は大変難しいものです。男性、女性の体の違いである程度はやむを得ないこともございますが、声を挙げないことにはこの社会を変えていくことはできません。時間はかかるでしょうが、これからの期待したいと思っております。

以上で質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（沓掛計三君） 4番、金井とも子議員の一般質問は終了しました。

ここで暫時休憩といたします。15時50分から再開いたします。

休憩 午後 3時42分

再開 午後 3時50分

○議長（沓掛計三君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◇ 宮 入 隆 通 君

○議長（沓掛計三君） 1番、宮入隆通議員の登壇を願います。

宮入議員。

〔1番 宮入隆通君 登壇〕

○1番（宮入隆通君） 議席番号1番の宮入隆通です。

さきに通告しました3点につきまして、一問一答方式にて伺います。よろしく御答弁のほ

どお願いいたします。

まず1点目、最初に子育て支援について伺います。

現在青木村では数多くの子育て支援施策がなされており、子育て世代の私どもにとって大変ありがたく思っています。青木村の例として、出産祝金支給事業、保育園の保育料の減免措置、第2子半額と、あとチャイルドシート購入2分の1補助と、乳幼児だけでもこれだけのことがありますし、そういった補助のほか、母子相談や乳幼児健診など多くの事業がありまして、このように今まで手厚く支援していただいておりますが、最近移住してきた母親の方から乳幼児の紙おむつについて要望がありました。

その内容は、乳幼児の紙おむつのごみを無料にすることはできませんかということでした。私の家庭でも紙おむつを使っている乳幼児がおりまして、使った紙おむつは燃えるごみに入れて処分しています。確かに燃えるごみの袋は購入しているわけですから、紙おむつのごみは有料ということになります。紙おむつのごみを無料としている地域から移住してきた方からの要望でした。

このような支援を実際に行っているところがあるのかと思ひまして調べてみたところ、意外に多くの自治体で行われていることがわかりました。長野県では、私が調べたところですが、長野市、飯田市が行われていることがわかりました。全国的に規模に関係なく満遍なく行われておりました。インターネットで調べる限りなのであれなんです、北海道のエリアで多くの市町村で行われていました。

無料化している一例としては、例えば3歳までの子供がいる、乳幼児がいる家庭が対象で、出生届の際に3年分まとめて燃えるごみの袋、この大きさに関しては地域によって異なるんですけれども、10枚とか30枚、大きさもまちまちですけれども、大きいのを30枚とか、年間当たり30枚とか、一度に3年分まとめて、例えば年間30枚であれば3年分まとめて90枚支給するとか、そういったやり方であるとか、紙おむつ専用の袋を準備をして、そういったものを10枚だとか支給するとか、いろいろな袋を準備するのもあれなので、紙おむつに関しては透明なビニール袋に入れてくれという形で、透明なビニール袋に入れてもらって紙おむつと書いてくださいと、そういった運用方法のところもありまして、方法は各自治体によってさまざまであります。

もし紙おむつのごみが無料化となった場合、どれだけそういった乳幼児を持つ家庭での負担というものが軽くなるのでしょうか。例えば長野市であれば、大きな燃えるごみの袋、これを年30枚支給するとしています。

青木村では大きな燃えるごみの袋、あれは20枚で1,080円なので、対象となる乳幼児1人当たり30枚と考えますと年間1,620円、そういったものを例えば無料化するのであれば、年間1,620円分の負担が軽減されます。仮に対象となるゼロ歳から3歳までの乳幼児が青木村に70人いると仮定した場合、例えば年間で計算しますと11万3,400円になります。これは対象となるそういった乳幼児を持つ家庭側から見た負担する額のことです。

ところで、紙おむつの処理をする費用、こういったものは実際どれぐらいかかっているのか。これは私の試算なんですけれども、ちょっと計算してみました。例えば紙おむつ1枚、乳幼児用なので意外と軽いんですけれども200グラムと、使用したものです、考えて、1日6枚もし使ったとすれば1.2キログラム、月で36キロ、年間で1人当たり432キロの紙おむつのごみが出ます。今燃えるごみの処分費用は重さで費用が決まると伺っています。20キログラム400円だと言われてはいますが、それで考えると年間8,800円の、単純に何でも言えませんけれども、一応試算すると年間8,800円の紙おむつのごみの処理費用がかかっていると。それを考えると、今でも村としては費用負担をしているということも言えるわけです。

ゼロ歳から3歳まで、これすみません、70人と勝手に仮定してしまっていますけれども、70人と仮定した場合なら、年間の処理費用は61万6,000円。ただ実際には、今はこの燃やすごみの処理費用の話なんですけれども、実際にはプラス収集とか運搬の費用がかかりますので、実際には100万円ぐらい、もしかしたらもちろんいろいろな経費があるので、それ以上のことはかかっているかもしれません。

先ほど試算した11万3,400円、これの紙おむつのごみ処理の負担、これをなくすことで紙おむつのごみがふえるというわけではないと思います。何でもかんでも無料がいいことだとも思っていないんですが、ただそういった子育てをしている世代の人たちの負担を軽減させるということで、ターゲットを絞って最大限の効果を生む、そういったことについてはやってみてはいいのではないかと考えています。

今の子育てには本当にお金がかかり大変です。おむつを買って、さらに処分するのにもお金がかかっているんです。おむつを処分する費用を無料化することによって子育て世代の負担を軽くして、もっと子育てしやすい村となるように実現をお願いしたいと思っておりますが、いかがでしょうか、お願いします。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 子供たちへの投資、あるいは子供への投資というのは、やはり将来の

村の宝を育てているという意味では大変時期を得た御質問であるというふうに思っております。

ちょっとその前段として生ごみの話をさせていただきたいと思いますが、今、広域行政で最大の課題は資源循環施設であります。団体交渉を年何回か、団体交渉といいたまうか、地元の方との意見交換会をやりますが、青木の村長は生ごみの処理をやっていないのかと毎回御指摘をされまして、大変肩身の狭い思いをしております。上田もやっていませんけれども、東御とか長野は生ごみの堆肥化をしておりますので、そういう点でも指摘をされております。

そうはいいながら、全国的に見ると、この上田・小県地域は1人当たりのごみの消費量というのは非常に少ない先進地域だということがデータとして出ておりますけれども、地元で資源循環施設をつくれる側とすると、まだまだもっともっとという、鼻紙までぜひリサイクルできるじゃないかと、実はできるんですけれども、そういうものをやるべきだということまで言われている状況でございます。

そういう中で、今紙おむつのお話をいただきましたけれども、調べてみますと、大変私どもが子育てするときは、布製のほうが早く子供たちがおしめがとれていいよというような話もありましたし、今でも若干少数派でありますけれどもそういう方々もいらっしゃいます。今、大変性能がよくなって使用量が増加している。吸水性とか保水性もよくなって、たくさん使われているようであります。それはそれでよかったというふうに思っております。

そのごみの減量化をお願いするわけでありまして、ただいま御質問の紙おむつは、ごみの減量化にはなかなかなじまないところもあるわけでありまして、今補助の話をしていただきました。そういう点も実際検討してみる価値、価値といったら失礼ですけれども、検討してみたいというふうに思っております。

長野市の例も、私も調べてみたら、ここは少し大ざっぱでありまして、3歳まで1年に30枚ということで90枚を、出生届のときに90枚をどっと預けてしまうというようなことで、それもいかなものかと思っておりますけれども、事務的にはそれが一番楽な方法なのかもしれません。

ただし、いつも思うんですけれども、無料になると多く出てくるという傾向が心理的にはあるんだろうというふうに思います。それと今の話をどういうふうに整合性をとっていくかということは大事なことでありますけれども、ということと、もう一つ、これはスタートしたらやめるわけにはいかないというのがありまして、少子化の中で子供さんたちを呼ぶ、あ

るいは子育て世代を応援するという点では、額の多寡はありますけれども、いろいろなことを応援していきたいというふうに思っているところでございます。

先進例も身近にありますので、そういった実施市町村の状況を詳細に勉強してみたいというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） ぜひ検討をお願いしたいと思います。小さい額かもしれませんが、これを行うことで、現在対象となっている家庭の方はとても喜ぶことではあります。また、これから子育てする家庭からも歓迎されるでしょうし、移住とかを検討している人たちにとってもアピールできることだと思いますので、ぜひ前向きな検討よろしくをお願いしたいと思います。

続きまして、長野県内、今新聞等でも待機児童の問題が話題となっておりますので、確認しておきたいと思います。

松本市や塩尻市、安曇野市でも待機児童が今確認されておりました問題となっておりますが、青木村ではどのような状況なのでしょうか、お願いします。

○議長（沓掛計三君） 若林保育園長。

○保育園長（若林喜信君） 現在、青木村の保育園で待機児童はありません。お母さん方からの相談には親身になって相談に乗って、そういった不安がないように対応させていただいているところです。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） では、待機児童はないということでした。

もともとあきがあるということなので、そういったことであれば、例えば働きたいという人たちがいて、保育園に預けたいという人たちがいれば、そういった人たちは今受け入れることができるという解釈でよろしいのでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 若林保育園長。

○保育園長（若林喜信君） そのとおりです。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 潜在的な待機数というのもゼロだということと認識しました。

続いて、信州やまほいく制度について伺います。

青木村保育園が県が推進する信州型自然保育、信州やまほいく、この認定を受けました。

12月の広報でも掲載されておりましたが、改めて教えていただきたいのですが、やまほいく制度とはどのようなものでしょうか、お願いします。

○議長（沓掛計三君） 若林保育園長。

○保育園長（若林喜信君） 信州やまほいく制度についてですけれども、青木村はことし申請をさせていただきますして、先ごろ10月31日に県庁のほうで中島副知事さんより認定証のほうをいただけてきました。

この制度ですけれども、平成27年度より施行されました長野県の認定制度です。現在の認定状況ですけれども、県内185団体が認定を受けておまして、平成30年度は34団体が認定されました。上小地域では上田市が2園、東御市5園、そして青木村1園といった状況になっております。

自然保育は保育活動に自然体験を積極的に取り入れ、体験の中から主体性、創造性、社会性、協調性等を育み、健康的に成長するための力をつけることを目的として創設されたものというふうに理解をしております。

今回、青木村で認定されました制度ですが、普及型というものでして、週5時間以上の自然体験活動を行っていること、また、園庭に設置された遊具等での遊びではなくて、自然環境や地域資源と触れ合うことで気づきや学びが得られるような、そういった活動がされることが前提の制度でございます。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 実際そのやまほいくに向けて教える教育者として、研修など知識や経験を積んだ方、そういった方はいらっしゃるということによろしいのでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 若林保育園長。

○保育園長（若林喜信君） この制度の認定の基準の中には、まず外部研修への参加、それから自然体験活動に関する事例発表の実施についても設けています。

園では次長を中心に研修会ですとか講演会等に参加をしております。今年度は県の主催によりまして、丸子公園と依田川を会場に開催されました水辺遊びと安全管理をテーマにした研修交流会に参加をし、水辺遊びの注意点等について学ぶことができました。今後も多くの職員が参加し、スキルを身につけていきたいと思っております。

また、事例発表等では、小県郡の保育所運営協議会、これは長門町との共同運営ですけれども、この研修会の中で青木村の自然保育の状況を発表させていただきました。

また、やまほいく申請に当たりまして、6月14日には園の保育研修としまして、やまほいくの先進地であります上水内郡信濃町の柏原保育園さんを視察させていただきまして、保育の環境設定等のあり方についての勉強をしてまいったところです。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） やまほいくに向けて準備をしっかりといただいたということと理解しました。

今回のやまほいく、どうしても何かイメージ、山の中に連れて行くようなイメージがあるんですけども、こういったことで安全性に配慮されたものなのか、また、そういった教育者等の配置体制、こういったことを含めてどういったことになっているのか教えてください。

○議長（沓掛計三君） 若林保育園長。

○保育園長（若林喜信君） 安全性への配慮ですけれども、園では園外保育時の保育士の配置事項を定めたマップを用意しております。まず事前準備、それから出発の準備、出発時の確認、移動中の留意事項、活動中の注意、自由時間における配慮、到着時の確認等々ですが、保育士の配置は通常クラス当たり、年長、年中は2人、それから年少は3人、2歳児は3人、ゼロ、1歳児4人ということで活動をしておりまして、その他、遠足ですとか遠方へ出る場合は保育士を動員して対応しております。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） この認定されたことで、森林づくり県民税、これを活用して遊歩道整備などができるとありますけれども、青木村として具体的にこういったものを活用して何か新たに行うこと、そういった計画などはあるのでしょうか、お願いします。

○議長（沓掛計三君） 若林保育園長。

○保育園長（若林喜信君） 現在保育園には、保育園のすぐ下にあおきっ子広場というとてもいい環境がありますので、それを中心に活動しているところですけども、現在のところ環境整備等に活用できそうな補助事業等は、ちょっと調べてみても該当するようなものはありません。今後、県でも補助事業の充実を検討しているというような状況もありますので、それも踏まえて情報収集をしていきたいと思っております。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 今後いろいろ、せっかくそのやまほいくの認定を受けてこれからやっていくわけなので、もしいろいろこういった森林づくり県民税、もし活用できるのであれば、そういったものもぜひ活用しながら、よりよいやまほいくということをやっていただければと思います。

ほかの認定されている園を参考にさせていただいたり、先ほども研修に信濃町のほうに行かれたという話もありましたけれども、今後もそういったところを参考にさせていただいたり、そういったところと連携をしたり情報共有することで、さらにより保育園となることを期待しております。

続きまして、学校給食について伺います。

昨年12月の議会でも提言したことの確認となります。その際には、私からは、トランス脂肪酸遺伝子組み換え作物、食品添加物、こういったものを使わない給食を提供していただくようお願いしました。その際には、安全性に配慮した給食をこれからも提供し、できるだけ添加物のないものを提供していく、そういったことをしていくことを検討していくとの教育長の答弁でした。

1年たちましたけれども、その後の検討の結果、何かありましたら教えていただきたいと思っております。お願いします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 昨年の議会でもお話ししたところでありますが、学校給食は学校給食衛生管理基準にのっとり運営されております。その中に食品の選定という項がありまして、食品は過度に加工したものは避け、鮮度のよい衛生的なものを選定、有害なもの、その疑いのあるものは避ける。有害もしくは不必要な着色料、保存料、漂白剤、発色剤、その他の食品添加物が添加された食品、または内容表示、使用原材料及び保存方法が明らかでない食品については使用しないこととなっております。この基準にのっとり、栄養士さんも調理師さんも誇りを持って仕事に臨んでおります。

関係者の皆さんが最も重要であると考えていることは子供たちの食の安全でありまして、子供たちの健全な発育を大事に、本当に日々努力していると認識しております。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） いつも皆さん努力していただいていることは重々承知しているんですが、その結果、具体的に何か減らしたとか、何か使わなくなったとか、もしくは新たに何か使ったとか、何かそういったことというのは、この1年で何かあったんでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） もう一回確認をしたところ、特に青木村では大変に気配りをしております。例えば、ゼリーとかジャムなどでき合いのものは一切使いません。全て果物を購入して手づくりをしております。それから、どうしても手づくりできないハムやかまぼこは無添加のものを購入しております。合成のだしのもとも一切使っておりませんで、カツオ、昆布からだしをつくっております。レモンもレモン汁を買うのではなくて、国産のレモンを絞って使用しております。このように徹底して子供の安全に配慮していて、栄養士さんや調理師さんの誇りは青木の場合本当に高いなと、改めて私も感じたところであります。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 大変御苦労なさって給食をつくっていただいているということ、今の説明で本当によくわかりました。

前回、昨年12月にも説明しましたとおり、トランス脂肪酸のことをまた再度ちょっと説明したいと思います。

トランス脂肪酸はマーガリンやファットスプレッド、ショートニングに含まれておりまして、2003年にWHO、世界保健機関でも既に報告されていますとおり、大量に摂取しますと冠動脈性心疾患になる可能性が高まるというものです。冠動脈性心疾患とは、血液の供給が滞り、心臓まで十分な血液が届かないことにより起こる心臓の病気です。

このように、私たちの体に影響のあるトランス脂肪酸のない給食にしてほしいですけども、いかがでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） そこも確認しました。トランス脂肪酸が含まれていることから、マーガリンは青木では一切使用しておりません。ですから、その意味でも議員のおっしゃることをしっかり対応していると考えております。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） ありがとうございます。

マーガリンは使っていないというのは大変すばらしいことだと思います。

さまざまな食品に今トランス脂肪酸は含まれているんですけども、すみません、もしわかる範囲でいいんですけども、全体的にトランス脂肪酸を使っていないと言えるのでしょうか。その辺、もしおわかりでしたら教えてください。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 今回調べるに当たって、10月、11月の食品成分表を私見せてもらいましたが、本当に原料を使っていると。だから、でき合いのものというのはその中からは出てこないの、今ちょっと調べたら出てこないんですが、また後で見ていただきますが、よく考えて自分たちで一からつくっていると、これはわかっていただきたいなと思います。以上です。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） すみません、実際使っていないかどうかちょっとわからないので、何とも言えないんですけども、これはやはり自校給食を行っているからこういったことができる、そういったことだと思っています。

私が今学校給食のことで申し上げたいのは、高級な食材を使って何かつくってくれと言っているわけではありません。前回は申し上げましたけれども、私たちの体は食べ物でできています。そして、学校給食は子供たちが基本的には選ぶことができません。私たち大人に責任があることだと思っています。ぜひ今後もよりよい給食となるように、今後お願いしたいところであります。

次に、学校給食では、私のころは、食べるのが遅かったり、苦手なものが食べられず遅かった子供は、掃除の時間になっても食べさせられたりしました。以前この質問もあったような気がするんですが、もう一度確認したいと思います。

現在でも給食のときに、このように何かお掃除の時間になっても食べさせられるようなことはあるのでしょうか。どのような給食に対しては指導をしているのか、教えていただきたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） すみません、さっきの質問で、出てきました。これがそうですけれども、これだけ細かいものを買っていると。だから、でき合いのものというよりもこの材料でつくっているという、こういう感じですか。本当に見事だなと。

では、今の質問ですけれども、現在、給食が食べられないといって掃除の時間まで食べているようなことはないと考えております。一人一人の食べる量は個人によって差があるため、小食の子は盛りつけのときに加減をしております。また、苦手な食べ物は量を減らすなどの工夫をして、子供たちには給食は楽しみだと感じてほしいと願っているところであります。

青木小学校も青木中学校もそのような工夫をされていることや、本当においしい給食であることから、残菜が少ないと、残りが少ないということが特徴であります。栄養士さん、調

理師さんの努力のたまものであると私は感謝しておるところであります。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 給食は子供のころの一番の楽しみな時間の一つであります。子供たちがリラックスして楽しく食事ができるよう、今後も配慮いただきたいと思います。

続きまして、竹チップの粉砕機のことについて伺いたいと思います。

先日、元気づくり支援金を活用して竹チップ粉砕機が納入されました。竹は光を求めて外に向かう性質があつて、成長が早く、地下茎によって繁殖して、ピーク時には1日で1メートル以上成長するとされています。青木村で問題となっている竹林の問題、これを解決するためにも、この粉砕機の導入には期待が高まるころではあります。

納入前の8月に、既に竹チップを活用している団体の視察を行いました。私も視察に参加させていただきましたが、視察先では小型の粉砕機を活用して、機動力を生かして竹チップ化をする、そういった事例を見てきました。そこでは小さい粉砕機のほうが大きなものより山の中に入って作業ができるから扱いやすいんだというお話を聞きました。ただ、また使い方によっては、小さい機械というのはやはり故障頻度が高くなる、そういった注意点なんかもいただきました。

今回導入したものは中規模のものかと思えます。粉砕機を使いたいと思っていた人の中には、視察で見たように小型の粉砕機で、軽トラに載せて一人とか、もしくは少人数で使いたいと思っていた人もあったかと思うんですけども、今回は中規模の粉砕機で、重さ的には軽トラ、大きさ的にも載らないと思うんですけども、軽トラには載せられない。個人が自分の山にある竹を粉砕するというのにはちょっと大き過ぎるように思います。

今回のこの竹の粉砕機の機種とか能力、そういったものと今回の機種の選定の経緯、こういったものを教えてください。

○議長（沓掛計三君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興係長（花見陽一君） ただいまお話ありました竹チップの粉砕機の関係でございます。

今回入れさせていただきましたのは、機種では共立のKCM181D、処理能力は1時間で5立米、最大出力が25.2馬力ということでございます。また、粉砕したチップの出るノズルがあるんですが、ノズルが一応ありということで、方向転換できるものということで考えております。また、あと燃料につきましては、これは軽油でございますので、維持管理費も軽減されます。

今回機種選定ということですが、そのような条件の中を当てはめましたところ、先ほど言いました先進事例もございました。また、2月にも一応、一番初めにも青木村文化会館でも選定ありましたが、そのとき小さなもの、大きなものとかいろいろあったと思います。その中でもありますが、また近隣でもちょっと聞いた中では、当初小型を入れたところ、やはり機動力ですか、実際に広範囲にわたって作業するに当たっては、やはり大き目の出力が高いものでないとなかなか苦労なために、大きいものもまた購入したという話も聞いております。

そういうことを踏まえる中で、農業委員会、また今竹林の活用推進協議会、準備会の段階でございますが、その中で情報提供を行う中で、こちらの中型のほうの選定をさせていただいております。

やはり個人というか、やはり竹林の整備ということ想定しますと、やはり小さな、中規模というか、ある程度広さのあるところで、また、あと今特に荒れているところもそうですが、枯れた竹が中にも散在しているという状況も踏まえまして、そういうかたいものもあるものですから、やはりある程度能力が大きくないと処理が大変難しいのではないかとということも考慮する中で、今回中型の機種の選定をさせていただいております。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） ある程度広範囲で行って、何人か、1人とか2人で行うのではなくて、結構な人数で何か作業をするという、そういったものを想定して機種を選んで、ある程度大きいエリアを一気にやってしまうぞという、そういう感じを想定して機種を選定していただいたと、そういう認識でよろしいでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興係長（花見陽一君） 今回こちらで想定しているのは、個人での貸し出しはしないように考えております。それを前提に、やはり地域の竹林の整備ということですので、ある程度地区ごとにまとまった中で、一帯を整備しながらということ使っていただければなというふうに考えております。

ただ、この具体的な貸し出しにつきましては、まだ今後、準備会まだございますので、その中で最終的には詰めていきたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） わかりました。

すみません、私のほうの勘違いというか、個人で使うこともできるものだとちょっと思っていたものですから、そういった意味合いではちょっと異なるということは今理解しました。

そういったことであれば、個人的に貸し出しをすることではないということなので、そういった今回軽トラに載らないサイズではあるんですけども、どのように運ぶのか、ちょっと私のほう個人的な利用も考えていたので、そういう借りたい人はどうするのかなどちょっと心配になったんですけども、その辺もクリアになっているという認識でよろしいでしょうか。運搬方法ですね、お願いします。

○議長（沓掛計三君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興係長（花見陽一君） 私ども当初は個人でもという考えもございまして、いろいろ考えてございました。ただ、やはり大変機械自体が竹を砕くということで、大変危険性があるものということが最近わかりまして、やはりその中でも事故があったりということもお聞きしております。

そうしまして、こちらのほうでは、先ほどその前段での質問にもちょっと重なるところがあるんですが、操作するに当たりまして、一人でやった場合に、例えばけがをした場合に対応できるのか、竹林の中で一人で作業した場合どうかと考えた場合に、どうしても個人では危険であろうということを、安全性をやはり第一優先に考えまして、やはり最低3人、ある程度複数の人数がいなければこの作業を貸し出しするのは大変ちょっと難しいのではないかなというふうに、事務局で今考えております。

その関係で、個人でやる場合には、やはりオペレーターなどつけるとか、何かいろいろな方法を今考えておりますが、ある程度こちらでは講習会も開催させていただきまして、機械をよく覚えていただくことにやはり扱っていただきたいと思っております。

単純に個人的にこれを貸してくれというのは、そういうことは考えないで、やはり複数の方が扱えるというか、複数の方で作業をして、安全面を考慮しながら対応していただくということで、それを前段として今後進めさせていただきたいと思っております。

軽トラにも当然載りませんので、運搬につきましては、各使用されるグループの方に対応はお願いしたいというふうに考えております。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） これは、今はそのプロジェクトは村と道の駅、農業委員会、その3者でそういったプロジェクトが行われるというふうになってはいますが、例えばなんですけれども、そういった竹を何とかしたいとか何か活用したいという形で、何か団体、もしかしたら今ある団体かもしれないし、それをやりたいと思う団体をつくるなりして、そういった意味合いでもし依頼があった場合は、貸し出しはできそうなものなんでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興係長（花見陽一君） その辺も今準備会のほうでいろいろ検討しているところでございまして、やはりある程度の機械の扱いができる方がいないと、到底ちょっと今回無理なものですから、ある程度今既存であると、少し今回準備会もそうですが、地域でグループ、少し数人のグループで何かいろいろな活動をなされている方もいらっしゃいますし、これから、例えば新たにうちのほうもちょっとやるという話がありましたら、その中で誰か操作を、オペレーター的に操作ができる方を育成するのも一つですし、あとは協議会ということで、村が主体というのは協議会としてあるんですが、各グループにお任せを最終的には持ってきたいものですから、そうはいいまして事務局としても誰かオペレーターというか、そこら辺もできるかどうかということも今思案中でございまして。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 今回導入された機種、相当な能力のあるものだと思います。こういったものを十分活用していく必要があるかと思うんですけれども、それだけ能力のあるものですから、たくさん竹チップができると思うんです。こういったものを何に使うという、そういう予定でいるんでしょうか。お願いします。

○議長（沓掛計三君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興係長（花見陽一君） 今回、スタート時点としましては、当初から考えておりますのは、家庭の生ごみとまぜまして堆肥化する方法によりごみの減量化が一つ。またあとは、竹チップに土壌改良資材としての利用を主な目的として考えております。

ただ、いろいろ話を、いろいろ協議会も2回ほどやって、いろいろ話をする中でございしますが、やはりまたよくあるマルチング材として、竹林を整備した中にそのチップを入れることによりまして、下草の抑制とか、あと、ぬかるみを解消するなどございまして、さまざまな家畜の飼料化とか餌とか、あといろいろな竹積みですか、将来的にはいろいろな面につきましても研究課題と考えております。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） いろいろなものの可能性が竹にはあるわけなんですけれども、こういった切り取った竹から竹パウダーにするということもできるかと思うんですけれども、これは結構時間がかかって効率的ではないというお話を聞いています。ただ、パウダー化することで、さらにいろいろ用途が広がるかと思うんですけれども、今回の計画の中にはそうい

ったパウダー化であるとか、ペレットにすることもパウダー等にすればできるかと思うんですけども、そういったものの計画というものはあるんでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興係長（花見陽一君） 今回の機種につきましては、標準のセッティングはあるんですが、そのほかにもパウダー化ですね、たしかパウダー化につきましては、今回の機種の粉碎ということですが、とても細かい粉粒体での竹パウダーはできるようになります。

ただ、パウダーにつきましても荒いものから細かいものもあると思うんですが、さらにミクロ単位でとても細かいきな粉のような状態のもの、超微粒子パウダーにつきましては、食洗機によりまして加圧、あと潤滑処理とかいろいろな作業をしていく中での方法もあるということですが、とりあえず粉粒型の竹パウダーはできますが、細かいものにつきましての性能は、そこまではありませんので、それは今後の研究課題かなというふうに考えております。

また、ペレット化につきましては、ペレットにつきましては製造コストなどもございますし、また木質バイオマスとしての有効性を確認しながら、あわせてペレット化ということで、各個人の無理の中では、やはり事業所、ペレット化に御協力、御理解いただける方の業者も必要となりますので、今後それもさらに一歩、二歩進む中でそういう話が出ると思いますが、まだ現在ペレット化につきまして計画はまだ考えておりません。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 今、冬になりまして、いろいろストーブを使ったりするわけなんですけれども、青木村でもまきストーブを使われている家庭があるかと思います。石油を使わずにカーボン・オフセットによって環境に優しいとされているわけなんですけれども、最近ではまきストーブも、排煙のにおいがあるとか、高齢者の方にとってはまきを調達することが困難になってきているとか、そういった問題が新たな課題にもなっています。

そこで、今注目されてきているのがペレットストーブだと思います。ペレット化した燃料を使ったストーブで、燃焼効率もよくて、においも少なく、燃料の持ち運びも軽いということで、高齢者の方にも扱いやすいというのが特徴であります。

今、竹パウダーをペレット化するという計画は今回の中にはないと伺っていますけれども、将来的にそういった竹チップや竹パウダーからペレット化ができれば、そういった燃料となって循環させることができるんじゃないかと思っています。実際、全国的にその竹パウダー

をペレット化して、そういったストーブに応用しようとしている自治体、研究しているところが幾つかあります。

こういったように、竹をペレット化して、ペレットストーブやペレットボイラー、そういったものまで普及させたらどうかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興係長（花見陽一君） ペレットストーブ、またボイラーということでございます。そちらへの燃料への活用ということでございますが、現在いろいろな方面で試作段階もあるということでお聞きはしております。

ただ、やはりどうしてもコスト面などの課題も踏まえまして、マテリアル利用や他の機種も含めた、そのほかにも発電エネルギーとか、いろいろな利用事例を参考に、今後もう少し研究の必要があると感じております。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 竹を使うかどうかは別なんですけれども、そういったペレットストーブ、そういったものを青木村でもぜひ普及させてもらったほうがいいんじゃないかなと思っているんですけれども、こういったものを設置する際の助成制度というものは青木村ではあるのでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興係長（花見陽一君） 現在助成制度はありません。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） ペレットストーブ用としての助成制度としてはないんですけれども、他の何か助成制度を使ってという、何か使えるということはないのでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興係長（花見陽一君） 特に特筆したストーブのための助成制度はございません。ただ、青木村にはやはり若者定住ということで、たしか100万円上限の定住応援補助金がございますので、そこら辺の中で少しお含みいただければというふうに考えております。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） そういったものを使えれば活用できそうだとということと理解しました。今回の粉碎機の件なんですけれども、竹で困っている方、あとは竹を切って粉碎する人、あと竹チップが欲しい人、この3者が回らなければこのプロジェクトはうまくいかないかと

思っています。導入されたばかりで組織的にもまだ動けていない状況かもしれませんが、導入したけれども粉砕機が稼働していないということがないよう、ぜひ活用していただけるようお願いしたいと思います。

続きまして、地域ブランディングについて伺います。

青木村としては道の駅の整備も終わりました、今後の143号青木峠新トンネル、この開通を待つばかりの状況ではありますけれども、将来を見据えた現在の地域活性化策としては何が挙げられるのでしょうか。お願いします。

○議長（沓掛計三君） 新津課長。

○商工観光移住課長（新津俊二君） お答えいたします。

現在の青木村の地域活性化策ですが、さまざまな部署にわたっていろいろな取り組みをやっております。個別にはたくさんあるんですけれども、大きくは、青木村の長期振興計画後期5カ年計画に基づきまして4つのプロジェクトありますので、道の駅あおき高機能拠点化プロジェクト、それから国道143号青木峠新トンネル整備プロジェクト、あおきっ子小・中学校全学年2クラス化プロジェクト、健康寿命延伸プロジェクトでございますが、こうしたものを軸にして地域の活性化を図っていくというところでございます。

○議長（沓掛計三君） 宮入議員。

○1番（宮入隆通君） さまざまな地域活性化策を行っていただいているところではありますけれども、今、青木村ではタチアカネに関してキッチンカーを導入して全国にPRするなど、今後もタチアカネを使って地域を活性化させていくという考えもあるかと思えます。今後、じゃ、タチアカネを中心にどう青木村全体を盛り上げていくのか。

例えばですけれども、宇都宮であれば、例えば宇都宮といえども餃子、宇都宮の各餃子屋さん、こういったところを中心に、飲食店が特色を出して盛り上げています。ワインも、例えば千曲川ワインバレー、こういったくくりをつくって各ワイナリーが頑張っていると。タチアカネでいえばどうなのか。今、道の駅で盛り上がっているのは理解しているんですけれども、例えばそれ以外のそば屋さんやタチアカネ関連でほかの事業者が盛り上がっていく、こういったことを見据えてブランディングをしていく必要があるかと思っています。

現在でもキッチンカーをやるとかいろいろ、村としてタチアカネを押ししていることはわかるんですけれども、道の駅以外の派生して多くの方がかかわることができて、盛り上げられるような地域ブランディング、こういったことを検討してみたらどうかと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 地域の独自の魅力を付加価値を高めて、人を呼び込んで稼いでいくというふうにブランディングについては理解をしております。

タチアカネ、御案内のとおり大変好評であります。一定量の生産量しか出て、全国展開するには量が少ないわけでありまして。今後もそんなに大量にできるという状況ではないと思っております。

私が目指すのは、青木村に来ればこのおいしいタチアカネが食べられるという環境を整えたいというふうに思っております。タチアカネを使って関東なり東京圏で振る舞って、このおいしいものはどこですか。青木村です。青木村へ行った結果、移住もしたいとか観光もしたいとか、そういうようなことを狙っていきたくて思っております。

それから、もう一つ、これはもう知事とか関係の皆さんにいろいろなところで言っているんですけども、ワインと同じように、信州のそばをもっと大事に外部に売り出してほしいというようなことをお願いしてございまして、今、長和の韃靼そばと、いろいろ見てバッティングしないものですから、川越へ行ったり軽井沢へ行ったりして共同でPRをしております。もう少し県として、あるいは地域として、青木村だけではなくて信州のそばを売り出す、こんなキャンペーンをいろいろなところでしてほしいというお願いをしておりますし、また、そういった視点で我々も努力してまいりたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） お諮りします。

青木村の議会の会議規則第9条第1項では、議会の時間が5時までとなっております。同条の第2項の規定に基づき、会議の終了時刻を5時30分まで延長したいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） よろしいですか。それでは、5時30分までの会議といたします。

宮入議員。

○1番（宮入隆通君） もうこれで終わりにはなるんですけども、村長おっしゃっていただいたように、もちろんタチアカネで押していくのも必要なんですけれども、もっともっと信州のそばというものがもっと全国的に、もしかしたら世界にも誇れるものだと私自身は思っていますので、東京オリンピック2020年に向けて、海外の人たちなんかもおそばを非常に喜んで召し上がるものですので、そういったことを踏まえて、今後の地域ブランディングとしてタチアカネを青木村としても押していっていただければと思います。

私からは以上です。

○議長（沓掛計三君） 1 番、宮入隆通議員の一般質問は終了しました。

通告のありました 7 人の議員の質問は全て終了いたします。

---

◎散会の宣告

○議長（沓掛計三君） 以上をもって本日の日程は全て終了いたしました。

これにて散会といたします。

御苦労さまでした。

散会 午後 4 時 4 8 分

平成30年12月18日（火曜日）

（第3号）

## 平成30年第4回青木村議会定例会会議録

### 議 事 日 程 (第3号)

平成30年12月18日(火曜日) 午前9時開議

- 日程第 1 議案第 1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 2 議案第 2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 3号 青木村個人情報保護条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 4号 青木村介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 5号 寄附採納について
- 日程第 6 議案第 6号 青木村奨学基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第 7 議案第 7号 債権の放棄について
- 日程第 8 議案第 9号 平成30年度青木村国民健康保険特別会計補正予算について
- 日程第 9 議案第10号 平成30年度青木村簡易水道特別会計補正予算について
- 日程第10 議案第11号 平成30年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算について
- 日程第11 議案第12号 平成30年度青木村一般会計補正予算について
- 日程第12 請願第 1号 長野県子ども・障がい者等の医療費窓口完全無料化を求める請願について
- 日程第13 陳情第 1号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情について

---

### 出席議員(10名)

- |    |           |     |           |
|----|-----------|-----|-----------|
| 1番 | 宮 入 隆 通 君 | 2番  | 坂 井 弘 君   |
| 3番 | 松 澤 正 登 君 | 4番  | 金 井 とも子 君 |
| 5番 | 宮 下 壽 章 君 | 6番  | 沓 掛 計 三 君 |
| 7番 | 居 鶴 貞 美 君 | 8番  | 小 林 和 雄 君 |
| 9番 | 堀 内 富 治 君 | 10番 | 山 本 悟 君   |

### 欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	北 村 政 夫 君	教 育 長	杳 掛 英 明 君
総務企画課長 兼事業推進 室長	片 田 幸 男 君	参事兼 建設農林課 兼農振課長	花 見 陽 一 君
住民福祉課長 兼保健衛生 係長	小宮山 俊 樹 君	教育次長兼 公民館長	横 田 孝 君
保 育 園 長	若 林 喜 信 君	会計管理者兼 税務会計課長	多 田 治 由 君
建設農林課 兼建設係長	宮 下 剛 男 君	商工観光移住 課長	新 津 俊 二 君
建設農林課 兼上下水道係 長	横 沢 幸 哉 君	住民福祉課 兼地域包括支 援センター長	宮 澤 章 子 君
住民福祉課 兼住民福祉係 長	上 原 博 信 君	総務企画課 兼総務係長	稲 垣 和 美 君
税務会計課 兼住民税係長	早乙女 敦 君	総務企画課 兼企画財政係 長	小 林 利 行 君
税務会計課 兼資産税係長	奈良本 安 秀 君	総務企画課 兼事業推進 室長	塩 澤 和 宏 君
建設農林課 兼国土調査係 長	小 林 義 昌 君	総務企画課 兼庶務係長	小 林 宏 記 君
商工観光課 兼商工観光移 住係長	上 原 信 子 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長 片 田 幸 男 事 務 局 員 稲 垣 和 美

開議 午前 9時00分

◎開議の宣告

○議長（沓掛計三君） 定刻になりましたので、本日の会議を開会します。

---

◎議事日程の報告

○議長（沓掛計三君） 本日の日程は、先日実施されました常任委員会の視察研修等報告をいただいた後、第1号議案から質疑、討論、採決の順で行います。

なお、追加日程第1 議案第12号については、議案第11号の次に質疑、討論、採決を行いますので、御承知おきください。

---

◎視察研修報告

○議長（沓掛計三君） それでは、先日、実施されました常任委員会の視察研修等について、委員長報告をお願いします。

総務建設産業委員長より報告をお願いします。

堀内総務建設産業委員長。

○総務建設産業委員長（堀内富治君） それでは、視察研修の結果の内容について、説明を申し上げたいと思います。

2カ所でございますけれども、非常にテーマが広いものですから、集約をしまして2点に整理をして申し上げたいと考えております。

まず第1点は、8月29日でございますけれども、リモコン式の自動草刈り機の視察に行つてまいりました。いろいろどこでやっているか、そんなような物色もしたわけでございますけれども、本部町役場の協力を得まして実行することができたわけでございます。

青木村の水田の内容につきましてはほとんど構造改善ができましたが、非常に、今問題が発生しておるわけでございます。それは、なかなかいろいろの共同作業をしたくても出席してくる方が少ないと、こういうような実情でございまして、二、三年後の水田の対応につ

いては、非常に私は心配をしておるわけでございます。そんなときに一番ネックになるのは、やはり、幅の高い水田の除草作業だろうということございまして、30代、40代の若い青年が来ても、もう何しろ草刈りは精いっぱいだと、こういうような言葉を聞くわけでございます。

そんなことからして、何かこれは解消する方向づけをしなければいけないというふうに私は痛感をしておるわけでございます。大体、畦畔の高さは10メートル、あるいは8メートル。こういうような水田でも村内には何十枚、何百枚、何百枚とまでは言わないかもしれませんが、相当高い畦畔があるということございまして、このことについて、自動で、とにかくリモコンで操作をしながら草刈りのできるそういう方式はないかということございまして、いろいろと検討し、東御市の八重原というところで1台入っているということをお聞きしたもので、そこに行ってまいったわけでございます。

議員の皆さんと課長も出席されました。それから担当も出席をされたわけでございますけれども、いろいろと勉強してまいったわけでございます。

イタリア製でございまして、大体重量は500キロ、軽トラックに乗せることができると、こういうようなことございまして、長野県内には大体3台から4台同様の機械が入っておるだろうというようなことございまして、見てまいったわけでございます。

ジェイファーム荻原慎一郎さん、この方は昔から私は知っていますけれども、長野県下でも有名な農業者です。次男の方に説明をお願いしたわけでございますが、兄弟がみんなそこで働きながら頑張っておられると、こういうお話でございまして、次男の方が丁寧な説明してくれました。

非常に、機械の内容につきましては、清水マネジャーともいろいろな話をしておるわけでございますが、今、長野県下に入っておる機械メーカーは、大体5社ぐらいだろうと。そのうちの1社というのは、県の支援もいただいて諏訪の業者が開発を始めたというような情報も入っておるわけでございまして、近々のうちにかなり安定した草刈りのできる機械が導入されることになろうかな、このように私は考えております。

実際に、行った皆さん全員で機械の操作をやってまいりました。遠くに立ってございまして、どんどんと作業が展開できると、こういう状況でありました。荻原さんのお宅は、ほとんどこれで間に合わせておるということございまして、水田も80ヘクタールほどだそうでございまして、ほとんど心配なく作業をしておりますよというようなことございまして。

ここで、心配になりますことは、果たして青木村のこの水田にこういうような機械が、ど

の種の機械が入って順調な作業ができるかということであろうというふうに私は思いますが、その辺はこれからの検討事項である。石があつてはいけない、せいぜい傾斜度が40度程度までではないかと、50度までは大丈夫だと、こういうような話がありますが、これがもしひっくり返ったときには本当に大変なことになります。というようなことでございますから、その辺の判断で、これから機械の選定なり草刈り作業の検討を進めていく必要があるのではないかと、このように考えておるところでございます。

なお、それから一番心配になりますことは、オペレーターでございまして、誰でもいいというわけにはいけないだろうから、青木村の中でできるような皆さんとすれば、機械化作業部会の皆さんぐらいしかいないだろうというふうに私は考えておりますが、それはだめだと、こういうようなことで、今作業部会の皆さんから反発を受けておるわけでございますが、その辺のいろいろの整理をしながら、やはり青木村に一日も早くこういうふうな機械が入って、円滑に草刈り作業ができるように進めていきたいと、こういうふうに考えておりますので、よろしくをお願いします。村としても前向きにひとつ検討をお願いしておきたいと思っております。

さて、それから、11月28日喬木村へ行ってまいりました。喬木村、それから県の林業センターでありますけれども、林業センターのほうは、これは余り変化ないわけではありますが、喬木村の議会改革、このことについていろいろと勉強してまいったわけでございます。総務建設委員会ということで計画しておりましたけれども、社文の皆さんも、じゃ、一緒にということになりまして、議員全員で行ったきたわけでございます。ちょっと1人都合によりまして欠席しておるわけでございますが、いろいろの問題点が整理できそうだというふうに考えておるわけであります。

喬木村につきましては、私も古い仲間が何人かいる地域でございまして、非常に考え方が改革的な考えを持っておるところだと思います。イチゴの産地づくりをしたり、観光農園を開いたり、そういう面から考えれば、本当に県下トップでどんどんと農業振興もされてきた地域でもあります。そこへ行ってきたわけでございます。

喬木村につきましては、人口が6,463人、世帯数が2,152戸、こういうようなことでございまして、青木村よりも大きい規模の村でございまして、高齢化率は34.10と、こういう数字が出ております。議員の定数は12名、議員の報酬につきましては、平均で14万3,000円、若干ここよりも低いかないという感じはするわけでございますが、議員の定数も12名に減らして、今、一生懸命努力をしております。こういうことでございます。

取り組みの経緯として、平成21年6月に執行の村議会議員の選挙におきまして無投票とな

ったと。こういうことから始まるようございまして、こんな程度じゃだめだと、もっとやっぱり活発に議会の選出をしなけりゃいけないということのようでありましたが、そこで出てきたことが、夜間、休日議会の検討が行われたということございまして。いろいろ問題点がありまして進んでこなかったわけございましてけれども、平成29年6月執行の村議会議員選挙におきまして無投票となり、ここでまた議会改革機運が上がってきたということのようございまして、その後何回か会議を続けながら、29年12月から議会の開会をする方式に変えてきたということのようございまして。

課題等々、若干簡単に申し上げますけれども、夜間会議におきまして運営上問題事項が発生しても、いろいろと問題点が出て解決ができないようなことを県に相談しても、夜間ございましていろいろと相談に乗ってもらうようなわけにはいかないとか、それから、ほかの仕事しながら議員をやっておられる皆さんは、これは本当に御苦労なことだからということで、夜間にされたようございましてけれども、いろいろ検討してみますと、非常に、多くの検討事項が山積をしておると、こういうふうにお伺いをしてまいりました。

事務局体制ももっと強化をしないと、やっぱりこういうような夜間議会等々についてはやっつけいけないというような問題、それから、12名のうち、いろいろ仕事を持っておられる皆さんが半分はおるとございまして、そういうような面から考えましても、もっとやっぱり兼業で議員をやられておられる皆さんの立場を十分に考えた議会改革が、今後としては必要ではないかというようなことが強調されておりました。

これからC I Tを活用したところの情報の共有の仕組みをもう一步進んで考える必要があるのではないかというようなことございまして。議員の皆さんの意見を総じて聞いてみますと、現状、順調に進行しておるのではないかとこのようでありました。それから村民の皆さんもほぼ理解はされてきたのではないかとこのことでもあります。

それからもう一点は、夜間議会をすることによりまして、村長を初め職員の皆さんのいわゆる報酬だとか、それから時間的な問題、こういう問題ももっとやっぱり村として検討していかなければ問題が大きくなる面があるのではないかと、このようございまして、非常に村長といろいろと協議をして今後進めていきたいと、こういうようございまして。

もっともっとしゃべりたいわけございましてけれども、そんな内容で議会の関係につきましては聞いてまいったわけでございまして。

あと、松くい虫対策とかいろいろございまして、この辺の問題につきましては余り大きな変化はなかったわけございましてから省略をしたいと思います。

本当に簡単でございますけれども、概略説明を申し上げたわけでございますが、以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（沓掛計三君） 御苦労さまでした。

委員長報告が終了しました。

---

#### ◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） それでは、本議会開会日にお配りしました議事日程に従いまして進めてまいります。

それでは、議案第1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方。

[発言する声なし]

○議長（沓掛計三君） 質疑ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（沓掛計三君） それでは質疑を終了します。討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第1号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方。

[発言する声なし]

○議長（沓掛計三君） 質疑はないですか。

[「なし」の声あり]

○議長（沓掛計三君） 質疑なしと認めます。これで質疑を終了します。討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第2号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第3号 青木村個人情報保護条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方。

[発言する声なし]

○議長（沓掛計三君） ございませんか。

[「なし」の声あり]

○議長（沓掛計三君） それでは質疑を終了します。討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第3号 青木村個人情報保護条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第4号 青木村介護保険条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方。

〔発言する声なし〕

○議長（沓掛計三君） 質疑ありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） これで質疑を終了します。討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第4号 青木村介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第5号 寄附採納について質疑を行います。

質疑のある方。

金井議員。

○4番（金井とも子君） お願いいたします。

2番目の寄附でございますが、元青木村清流会会計沓掛貞人様から18万111円の寄附がございますけれども、これは111円と端数があるんですけども、どういうことなんでございましょうか。お願いいたします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） これは、青木村の清流会のことをお話しするんですが、これは浦野川に稚魚の放流をしたり、それから小学生の魚つかみ大会に補助を行ったりしていた団体なんです。沓掛貞人氏が会計としてかかわっていた団体なんです。現在は解散しております。活動がなかったんです。それで、ここできれいに清算をしてみたいということで、会計がお持ちになっていた111円まで合わせて寄附をいただいたというそういう理由であります。

○議長（沓掛計三君） 金井議員。

○4番（金井とも子君） 次に、6番の沓掛ミヤ子氏、それから7番の米津福祐氏の作品を寄附いただいておりますけれども、こちらのほうの価値等がわかりましたら教えていただきたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 少し説明申し上げます。まず、6番ですけれども、沓掛温泉の叶屋さんの沓掛研一さんの奥さんのミヤ子氏より小森邦夫作の彫刻「腰かけた婦」とほか1点を青木村郷土美術館ほかの備品として御寄贈いただきました。小森邦夫氏は、沓掛利道氏の最初の奥さんの御兄弟でありまして、茨城県の文化財団で中心的に活躍をされた方でありまして、日本芸術院会員でもありまして、数々の賞を受賞されておられます。寄贈の2作品も、それぞれ日展の文部大臣賞と日本芸術院賞を受賞されておりまして、評価額ですが、それぞれ100円から150万円とお聞きしています。一体は郷土美術館に、もう一体は文化会館に展示

したいと考えております。

次に、7番目の米津福祐氏ですが、油絵「誕生歓喜150」のほか4点の油絵を御寄贈いただきました。御存じのとおり、米津氏は「ささや」の御主人で、東信美術会の重鎮でもあります。昨年も1点寄贈いただきましたが、ことしは「家族」というテーマで米津氏の展覧会を5月に行いましたが、その御縁で御寄贈いただきました。評価額ですが、山崎館長に評価をしていただいたところ、1点が200万円相当ではないかということで、5点で総計が1,000万円になるという大変なものを御寄贈いただいたと考えております。

以上であります。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

金井議員。

○4番（金井とも子君） いずれも大変高価な作品でございます。村のほうでもよく管理をしていただいて、広く村民の方にも見ていただくように御配慮いただきたいと思います。

以上です。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

堀内議員。

○9番（堀内富治君） ただいまの報告があった内容で私は異論ございませんけれども、今、立派な作品ですと、これはいいと思いますけれども、寄贈の要請があったときに、どのような判断をしてどういう点をチェックして受け入れをしていくか、その辺のお考えがもしありましたらお願いをしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 委員会とかという話も実はあって、これから考えていかなければいけない問題だと思うんですけれども、これは村長、教育長、関係者で相談をしまして、まず、村にとって関係がある方かどうかとか、それから、もらって皆さんが納得していただけるものかどうかとか、そういうさまざまな観点で結論を出すというふうに考えています。

一番喫緊で問題があったのは、実は良寛さんの作品を何年か前に御寄附をいただくというような話があったときに、私も中心になって新潟の「良寛美術館」まで行って調べて調査をして、これこれこういうわけだけれどもどうだろうかということで、皆さんのお知恵をかりて判断をしようというふうには考えております。そのときは、だから結論としてはいただかないという結論になったんで、そういう結論もこれまでもありましたし、これからもあるだろうとは思っております。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 受け入れていただくことは、私は結構だと思いますけれども、その作品がただ倉庫の中に眠ってしまっただけでは本当に価値のないようなものですから、もっと村民に見てもらえるような、そういうことは考えられないものですかね。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 小森さんからいただいた彫刻は、これはいつも展示ということにとりあえずはなると思います。それから米津さんの作品は、いただいたものを美術館の館長も常備何点かは展示するような形で今工夫をしていて、収蔵だけするという事ではないというふうに考えています。

○9番（堀内富治君） わかりました。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

山本議員。

○10番（山本 悟君） すばらしい米津さんの作品を御寄附いただいて、さっき価値のことをお聞きしようと思っていたんですけれども既にありましたのでやめますけれども、今、富治さんのほうからもあったんですが、展示するスペースが限られているんで、その中で、どの作品をどういうスパンで展示するかというのは、館長さんといろいろお考えになるんでしょうけれども、その辺、それとちょっと古い話というか、参考にお聞きしたいんですが、かつてのバンカーのまがいものとも言われているものもありますけれども、村長、あれは将来的にはどうなるのでしょうか。ただあのままずっと時間だけが経過していくのか、どこかで何かの形をとれるのか、前々村長の時代の話なんで責任とかそういうことではないんですけれども。その辺も含めて……。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 郷土美術館は、大変小さな村にとりましては、文化を語るという意味では誇りを持って展示をしていきたいというふうに思っております。

内容を充実させていかなければならないんですけれども、大変このような財政状況ですから、新しいものを購入するという状況には今なくて、今あるものをどうやって回転させていくか、見ていくか、展示していくかというようなことが課題だと思っています。そういう意味で、この6番と7番についてはすばらしいものをいただいたというふうに思います。

バンカーについては、東御市では新聞等見ていると、時々定期的に展示しているようでありますし、私どものほうでも漏れ聞きますと、当時の資料を見ますと、3人に鑑定してもら

って、マルも1つの作品に対してマルもあれば三角もあればバツもあったということだそうでありまして、あの方は贋作が非常に多いということもあって、なかなか評価しにくいと、最終的に鑑定しにくいというものだそうです。折に触れて展示することもあるかと思えますけれども、そういう前提で見ていただくということを今の時点では考えております。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

[発言する者なし]

○議長（沓掛計三君） それでは質疑を終了します。

反対の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

[「なし」の声あり]

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第5号 寄附採納については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第6号 青木村奨学基金条例の一部を改正する条例について質疑を行います。

質疑のある方。

金井議員。

○4番（金井とも子君） さっきの寄附採納についての件で、大変大勢の方に奨学金として寄附をいただいております。その第2条に岩下勲様の名前を加えるということで、今回の条例の改正が出ているわけでございますけれども、ほかに青木村清流会様、それから、森泉徹雄様にも御寄附をいただいているわけでございますけれども、ここに御氏名を載せるというのは何か基準があってやっていることなのでしょうか。お伺いいたします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） その文章の「等」というところがひとつ問題なんですけれども、「及びふるさと応援寄附金等」というのがございますね、その文章が。その「等」のところに実はかけておまして、うちの内規として100万円以上の方をお名前をお出しすると、100万円に満たないものは「ふるさと応援寄附金」も実は奨学金として入っているものでありまして、これも何万円かの方もおられますが、その方たちもずらずらと並べると、これは大変なことになるということで、「等」でこれはご勘弁をいただいて、内規として、今言ったように100万円の方をということで考えております。

以上であります。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

金井議員。

○4番（金井とも子君） 100万円以下の方はお名前が載らないということではございますけれども、やはりそのお気持ちは大切にしないといけないと思いますので、どこかにちゃんときちんと整理をしておいていただけるとありがたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） おっしゃるとおり、記録にはきちんとこのようにして載せてありますので、必要であればまた資料としては提出できます。

○4番（金井とも子君） ありがとうございます。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

〔発言する声なし〕

○議長（沓掛計三君） これで質疑を終了します。討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第6号 青木村奨学基金条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第7号 債権の放棄について質疑を行います。

質疑のある方。

山本議員。

○10番（山本 悟君） 今回、公費でもって解体処理をしたんですけれども、通学路とか危険性とかというふうな大義名分がもちろんあったからおやりになったんですけれども、これからこういった問題がもっとたくさん出てくると思うんです。青木村だけじゃなくて日本中で、例えば、塀の件のだってそうですし、倒れそうな家屋もそうですし、大きな樹木があってその樹木があるいは倒れそうだとか、いろいろなことが想定できると思うんですよね。

そんな中で、一つの基準というか何かをつくっておく、ケース・バイ・ケースでやるというのも1つの考えですけれども、ある程度基準をつくって、所有者が例えば経済的に何とかできないとか、あと危険度がどうだとか、何かその辺どうでしょうか。少し研究してみて、例えば何かやったらどうかなと私は思うんですがね。何かあってから、さあどうしようというてやるのではなくて、あらかじめ何かあって、これはこのケイジに当てはまるかな、どうだろうなというふうな、どう思いますか。村長、いかがでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 大変、この権利の放棄については苦渋の選択でありますけれども、ただこれは権利の放棄というのは法的な決まりの中で行われてしまっているわけで、この件についてはですね。今の全体に対する御質問なんですけれども、実は、村内には廃屋になりまして倒壊寸前のような家屋も幾つかあります。こういったところをどうするか、地元の皆さん、あるいは周辺の皆さん、あるいは親族の皆さんと連絡をとり合いながらやっているわけですけれども、一番は、今回の議案第7号については通学路であったということと、それから隣に民家がありまして、こちらに倒壊すると大きな影響があるということで、全員協議会を数回開いていただきまして、これに至ってきているわけであります。

一番は、やっぱり人命、安全・安心の面で、そういった基準で今後やっていきたいと思いますが、一方、村の税金を公平に使うためということでは、やっぱり1人のために村の税金を使うというのはいかがなものかという、その悩みのあるわけです。基準としては、安全・

安心な面で判断をしていくということになろうと思います。

基準をつくるということは当然大切なことでありますけれども、なかなか基準がいろいろにわたります。そのときでなければ判断できないようなことも出てくるとは思いますけれども、キーワードとしては安全・安心ということでこれは判断をしてみたいと考えております。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

山本議員。

○10番（山本 悟君） 最終的には、村民の安全を守るということで村がお決めになる、公費を出すのもやむを得ないという、それはあれなんですけれども、そうすると、やっぱりケース・バイ・ケースでやっていくより当面しようがないかなと、こういうことでしょうかね。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 今回のことが一つの基準になると思うんですね。ここに現地を御覧いただいた議員さんもいらっしゃるかと思いますけれども、当時とすれば、大変こういうようなことになるだろうという想定をもとに、議会とは相談をして全員協議会等で御相談をしながらここに至ったわけでありまして、こういうことを前提として、今回のことを前提としてケース・バイ・ケースで考えていきたいというふうに思っております。

なるべく、一方では安全・安心ということもありますけれども、一方では公平という意味では判断しなければならないこともありまして、非常に、それと早くやらなければならないとかいろいろありますので、災害とかそういうことも含めてその場その場で判断をしていく、あるいは議会の皆様と相談しながらやっていく、時間があればそうしたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（沓掛計三君） これで質疑を終了します。討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第7号 債権の放棄については、原案のとおり可決されました。

---

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第8号 平成30年度青木村一般会計補正予算につきましては、本会議の初日に採決が終了していますので省略させていただきます。

---

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第9号 平成30年度青木村国民健康保険特別会計補正予算について質疑を行います。

質疑のある方。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 7ページ、8ページです。

そこに1点、説明書きの中では保険者努力支援分というふうに書いてございます。一般質問でもこのことについて質問する予定であることを申し述べておきましてけれども、まず最初に、この支援分は何年度分の支援分でしょうか。28年、29年とは前倒しがあり、そして30年から本格実施というふうなことになるかと思うんですが、何年度分ということで理解したらよろしいでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（小宮山俊樹君） 申しわけございません。ちょっと年度分ということまでは確認しておりませんでした。また改めて調べて御報告申し上げます。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） そうしますと、評価点が何点、何点何点中の何点であるということについてもお答えは難しいということでしょうか。はい。

この評価の全容について公開はしていただけますでしょうか。既に、公開している自治体幾つかあるわけですが、この点についてはどうでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（小宮山俊樹君） 県のほうから調査がありまして、それに基

づいてそれぞれどれだけの数値が上がっているかということは、県に報告してあるわけでございます。その内容につきましては、希望があれば、当然お見せしたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 要するに、どういう点が評価され、どういう点でまだまだ努力すべきなのかということをおある面では村民にも知っていただくことも大事な事かなというふうに思うんですね。そういう中で、やっぱり医療費とか保険税を下げていくというようなそういう取り組みもできるかなと思うんで、その点について、ぜひ村民にも公開していただきたいなというふうに思っております。

あわせて、この点にかかわって、この分が次の9、10ページのところで、一般財源がこの分を差し引くというふうに計上されてございますが、この差し引かれた一般財源の振り戻し分というのは、どこに加味されているのでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（小宮山俊樹君） 96万円ほど国・県支出金のほうに移したわけでございますが、その分をこのページでいきますと、総務費から国民健康保険事業費納付金、それぞれ補正があります。その額のほうに移しているということでございます。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） ただいまの坂井議員と同様の質問をさせていただきますが、保険者努力支援分というのは、国が県、村に対して支援、交付する制度というふうになっておりますが、これは県のほうから来ておりますが、これの仕組みといいますか、国から直接村のほうじゃなくて県経由で来ていますよね。この点につきまして、ちょっとお聞きをいたしますが。

○議長（沓掛計三君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（小宮山俊樹君） 県のほうに村のほうで上げた数値報告して、それで県のほうからまた国にという形で事務のほうは流れているかと思っております。

こちら、国のほうでそれぞれの基準というものが毎年示されるわけでございますが、次年度につきましては、まだその基準が示されておられません。例えば、国保税の収納率につきましては、町村であれば何%以上、市であれば何%以上というような割合が示されるわけでございますが、そういったものが今回はまだ示されておられませんので、次年度以降どうなるかということにつきましては、まだはっきりということは申し上げられませんが、それを示された上で、村のほうでそれに見合う数値になっているかどうかということを確認し、県もま

たそれを確認しながらという形で事務は進んでいると思います。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） この保険者努力支援分が採択されたという的なことも坂井議員のほうからちょっと触れたと思うんですが、要は、目的としているのは保険料の抑制、あと、健診の受診強化、あるいは健康づくりへの参加と、こういうことが求められているというふうに解釈しているんですが、先ほど坂井議員のほうからも話があったと思うんですが、この点を村民の皆さんに周知するというのを私のほうからも再度お願いしたいと思うんですが、その点につきまして、お願いします。

○議長（沓掛計三君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（小宮山俊樹君） 医療費の抑制、それからそういうことが一番の目的で、頑張ったところにはそれ相応のものをという考え方のもとで行われているものと思います。

村の努力、村民の協力、努力、そういったものを村民の皆さんにお見せするということが大事なことだというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 96万1,000円というのは、これは村のほうから希望金額というかそういうことではなくて、トータル的に96万1,000円というのが算出されて出たものということなんですか。お聞きをいたします。

○議長（沓掛計三君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（小宮山俊樹君） 96万1,000円につきましては私どものほうで請求した額ではなくて、国・県のほうで算定した結果、この数字になったということで、この数字の私どものほうでどうこうできるという部分ではございませんので、御了解いただきたいと思います。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） これで質疑を終了し、討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

[挙手全員]

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第9号 平成30年度青木村国民健康保険特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第10号 平成30年度青木村簡易水道特別会計補正予算についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

山本議員。

○10番（山本 悟君） 村長にお聞きしたいんですが、村長、現在全国の簡水の役員をやられて、岩手県の村長さんとも親交を結ばれているというようなことで、私どもはいろいろな面で要望をお聞きしたりもしているんですが、先ほど水道法が改正になりました。現在、水道というのは自治体が独立採算で運営していくというのが確か基本だと思うんですね。ほかから繰り入れるとかそういう形じゃなくて、あくまでも水道料金の中で賄って水道法という水質基準を守り安定供給していくと。

二、三日前なんですが、テレビ見ていましたら、あるところで、一部分ですが民間の水道が、全体じゃなくてある自治体の中で一部だけ何か高低差があって、どうしてもポンプアップしないとできないというようなことで、何か井戸を掘って民間がそれをポンプアップして供給している。そうしたら、その水道が何か内容がうまくいかなくて、結局赤字で電気代も払えないと。電力会社は電気……、ほかにもどなたかきつこのテレビを見た方がいると思うんですけども、結局、電気をその電力会社がとめちゃえば何十戸が何百戸の方は水道の供給を受けられなくなるというようなことで、NHKで確か取り上げたニュースで、私も興味持って見たんですが、現在でももう民間があるんだなというのが1つと、それからライフラインの最も大事なものの一つの水道をとめちゃうのかなと、随分テレビで取り上げるくらいですからあれだったんですけども、そんな中で、じゃ、また来年の一般質問か何かでも

お聞きしたいと思うんですが、水道が大きな大転換のときを迎えたなど、私はこう思っているんです。民間が参入する、競争原理を働かせるという面ではいいんですが、安定供給でできるのかなど。現時点ではまだこれからいろいろなことをこれから出てくるとは思うんですが、現時点で村長、第一感として尊重、どんな感じを持っていらっしゃるんでしょう。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 水道法の改正が紆余曲折を含めてがありまして、2回ぐらい国会を送られてやっと今国会で成立したわけでありまして。

流れとすると、水道にも、あるいは下水もそうかもしれませんが、今後、民間の活力を活用して、いわゆる民活をして水道法もやってもいいよということができるようという門戸を広げたというふうに理解しております。

ですから、青木村が今すぐこういうことに乗るかということと全くそんなことは考えておりませんし、恐らく青木村みたいなどころではなくて、民間が参入するのは浜松みたいな、今議論になっていますような、ああいう大きな人口のところ、効率のいいところを狙っているのかなというふうに思っております。

1つは、国の考え方のもう一つ見え隠れしているのは、やっぱり公営企業会計でありますので、やっぱり我々でいうところの特別会計でありますから、その中で歳入と歳出はちゃんと均衡がとれるようにしなさいよという国の考え方が、今後さらに強くなっていくのかなというふうに思っております。

青木村でも老朽管の大分延長も多くなりつつありますので、計画的に今年度から予算をいただいでやっておりますけれども、計画的にこの老朽管を布設がえしていく必要があるというふうに思っております。

きのうきょうのテレビ見ていると、民間が電気代が払えなくなって水道をとめるというような話があって、いろいろすったもんだしておりますけれども、これは公営の水道ではなくて民間が開発ですかね、のときに一緒にやったことでありますので、これは少し我々の今の水道法の改正とは議論が別であるというふうに思っております。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 当村は白川も供給できるようになりましたし、2月の渇水期もそれほど心配しなくてもいいし、安定的にいい水を安心して使えと、現状のままいただければいいかなと思うんですが、一応参考までにとということでお聞きしました。

以上です。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

〔発言する者なし〕

○議長（沓掛計三君） これで質疑を終了し、討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第10号 平成30年度青木村簡易水道特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第11号 平成30年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算について議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

〔発言する者なし〕

○議長（沓掛計三君） なしと認めます。

これで質疑を終了します。

討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第11号 平成30年度青木村特定環境保全公共下水道事業特別会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

---

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、議案第12号 平成30年度青木村一般会計補正予算についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

宮入議員。

○1番（宮入隆通君） 14ページ、地域おこし協力隊研修等負担金、これ大型特殊免許の取得の補助と伺っておりますが、ほかに地域おこし協力隊のほうで何か免許をとりたいとなったときにとれるものがほかにあるのかどうか、お願いします。

○議長（沓掛計三君） 片田総務課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 今回、協力隊の方にはあらゆる面で村の中で活躍していただきたい、また、3年後は自立して生活していただきたいという形の中で、考え得る取得、免許をとる中で今回このような形で上げさせていただいたところがございます。

ほかにどんなものがあるかというのは、ちょっと今ぴんときていないところもございましたけれども、それが村のためになったり、本人のためになるということが判断できるようなものであれば、予算の範囲内で御協力をしていきたいというふうに思います。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

小林議員。

○8番（小林和雄君） 26ページの農地費の委託料でございますけれども、調査設計委託料の120万ですが、ため池ハザードマップの作成ですかね、ということでございますけれども、これは内容についてどの程度の内容か、そのことについてちょっとお伺いしました。

○議長（沓掛計三君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興係長（花見陽一君） このハザードマップでございますが、

3つのため池に関しまして、その中で最近当郷の塩野入池でもハザードマップということで配布はされているかと思えます。皆さんにもお示したかと思うんですが、そのような感じで1枚の物でございますけれども、そのハザードマップのため池が決壊した場合にその流域のあたりあるかということで、1枚の図面で被害想定範囲を示すという簡略なものでございます。その簡略なものにつきまして、それに伴い、何かあった場合にはどういった対応が必要とか簡単な、簡略的なものでございますが、それを住民の皆さんにお示しすることで、非常時において対応が早期心づもりを含めて対応していただけるよう、そういう意味合いでのマップづくりでございます。

○議長（沓掛計三君） 小林議員。

○8番（小林和雄君） どの程度の簡略なものかわかりませんが、青木村の塩野入池やナガラ池のため池については、塩田平のため池と違いまして、平らなところのため池と違いまして、沢のところへ堰堤をつくってあるので、土石流を伴うような大きな災害が発生する可能性が非常に多いわけでございますけれども、そんな点について、そういうことについて十分鑑みて作成が必要だというふうに思いますけれども、どうですか。

○議長（沓掛計三君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興係長（花見陽一君） 今回想定しておりますのは、お手元に塩野入池の関係でございます。こちらのほうのような1枚ものでございますが、その流域で浸水の想定区域、また水深、また到達時間とかそこら辺を点線で示すという程度までの調査でございます。

今、お話しされました土石流とかそのような積算につきましては、詳細的な部分になりますので、申しわけないのですがこの予算の中では到底できない金額になってしまいますので、今回はまず今の段階では、まずは浸水の想定区域をお示ししたい、そうすると自分の住んでいるところはどのようなエリアに入るのかなというところまでだけの調査をさせていただきます。

○議長（沓掛計三君） 小林議員。

○8番（小林和雄君） 最後ですけれども、せっかく調査しても役に立つようなのをつくらなければ価値がないもので、その点についても十分把握してお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

山本議員。

○10番（山本 悟君） 14ページお願いします。

6の企画費の中の11番の需用費、印刷製本費2万2,000円ですが、美しい村づくり云々と聞いたんですが、もう一度御説明をお願いします。

○議長（沓掛計三君） 片田総務課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） お答えいたします。

このたび、美しい村づくり条例、仮称でございますけれども、今、検討に入っているところでございます。先ごろアンケートを実施いたしました。アンケートの用紙を改修するための返信用の封筒、そこに切手を張らなくてもそのまま投函すると後で青木村のほうに請求が来るという封筒を、番号を村が持っていて、その封筒を印刷するためのお金ということで御理解いただければと思います。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 美しい村づくり、仮称の条例をつくりたいということなんですが、まず現段階でどんなことを想定されているのか、目的とか、そんなふうなことについてお聞きしたいと思います。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） 一番は、私ども都市計画区域に入っておりませんので、建築基準法、都市計画法にかかわる規制、誘導がありません。それともう一つ、最近143の関係でいろいろロードショップも出てくるかもしれません。それから、土地利用も計画的に誘導するところ、補整するところ、そういうところをちゃんと決めていきたい。ルールを決めていきたい。それから、今一番、緊喫の話としては太陽光をどうするかというような議論もしておきたいというようなことで、県条例があったり、県の規制等があったり、あるいは砂防法とかありますけれども、それを超えるもの、あるいは体系的に裏でどうするかというものをつくって村民の皆さんに守ってもらう、あるいは誘導していただく、そういうことを考えております。

いずれにしても、条例でありますので、今、第2回目の委員会を今週いたしまして、その結果を待って、1月の中旬に全員協議会、あるいは議会等がありましたら、その本会議ではないんですけれども、議員の皆さんにも素案をお示しして御意見いただいて、できれば3月の議会に条例として提案させていただきたい、そんなスケジュールでおります。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） 検討委員会をおつくりになって、現在、検討されているということ

なんですが、委員は何名で、それからあと村で離職した人、あるいは公募とかいろいろあると思うんですが、おおまかで結構ですけれども、その組織の内容とそれから何回ぐらい会合を開いて3月の、じゃ、提案までに間に合わせるとのことだと思っておりますが、その辺をお聞きします。

○議長（沓掛計三君） 片田総務課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 検討委員は9名ということで、今、お願いをさせていただきます。村でお願いした方、また、公募でお願いした方ということで、9名中2名が女性でお願いしているところでございます。

委員会につきましては、既に1回委員会は終了しております、今、村長のお話にもありましたとおり、ここで2回目を行って、できれば3回の委員会の中でおおむね方向を出していきたいということで、年度内の方向づけを予定しているところでございます。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） たくさんの人の意見を聞きたいということで、アンケートをしたと同時に、企業からもアンケートをいただく予定にしております。

それからもう一つ、素案ができた段階で、パブリックコメントをして、また村民の皆さんからもさらに御意見、要望等をいただく予定としております。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

堀内議員。

○9番（堀内富治君） 14ページお願いします。

13の委託料、太陽光発電の設備、設置事業の診査、業務、委託料ということの20万組んでありますけれども、この太陽光発電の内容につきましては、これは大きいものか家庭のものか、大きいものだとは思いますが、どういう状況かお伺いをしたいと思っておりますし、なお、大きいものであるとすれば、現状の村内の状況についてお伺いをしたいと思っております。

○議長（沓掛計三君） 片田総務課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 太陽光の設置事業につきましては、昨年度から村のほうで要綱を整備いたしまして、その要綱に従って届け出をいただいているところでございます。そんな関係でございまして、大きいものも小さいものも、村の場合は屋根は別ですけれども、土地に自立して設置される太陽光発電設備については、全て届け出をいただくことにこの要綱の中でなっておりますので、その届け出された内容について、災害の危険性がないとか、いわゆる雨水の処理が適正にできているとか、業者さんが考えているや

り方で本当に大丈夫なのかというようなことを、技術的な検証をしていただくために外部の方をお願いして検証していただくような作業をしていただいた、また、指導をしていただいた委託料ということでございます。

○議長（沓掛計三君） 堀内議員。

○9番（堀内富治君） 村内の建設の状況についてお伺いをします。

○議長（沓掛計三君） 片田総務課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 要綱の制定以降、1件このごろ最後の完成まで終わったというところでございます。

現在、要綱は当然生きておりますし、問い合わせ等はございますけれども、今、現時点では新しく申請に至っているという案件はございません。

○9番（堀内富治君） わかりました。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

宮下議員。

○5番（宮下壽章君） 26ページお願いします。

林業費の委託料のところですが、ここに伐倒駆除分002とそれからその下のほうのところには001のところに薬剤処理というふうに書いてありますけれども、薬剤処理した場所はどちらでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 宮下課長補佐。

○建設農林課課長補佐兼建設係長（宮下剛男君） お答え申し上げます。

薬剤処理となっておりますけれども、これは実際には、伐倒駆除のことでございまして、表現としては、すみませんちょっと大変わかりにくいものになっておりますけれども、伐倒駆除につきましても、被害木を切った後に薬剤を加えて被覆をするというものでございます。村内全域で行っております。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） 伐倒駆除がほとんどメインでやっている事業でありますけれども、一部薬剤処理している村松のマレット場とかああいうところは薬剤処理して、樹幹注入等をやっているところだと思うわけですが、薬剤処理する場所とか伐倒駆除する、メインは伐倒駆除なんですけれども、薬剤処理しなければならない場所というのはそういう基準が何かあるんですか。

○議長（沓掛計三君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興係長（花見陽一君） 青木村におきましては、基本、全量駆除を実施して推進しております。被害が生じた場所につきまして駆除するわけですが、基本、薬剤等も今表現あったんですけれども、切り倒して薬剤で防虫をまぜて袋でして現地でそのままにして処理を自然消化を待つという状況でございますので、基本的に、各地域村内の発生した状況を連絡などいただきながら、また、林業業者との連携とりながら駆除をしている状況でございます。

基本的に駆除の指定地域はないんですが、補助金の関係もございまして、その賄いものにつきましては、この村単事業のほうで賄っているというのが現状でございます。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） それでは、薬剤処理というふうに書いてあったものですから、私もちょっと御質問させていただいたわけですが、ほとんどは伐倒駆除ということで理解してよろしいですね。ありがとうございました。

○議長（沓掛計三君） ほかにございませうか。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） ただいまの宮下議員の御質問にかかわる分でございますが、当郷区の押出地区で樹種転換事業をただいまやっておりますけれども、その予算についてはここに補正で組んである分に入っているのか、あるいは当初予算で組まれた分に入っているのか教えてください。

○議長（沓掛計三君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興係長（花見陽一君） そこにつきましては、当初予算のほうの分で対応させていただいております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 同じ地区、押出ですけれども、今後の整備予定がもし決まっておりますら教えてください。

○議長（沓掛計三君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興係長（花見陽一君） 予定としましては3カ年計画でございますが、今年度1年目ということでございます。

○議長（沓掛計三君） ほかに……、居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） 30ページの消防費についてお聞きをいたします。

需用費で、消耗品費36万3,000円なんですが、機能別消防の長靴という御説明であったと

と思いますが、これにつきまして、再度お願いします。

○議長（沓掛計三君） 片田総務課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 御説明申し上げます。

機能別消防団員ということで、村内の3社の企業の皆さんに、在勤の皆さん、昼間青木村にお勤めのときに村内で火災等が発生したときに村の団員と一緒に活動していただける皆さんということで、このごろ御協力いただける団員の皆さんが、今ちょっと動きがあるんですが10名前後の方が御協力いただけるということでなりました。そんなことから、その皆さんに係る長靴ですとか、活動服といいますか着る物、ヘルメット、そういった有事の際に最低限必要となるようなものを用意しておくということでございます。

○議長（沓掛計三君） 居鶴議員。

○7番（居鶴貞美君） こちらにつきましては、当初予算220万円であったと思うんですが、当初とは全く新しく出てきたと、こういう解釈でよろしいでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 片田総務課長。

○総務企画課長兼事業推進室長（片田幸男君） 当初でお願いしているものにつきましては、今、現在青木村で活動いただいている消防団員に係るものでございます。協力団員につきましては、このごろようやく報告が出てきたということでございまして、ここで追加でその分だけお願いするというところでございます。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

松澤議員。

○3番（松澤正登君） 30ページで、橋梁維持費の中の工事請負費で600万ほど国の予算を使ってというようなことですが、ちょっと私聞き漏らしたか、滝山1号橋ってどこの場所ですか。それからまた部分的な補修というふうに聞いていますが、内容についてお答えをお願いします。

○議長（沓掛計三君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興係長（花見陽一君） 場所につきましては、滝山ダムの下流でございますが、橋としましては集落から抜けて原地籍へ行く手前の橋、集落から抜けて山林にかかったところのまず1番目の橋でございます。現在もございますけれども、当初、橋の表面と裏側がさびが見えたりとか、そういうような部分もありまして、あと橋台ですか、支える台につきましても、簡易の長寿命化の計画策定に当たっては、目視で点検しているわけでございますが、そこら辺もちょっと見込んでいたわけでございますが、橋台のほうは手

をつけずに十分対応できるということで、表面の路面の修理、それと橋の前後に係る設置部分の補修を、今回工事として直しているところでございます。

○3番（松澤正登君） ありがとうございます。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

宮下議員。

○5番（宮下壽章君） 一番最後の教育費の部分になりますけれども、33、34ページですが、一番下のところにプール管理人、これはシルバーのほうに委託したということをお聞きしたわけですが、本年度のこの夏の利用者というのはどのぐらいになっていきますでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 現在ここには資料ありません。どうしましょうか。また後日お示します。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） じゃ、それならば、あそこは中学校のプールにも活用しておることですので、使用人数、相対的なものはわかるかと思うんですが、学生のそういう使用した人数と、それから一般の皆さんが利用されている人数と、そういうふうに分けていただければありがたいんですが。よろしくお願いします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 調べて、数字また示したいと思います。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 同じく教育費ですが、31、32ページ、中学校費についての11の需用費の消耗品費とありますが、御説明では、中学校の教師用のデジタル教科書というふうに御説明を受けましたけれども、この学年並びに教科はどのようなところでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員、ほかの方の質問入っていいですか。

○2番（坂井 弘君） はい。

○議長（沓掛計三君） じゃ、ほかに質問ございますか。

山本議員。

○10番（山本 悟君） 34ページお願いします。

青少年健全育成費の中の節のウの1の報酬ですが、部活動指導員報酬ということでお聞きしたんですが、もう一度御説明をお願いします。42万円です。3名、指導員……

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長、部活動の補正予算の内容を……

○教育長（沓掛英明君） デジタル教科書のほうは、4教科分ということであります。主要4教科ですね。3学年というふうに承知しています。

それから、部活動ですが、3人剣道部の先生にお願いして、今、ここに補正で上げたところであります。3人分のお金であります。

○議長（沓掛計三君） ちょっと待ってください。坂井議員のほう先答えられたから、坂井議員のほうを続けさせていただきます。

○2番（坂井 弘君） 4教科、3学年分、3学年とは3年生というんじゃなくて全学年という意味ですか。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） ちょっとそう承知しているんですが、もうちょっと待ってください。じゃ、それも確認して御連絡します。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 主要4教科で、5教科と普通言いますけれども、1教科どれが外れているのか。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） ちょっと、これももう一回調べますね。間違えたことを言ったらまずいので。ちょっと時間をください。

○2番（坂井 弘君） これもお答えづらいかもしれませんが、今後、購入計画というのはどんなふうになるのか、その4教科ないしは5教科でとどまるのか、ほかの教科にも広がるのか。

それから、あわせて教科書改訂があるわけですが、そのたびごとにこれは更新して購入する予定なのかどうか、そのあたり、今後の予定ということでお願いします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） 小学校が、実はもうITCが入っていて、電子黒板があって、電子教科書をずっと買っていたんですね。中学校がそこはおくれている、ようやく去年あたりからそれが動き出して、今回電子教科書を買うということになったので、私のほうとしては、教科書が新しく改訂になった場合には、それにあわせて購入したいなというふうに思っていて、先生たちにも使っていただくようお願いしたいと思っているところであります。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 今、お答えの中学校去年あたりから動き出したけれども、購入は今回初めてということですか。

○教育長（沓掛英明君） そうです。

○2番（坂井 弘君） このデジタル教科書の教育効果について教えてください。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） これは、小学校が先に先行していたので、そこらあたりからお話しますと、例えば、社会科で電子教科書を電子黒板に入れた場合、どういうことが起きるかという、社会科で資料がありますよね。資料のそこをタッチすると資料がしゃべり出す、あるいは動き出すということが可能になります。それから、国語でいうと、ここからここまで読みましょう、というふうに言った場合には、それがずっと反転をしてくるというようなことが起きます。それから、例えば英語でいいますと、今、小学校の先生、一番困るのは発音だと思うんですが、電子黒板があると電子黒板が発音をしてくれるので、ネイティブな発音を子供たちが聞けるという、本当に使い勝手がわかると先生たちは本当にありがたいと、逆に青木からよその学校に行かれたときに、今度困ってしまうというような話は聞いています。

中学校も、いよいよそういうふうに使ってもらえるとありがたいなと思っているところで

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 今、教育長から御説明いただいたとおり、教育的な活用方法というのは大変素晴らしいものがあるかというふうに思うわけですが、また視覚的に学習内容を捉えやすいという、そういう点では効果があるというふうに私も思いますけれども、一方で、画一的な学習方法になるというふうな弊害もあるんじゃないかなというふうに私は思うところ

あるいはまた、子供の想像力のある面では育つのに広がっていかないというふうな弊害も、やっぱりあると思うんですね。そういう点で、こうやって先生方が必要だと判断していることですから口を挟むことではないと思いますけれども、そういった、ある面デメリットの部分についても配慮をいただきながら活用していただきたいなと思うところであります。

あわせて、そうしたデジタル教科書を使った学習の様子、また参観できる機会があれば設けていただきたいなというふうに思っていますが、よろしく願います。

○議長（沓掛計三君） よろしいですか。

山本議員。

○10番（山本 悟君） 今の剣道の先生3人ということなんですが、今、学校の先生方の勤務実態が、時間的なこと、あるいは専門外のこと等々本当に大変だというようなことで、国を挙げて何とかしなくちゃならないというふうな中で、こういう苦肉の策としてこういう形になると思うんですが、これからこういう形がふえてきた場合、この人たちのまず身分がどういう身分なのか、それから、例えば体育会系、運動部なんかの場合ですと、例えば剣道でもそうですけれども、もし仮に練習中に竹刀の先の覆いがとれちゃって、たまたま剣道なんかでも目をけがしたというふうなことも過去にあるんですけれども、もし何かそういうことがあった場合の責任問題、それとあと保険にどういうふうな形に入るのか、それからあと顧問の先生がおられてなおかつこういう指導の方がいられるといいんですが、指導の先生だけの場合だと今度責任問題もありますし、ただ簡単に考えれば剣道のできる方に教えてもらえばいいじゃないかということなんですが、国全体として考えると、今度は資格の問題とか、指導員としてはどんな資格が、国単位、あるいは県単位とか何かそういう形でもって資格制度を設けないと、統一的なことはできませんし、これからだと思うんですが、そんな中で当村としてはとにかく子供は部活動が盛んになってくる、これは体育会系でも文化系でもそうですけれども、とにかく盛んになって子供がいろいろ知識を伸ばしてほしいというのが一つ、それから何か事故とか何かあってはまずいし、それから報酬は金額の問題ですからそのことについてはとにかくあれですけれども、全般的に教育長どうでしょうかね。国で考える問題もあるし、村として考えるべき問題もあるし、いろいろあろうかと思うんですが。お聞きします。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） まず、国・県でこの事業を推進しているというのはベースにあるというのはあります。青木の場合は、実はもう一つ推進する要素があるかなと思っていて、それは、これからあと2年は学級がふえていくんですけれども、それからあとはどんどん減っていってもう単級の学校になってしまうと。その場合、部活動の存続、子供の数もそうですが指導者の先生たちの数というの大きな問題があるので、そういう意味からいって青木は活用すべきかなというようなことがありました。それが1つ、あとは剣道部というのは、実は今までも剣道の有段者の先生がそうそういるわけではないので、外部指導者をお願いしていたので、まさにスムーズな移行ができたというところで、今度剣道部をお願いしてあります。

じゃ、その責任問題ということですが、かえって実は今までのほうが指導者の責任が、曖昧ではなくて担任がいつもいなければならないとか、あるいはスポーツ少年団の指導としてやっているとか、ちょっとそこがはっきりしなかったことがあったんですが、いよいよこれで外部指導者という位置づけになりましたので、引率からできる、運営にもかかわれる、それからお金のやりくりもできるという、かなりきちっとした役割を国として、あるいは県として与えられています。そのかわりに、必ず一日の研修には参加してほしい、それぞれ配慮しなければいけないことは何かということをお勉強してこななければいけないという縛りがありましたので、この3人の先生には、一日塩尻の総合教育センターに行って研修をしてもらっています。

ですので、身分とか、それから資格、それから責任、何かあったときの対応というのは、逆にしっかりしてきたというふうに考えています。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） ある面で、国が関与したことによって、国が指導したことによって、そういった、今教育長言われたように整備されてきたと思うんですけども、1つの例なんですけれども、高校野球で引率の部外のコーチといいますかその方がマイクロを運転して行って、たまたま交通事故で死傷事故になってしまったと、これは大変なことなんですけれども、そういった場合のこととか、さっき言った剣道で目をけがしてしまうとか、そういうこともあり得ますんで、ひとつ制度ができて緒に就いたかなという感じがするんですが、そんな中で村としてもまたベストを尽くしてやってほしいと思いますが、よろしくお願いします。

○議長（沓掛計三君） ここで暫時休憩といたします。

10時35分まで休憩といたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時35分

○議長（沓掛計三君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

先ほど答弁の中で答弁できていないものを、沓掛教育長よりお願いします。

○教育長（沓掛英明君） すみませんでした。数字がわかりましたのでお願いします。

平成30年のプールですけれども、村内の方が2,423人、このうちには保育園、小学校、中

学校の子供たち、あるいは授業中の子供たちも含まれます。村外の人が1,765人という数字であります。

それから、ソフトなんです、申しわけありません。4教科という、私たち4教科という教科なんです、実は4ソフトでありました。国語が2年生のソフト1つ、それから3年生のソフト1つ、それから社会科として地理の1、2、3年のソフトが1つ、歴史1、2、3年のソフトが1つ、きちんと言うと4ソフトを購入したということになります。よろしくお祈りします。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） ただいまのプールの件についてですけれども、ことしの夏、情報電話等聞いてみますと、暑いから普通はプールへ行くんですけども、温度が高過ぎてプールが中止、それから温度が低ければ中止ということで、稼働日数、一番大事なところがとられたような形になっているわけですけれども、ことしのオープンからクロスまでの、トータルで大体日にちとしてどのぐらいオープンしていますか。

○議長（沓掛計三君） それじゃ、これについて後でお知らせします。

よろしいですか。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） お答えありがとうございました。今の御説明ですと、国語と社会ということになるかと思うんですが、そのほかについても今後必要になっていくのか、あるいはこの国語、社会を重点的に考えてそこでとどめるのか、その辺はどうでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 沓掛教育長。

○教育長（沓掛英明君） これからの相談になっていくと思うんですが、まず使えるところから始めてみようというところで、少しずつ行っていきたいということなので、これから人事異動もありますので、どういうふうにしていくかは今後相談していきたいというふうに考えています。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 先ほども言いましたが、弊害もあるということ、ある面では確認しながら今後の活用をお願いしたいなと思いますし、また、そのことが案外活用できる場合もあるし、できない場合や人材ということもあると思うんですね。そういう点で、果たしてこの効果があるのかどうかという、そういったことも検証いただきたいなと思っています。

以上です。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

山本議員。

○10番（山本 悟君） 23ページ、24ページお願いします。

下のほうの農業振興費の中の11番の需用費、修繕料、石臼の修繕料ということなんですが、花見課長にお聞きしますが、私のイメージにあるのは、下の臼と上の臼があって、両側に溝が切ってあって、上からすり潰すべきものを入れて手で回したという、うちの祖母がやっているのを、今思い出したんですけれども、あれでしょうか、のこぎりの目立てじゃないけれども、何年かに1回とか、あるいは何トンやったら目立てといいますか、修理といいますか、そういうふうなやるべきものなのか、そうでなくて、偶発的にどこか部分的な何か故障したのか、その辺、どういうシステムもできたら、全然わからないんで。

○議長（沓掛計三君） 花見建設農林課長。

○参事兼建設農林課長兼農業振興係長（花見陽一君） この石臼の修繕でございますが、今おっしゃいました、石臼がちょうどする関係で、上下で下の石臼と上の石臼ですりますね、すりまして、その間に目立てしてあった溝があるわけでございますが、その溝にもものが、要するにすったものが詰まったりする場合があります。すっているうちにいろいろの温度変化によって目が詰まっている状況のときに、そこの掃除をするという作業がございます。その掃除をする作業におきまして、今回設備の修繕なんですけれども、その上段の石臼を今までは上げていたんですが、わずかのすき間程度しかあけていなかったもんですから、なかなか上段のほうの溝のほうの掃除というのなかなか十分にできないということがございました。

今回は、上段の石臼を完全に持ち上げて、移動して両方きれいにできるというそういう仕組みのものでございまして、それを安全に作業ができるようにということで、その支出を修繕として計上、持ち上げるものでございます。その持ち上げる設備を少しいろいろ加工して用意したということでございます。目立てにつきましては、適宜にすっている状況を見ながら現場の人がメーカーさんに頼んで、いろいろ手を入れて小まめに点検をしているようでございます。

以上です。

○議長（沓掛計三君） 山本議員。

○10番（山本 悟君） じゃ、実際に利用していて何か性能が落ちてくるというか、うまくできなくなってきたとか、何かそういうふうなことがあるんでしょうか。それから、車の

車検じゃありませんけれども、ある程度、定期点検的に何年に一度とか、あるいはどのぐらいの量をこなしたら点検するとかっていう、何かそんなことがあるのかなと思うんですが、いずれにしても万全な整備をしてやってほしいところなんですけど、定期点検的なことはあれですか、お考えは何かあるんでしょうかね。

○議長（沓掛計三君） 北村村長。

○村長（北村政夫君） ことし日穀製粉とおつき合いしてみても、非常にあそこは素晴らしいプロですから粉をひいてくれるんですよ。いろいろ言っていましたが、石臼の使用状況、特に回転数がゆっくりやっているとというのがわかりました。私どももそれに倣ってゆっくりやっていますが、やっぱりそうすると弊害があって、ごみがたまったりということで、今回臨時でお願いしております修繕料に至ったわけでありまして。

目立ても普通、通常2年に1回と言いますけれども、最近、大変粉の使用料が多くなったということで、1年ちょっとぐらいで目立てをする。なかなかいい目立て屋さんがないんですけれども、これも関係するところをお願いしまして、いい目立て屋さんを見つけてやっております。

おいしいおそばを食べていただく、タチアカネを発展させるためにも、やっぱり川上、川中、川下という中で、品質管理をしっかりとやっていかなければならないということで、この修繕料をお願いしてございます。

○議長（沓掛計三君） それでは、先ほど未答弁になっております沓掛教育長よりお願いします。

○教育長（沓掛英明君） お願いします。

ことし、42日であります。平日、土日含んで42日、ちなみに、去年が38日でしたので、去年と比べると4日延びています。

○議長（沓掛計三君） 宮下議員。

○5番（宮下壽章君） せっかくの施設なので、大勢に利用していただくように、また今後とも御努力いただきたいと思います。ありがとうございました。

○議長（沓掛計三君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） なければ質疑を終了します。討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

議案第12号 平成30年度青木村一般会計補正予算については、原案のとおり可決されました。

---

#### ◎請願第1号の質疑、採決、委員会付託

○議長（沓掛計三君） 続いて、請願第1号 長野県の子ども・障がい者等の医療費窓口完全無料化を求める請願についてを議題とし、質疑を行います。

宮下議員。

○5番（宮下壽章君） この請願についてでございますが、内容的には決して否定するものではございませんけれども、村長の当初の挨拶の中にもありましたけれども、村の財政力は県下町村の中で6割程度の実力が無いということ、ある財源を有効活用ということにあったわけでございますが、これについて、今回、小学校、中学校のエアコン等を単年度事業の部分に入るわけでございますが、こういったものにつきまして、この裏側にもありますように18歳になる年の年度末まで医療費について、入院、通院無料化ということですが、こういったものについては、恐らく年間に200万、300万という金額が村とすれば必要になってくるかと思うわけでございます。まして、こういったものが一旦可決された場合には、先ほどのエアコン等に関しては単年度事業でありますけれども、こういったものは恒久的な事業ということで、毎年かかってくるようになるかと思うわけでございます。

そういったことでございますので、請願ありました。可決しました。ということでなく、やはり、我々議員でありますので、常任委員会ですとか全体の中で、討議をいただいたり、審議をいただいたりしながら進めていくべきものと思うわけですが、その辺についてまた御検討いただければありがたいなと思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（沓掛計三君） ここで暫時休憩といたします。

議会運営委員の皆さん、控室のほうへお願いいたします。

休憩 午前10時46分

再開 午前11時02分

○議長（沓掛計三君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

ただいま、宮下議員から質問と継続審議の動議がございました。本件を閉会中の継続審査とすることの決をとります。継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○議長（沓掛計三君） 賛成多数。

これによって、請願第1号は、継続審査にすることに決定いたしました。なお、本件につきましては、この性質から社会文教委員会のほうへ付託したいと思いますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） それでは、請願第1号 長野県の子ども・障がい者等の医療費窓口完全無料化を求める請願については社会文教委員会に付託し、閉会中の継続審査事件といたします。

---

#### ◎陳情第1号の質疑、討論、採決

○議長（沓掛計三君） 続いて、陳情第1号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情についてを議題とし、質疑を行います。

質疑のある方。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 質疑を終了し、討論に入ります。

反対の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 賛成の方の討論を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 討論終結、採決を行います。

本案は原案のとおり採択することに賛成の方の挙手を願います。

〔挙手全員〕

○議長（沓掛計三君） 全員賛成。

陳情第1号 安全・安心の医療・介護の実現と夜勤交替制労働の改善を求める陳情については、原案のとおり採択することに決しました。

それではお諮りいたします。

本定例会に付議されました案件は全て終了しました。

それでは、小宮山住民福祉課長より、先ほど答弁なかった分お願いします。

小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（小宮山俊樹君） 国民健康保険給付費交付金交付要綱というのが30年4月1日から適応されております。坂井議員さんのほうから何年度分の申請であるかということの質問がございましたが、こちら新しい要綱に基づいて行ったものでございますので、30年分ということになります。それ以前のものにつきましては、それぞれ別の要綱がございますので、その要綱に基づいて申請する形となります。

今回、この要綱につきましては、とりあえず特別支援分ということで、国保会計の予算書のほう、その正本を提出し、それに基づいて県のほうから額が示されているという形になります。また、年度の末にはこれの実績という形でもう一度提出いたしまして、そこで数字のほうが確定するという形になるかと思えます。

以上です。

○議長（沓掛計三君） よろしいですか。

坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 調べていただいてありがとうございました。

二、三わからない点があったもので、再質問させていただきますが、30年度分だということがわかりました。28、29年前倒し分については、また別の要綱に基づいて別申請だというふうなお話でしたが、これはまだ申請していないということなんでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（小宮山俊樹君） そちらのほうは、また別に申請という形になります。今回は、事前に予算書という形で県のほうに出していますので、その分について

は確定いただきましたけれども、こちらのほうもまた後日、実績の部分を改めて申請するという形となっております。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） そうしますと、今のお答えの予算書ベースでの30年度分の申請ということですので、2点目に質問してまだ保留になっておりました評価点は、30年度分となると850点くらいだったのか835点くらいだったのか、ちょっとうろ覚えでいけないんですけどもの何分の幾つかというふうな点数については、まだ出ていないということでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（小宮山俊樹君） まだそちらのほうは、実績のところでは算定するという形になります。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） 私も調査不足で申しわけないんですけども、ほかの自治体でそうした点数が出ているようなところもあったりするように見たんですけども、そうした点数は3月までに出ない、あるいは現段階での評価というか、というふうなところで評価点を出して申請はしていないのかどうかその辺は。

○議長（沓掛計三君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（小宮山俊樹君） 当村のほうの場合は、国保ランというシステムの中で予算書の数値を入力しております。その中で自動的に交付金額、修正額のほうが算定されたという形で数字のほうが上がってきておりますので、その点数につきましてまだカクがとれていないということでございます。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） わからないところで質問していった申しわけないんですけども、96万1,000円おりてくるということは、予算書の中でというのはある一定理解するということもありますけれども、点数的に何点だから幾らっていうふうな形で配分されるシステムかと思うんですけども、そういう点数がはっきりしないところでおりてくるものなんでしょうか。

○議長（沓掛計三君） 小宮山住民福祉課長。

○住民福祉課長兼保健衛生係長（小宮山俊樹君） システムの中で、お金のほう、交付額のほうが自動的に計算されたという形になっておりますので、その計算の中身につきましてまで

はちょっと把握しておりません。

○議長（沓掛計三君） 坂井議員。

○2番（坂井 弘君） もう少し私も調べさせていただきながら、一緒に詰めていろいろ教えていただきたいと思いますが、よろしくをお願いします。

以上です。

---

#### ◎閉会の宣告

○議長（沓掛計三君） それではお諮りいたします。

本定例会に付議されました案件は全て終了しました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会としたいが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（沓掛計三君） 異議なしと認めます。

本定例会は本日で閉会とすることに決定しました。

これで本日の会議を閉じます。

それでは平成30年第4回青木村議会定例会を閉会といたします。

閉会 午前11時10分

以上会議のてん末を記載し、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

平成 年 月 日

青木村議会議長

青木村議会議員

青木村議会議員

平成三十年

第四回〔十二月〕定例会

青木村議会議録

平成三十年

第四回〔十二月〕定例会

青木村議会議録